
J A 洗馬の現況

《令和 7 事業年度》

この冊子は、J A 洗馬の令和 7 事業年度の経営の内容等を
広くお知らせ得うる資料です。

法律等に基づいて開示（利用者等への情報提供）すべき項
目のすべてを記載しております。

洗 馬 農 業 協 同 組 合

もくじ

はじめに	1
ごあいさつ	2
事業方針	3
令和7年度の業績	4
法令遵守の体制	9
個人情報保護方針	10
金融商品の勧誘方針	13
貸出運営についての考え方	13
社会的責任への取り組み	14
J Aバンク基本方針に基づく「J Aバンクシステム」	15
リスク管理体制	16
業務・事務の効率化への取り組み	20
農業振興活動	21
地域貢献情報	22
トピックス	23
事業のご案内	24
主な手数料	30
当組合の組織	33
地区及び店舗一覧	36
沿革・歩み	37
資料編	39

はじめに

日頃、皆さまには、格別のご愛顧をいただき厚く御礼申し上げます。

J A洗馬は、情報開示を通じて経営の透明性を高めるとともに、当 J Aに対するご理解を一層深めていただくために、農業協同組合法第54条の3に基づき、当 J Aの主な事業の内容や組織概要、経営の内容などについて、利用者のためにわかりやすくまとめたディスクロージャー誌「J A洗馬の現況」を作成いたしました。

皆さまが当 J Aの事業をさらにご利用いただくための一助として、是非ご一読いただきますようお願い申し上げます。

今後とも一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

令和8年 6月

洗馬農業協同組合

ごあいさつ



代表理事組合長
寺澤 武憲

令和8年6月

平素より農協事業に深いご理解と協力を頂き、厚く御礼申し上げます。

農業を取り巻く環境は、長引く原材料・生産資材価格の高騰、担い手の減少と生産者の高齢化に加え、地球温暖化に伴う異常気象の多発など厳しい状況が続いています。

ウクライナへのロシアの侵攻が長引く中、米国・イスラエルによるイランへの攻撃に端を発した中東情勢の不安定化により燃油をはじめ各種生産資材の更なる値上げが予想され、ますます農家の皆さんの手取りが減少してしまう悪循環が農業の未来に重くのしかかろうとしています。この危機的状況を農業者の皆様と一緒に乗り越える事が農協の使命と認識し行動するとともに一日も早く戦争が終結し持続的な農業の発展と継続を目指せる社会環境の実現に務めます。

令和6年・7年と続いた米不足問題から一転して本年になり米の自給見通しが大きく緩和し、自給バランスの目安となる来年6月末の民間在庫予測量は730万トンを超えるかつてない水準に達する恐れもあり、米価の大幅下落が現実味を帯びる事態となっている。直近のスーパーで販売された米の平均価格はピーク時の年初から2割下がっており今後どこまで下がるのか予断を許さない状況が続いており暴落すれば長期的な影響が避けられない。政府は令和9年度から水田政策の根本的な見直しを予定していますが、消費者と生産者双方に利益をもたらす政策となる事を望みます。

今期決算では当期剰余金7,868万円となり、剰余金処分額は出資配当を1.5%、事業分量配当は3,000万円となりました。組合員の皆様の農協結集の成果に改めて感謝申し上げます。

令和6年に改正された「食料・農業・農村基本法」や本年四月より施行されている食料システム法は食品関連事業者にとって大きな変革をもたらす重要な法律です。この新法により食品の価格形成や取引関係、契約内容などに根本的な見直しが求められ合理的な費用を考慮した価格形成と取引の適正化を推進するとうたわれています。他産業では生産コストの販売価格への転嫁は当たり前に行われていますが農業では長年価格転嫁が定着していないのが現状であり今後消費者の皆様の理解を得ながら適正な価格転嫁が行えるよう活動してまいります。

「食と農を基軸とした地域に根ざした協同組合」として、地域の先頭に立ち組合員の営農と生活を守る組織を目指し役職員一同努力して参りますので一層のご指導ご鞭撻のほどをお願い申し上げ、ご挨拶といたします。

事業方針

世界的な地政学的なリスクの高まりにより、食料安全保障がクローズアップされるなか、国際情勢の不安定化等によるエネルギーや原料価格の高止まりや、自然災害の激甚化、運送業界における時間外労働の上限規制に伴う運送費の高騰など、農業を取り巻く環境は年々厳しさを増しています。また、水田農業政策の見直し、米国の相互関税などの貿易摩擦、金融情勢の動向等はJA経営に大きな影響を与え、農業従事者の減少や高齢化や特に生産資材の高騰は生産コストの上昇を招き、生産者の経営を圧迫しています。

令和8年度は中期3ヵ年計画の実践2年目にあたり、引き続き「持続可能な農業の実現」「食と農を基軸とした協同組合の役割発揮」の着実な実現に向け、取り組みをすすめます。

営農・販売事業は、生産量の維持に向けた取り組みとして労働力の確保、自然災害に強い産地づくりを目指します。生産コスト上昇分の価格転嫁実現に向け、卸売会社・全農等と連携し、契約取引の内容精査、価格見直しを積極的にすすめ、青果物輸送規制に対応した体制づくりを行います。

生産購買事業は、生産資材が高止まり傾向にあるなか、低コスト・省力資材の提案や、出荷資材の統一化による価格抑制の取り組み等、コスト低減に向けた提案をすすめます。

生活購買事業では、燃油高騰等生活に与える影響はありますが、組合員、利用者のライフラインを守る事業展開を目指します。接客サービスの向上、販売、整備、保安等の充実に努め、組合員の要望に応えられるよう努めていきます。

福祉介護事業では、「その人がその人らしく地域で安心して生活を送れるように」をモットーに、引き続き様々な感染症対策に細心の注意を払いながらクリアセバの利用を進めてまいります。また、居宅介護支援事業所は圏域の拡大により、事業展開が多岐となり多様な介護相談に応じ、地域の皆様から信頼される事業所を目指します。

信用事業では、JAバンク基本方針等の枠組みに沿った内部管理態勢の構築をし、経営の継続性確保に向けた健全性確保、ガバナンス向上、内部統制強化に努めます。また、地域・暮らしを支える金融機関として、農業を基盤とする金融機関としての存在意義を発揮します。

共済事業は、全契約者・組合員に“寄り添う”活動を中心とした推進活動の展開により組合員・利用者への万全な保障提供を図ります。組合員・利用者本位の業務運営に向けた風土づくりを行い、契約者へサービスを届けるとともに業務の効率化を行います。

以上、役職員一丸となって洗馬の農業と組合員の皆様の暮らしを守るべく、各事業の実践に取り組んでまいります。組合員の皆様の一層のご利用とご指導、ご鞭撻を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

業 績

（１）事業の概況

農業者が生産した農産物が消費者の食卓へ届けられるまでには生産・流通・販売といった仕組みが存在します。時代とともに市場の自由化や消費者ニーズの多様化を受け農業者を取り巻く環境は大きく変化してきました。農家が安心して生産を続けられ消費者の皆様に安定して「食」をお届けすることが地域社会の維持発展に貢献し持続可能な農業の確立につながると思います。国会では現在5年間の農業構造転換集中対策期間を迎えています。これからの農業の道しるべとなる政策が決定することを期待します。

春野菜価格低迷補助を理事会決定し実行いたしました。また、ＪＡ洗馬農業振興ビジョンの活用による助成も行いました。異常気象が常態化する中、令和7年度においては大きな気象災害の発生のない年となり豊作となり生産物の販売金額実績は前年比88.2%の29.3億円となりました。安心して農業を続けられる環境を作り上げなければなりません。

令和7年度からスタートした中期3ヵ年計画達成に向け、地域になくてはならないＪＡであり続けるため「自己改革の実践と持続可能な経営基盤の確立・強化」とともに組合員との対話を通じ総合事業を基本とした経営に取り組みます。

主な事業概況は以下のとおりです。

【生産販売】

春作のレタス類の生育は順調な生育となり豊作となりました。さらに、前段産地の残量も多く販売苦戦し5月下旬から緊急需給調整事業の発動となりました。夏から秋にかけての異常な高温も3年連続となり、各品目それぞれ高温対策に取り組んでいかなければなりません。夏場の出荷のメインとなりつつあるイエローコーンについては15万ケースを超える出荷となりました。果樹においてもブドウを中心に4年連続で2億円を超える販売実績を達成することができました。

【生産購買】

肥料原材料の高騰と円安により肥料価格が高止まりする中、少しでも安く供給できるようＪＡ洗馬独自肥料の販売と予約購買を中心にした供給に努めてまいりました。ＪＡ洗馬生産販売ビジョンの対象項目の拡大支援を検討しながら、農家の皆様の負担を少しでも軽減できるよう取り組みます。

【生活購買】

12月にガソリンの暫定税率が廃止となり一時的に値下がりしましたが、その後の中東情勢の悪化に伴い大幅に原油価格の上昇が予想され多方面に影響を及ぼす可能性があり、今後の動向に注視が必要です。農産物直売所アピスも開業から5年が経過しました。直売部会・加工部会の皆様の協力をいただきながら地域住民の皆様方に更なるご利用をいただける店舗となるよう努力してまいります。

【信用】

「金利ある世界」への変化を感じる年となりました。事業状況としては、野菜販売価格の低迷や公金貯金の減少がありましたが、皆様のご協力により貯金残高は177.8億円の前年比93.4%となりました。運用では、系統の信連預金のみではなく、系統外の預金について3億円の上積みを行いました。預金残高は166.8億円の前年比94.2%となっております。貸出金につきましては、残高

27.7億円の前年比95.3%となりました。

【共済】

組合員・利用者の「くらしを守る」活動の実践と、組合員・利用者との絆の強化に向けた“寄り添う”活動を行ってまいりました。本年度の実績につきましては、推進総合ポイント目標1,130,000ポイントに対し、954,091ポイントの実績、達成率84.4%となりました。長期共済新契約高は21.0億円で満期等支払いにより、期末保有高は362.2億円となり、前年比96.5%となっております。共済金のお支払いは年金を含む満期共済金等お支払いが4.0億円、不幸にして事故に遭われたことによる共済金のお支払いは1.5億円となりました。

（２） 対処すべき重要な課題

食料・農業・農村基本法が改正され農業を取り巻く環境が大きく変化する今こそ組合員・地域にとって信頼されるＪＡ、なくてはならないＪＡであり続けるために、経営シミュレーションの検証によるＰ（計画）Ｄ（実行）Ｃ（評価）Ａ（改善）サイクルを実践し、以下の重要な課題に取り組み「農業所得増大と経営基盤の確立」を目指します。

- ① 農家所得向上に向けた再生産価格を意識した販売
- ② 農業労働力確保や支援による農業生産の維持・拡大
- ③ 正・准組合員の皆様に当ＪＡに対する一層の理解向上に向けた対話活動
- ④ 対話活動に基づく農業の担い手育成と農業応援団の拡大
- ⑤ 直売所の健全経営と地域住民の皆様による利用促進の研究

なお、当事業年度における農業所得の増大に関する事項並びに組合の事業運営等に対する准組合員の意見等の反映及び事業の利用に関する事項については、「自己改革工程表」に記載しております。

（３） その他組合の事業活動の概況に関する重要な事項

当組合では、法令等遵守の徹底や、より健全性の高い経営を確保し、組合員・利用者の皆さまに安心して組合をご利用いただくために「内部統制基本方針」を策定し、組合の適切な内部統制の構築・運用に努めています。今年度の運用状況の概要は、各項目下段に「運用状況について」と記載のあるとおりです。

◇ 内部統制基本方針

当組合は、組合員および利用者等からの信頼を得るために、「コンプライアンス（法令等遵守）の確保」「財務報告の信頼性の確保」「業務の有効性・効率性の確保」および「資産の保全」に努め、事業活動を行ううえで生じるリスクを把握し、適切に対応する体制（内部統制システム）を構築し運用します。

１．理事及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 組合の基本理念及びコンプライアンスに関する基本方針を定め、役職員は職務上のあらゆる場面において法令・規則、契約、定款等を遵守する。
- ② 重大な法令違反、その他法令及び組合の諸規程の違反に関する重要な事実を発見した場合には、直ちに監事に報告するとともに、理事会等において協議・検討し、速やかに是正する。
- ③ 内部監査部署は、内部統制の適切性・有効性の検証・評価を行う。監査の結果、改善要請を

受けた部署は、速やかに必要な対策を講じる。

- ④ 「マネー・ローンダリング等および反社会的勢力等への対応に関する基本方針」等に基づき、反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨み、一切の関係を持たない。また、マネー・ローンダリング等の金融犯罪防止及び排除に向けた管理体制を整備・確立する。
- ⑤ 組合の業務に関する倫理や法令に抵触する可能性のある事項について、役職員等が相談もしくは通報を行うことができる制度(ホットライン)を適切に運用し、法令違反等の未然防止に努める。
- ⑥ 監事監査、内部監査、会計監査人が密接に連絡し、適正な監査を行う。
- ⑦ 業務上知り得た当組合および関連会社の取引先に関する未公表の重要事実を適切に管理する体制を整備する。

【運用状況について】

組合の基本理念の実践として、コンプライアンス基本方針、役職員の行動規範を定め、定期的を開催するコンプライアンス研修会等を通じて、コンプライアンス意識の向上に努めています。業務分掌等により、各理事の所管業務を明らかにし、各理事のもと内部統制の構築・運用を行うことを明確にしています。また、自主（自店）検査、内部監査の実施、ホットライン（内部通報制度）の設置・運営により不法行為の未然防止や早期発見に努めています。更に監事による監査が実施されています。

2. 理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 文書・情報の取扱いに関する方針・規程に従い、職務執行に係る情報を適切に保存・管理する。
- ② 個人情報保護に関する規程を整備し、個人情報を適切かつ安全に保存、管理する。
- ③ 情報セキュリティを確保するための体制を整備し、適切な対策を実施する。

【運用状況について】

情報セキュリティ基本方針および個人情報保護方針に基づき、重要情報を一元的に管理し、重要性に応じてリスクへの対応を図っています。また、情報セキュリティ対策として、インターネット接続環境と業務ネットワークの分離、連絡体制の構築およびFire Wallの脆弱性管理を行っています。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 認識すべきリスクの種類を特定するとともに管理体制の仕組みを構築し、リスク管理の基本的な態勢を整備する。
- ② 理事は組合のリスクを把握・評価し、必要に応じ、定性・定量それぞれの面から事前ないし事後に適切な対応を行い、組合経営をとりまくリスク管理を行う。

【運用状況について】

リスク管理方針の策定を通じて組合をとりまくリスクの把握に努めるとともに、理事会等で定期的に協議・検討を行っています。

4. 理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 職制、機構、業務分掌、指示命令系統を明文化し、役職員の職務執行を効率的に遂行する。

- ② 中期経営計画及び同計画に基づく部門別事業計画を策定し、適切な目標管理により、戦略的かつ効率的な事業管理を行う。

【運用状況について】

中期経営計画および事業計画を策定し、その進捗状況を月次で把握しています。また、人事労務基本方針を策定し、中長期的な視点から人材育成に取り組んでいます。

5. 監事監査の実効性を確保するための体制

- ① 監事が円滑に職務を執行し、監事監査の実効性を確保するための体制を整備する。
- ② 監事が効率的・効果的監査を遂行できるよう支援する。
- ③ 理事や内部監査部署等は監事と定期的な協議、十分な意思疎通をはかることにより、効率的・効果的監査を支援する。

【運用状況について】

理事と監事は、業務の運営や課題等について、定期的に協議を行っています。内部監査部署には監事との十分な連携を指示し、監事監査の実効性確保を支援しています。

6. 組合及びその子会社等における業務の適正を確保するための体制

- ① 各業務における規程やマニュアル、業務フロー等の管理態勢を整備し、適正かつ効率的に業務を執行する。
- ② 「子会社管理規程」に基づき、関連事業に係る重要な方針、事項を監督し適切な指導・助言を行い、相互の健全な発展を推進する。
- ③ 「子会社管理規程」に基づき、子会社等の統括管掌を定め、事業計画の達成、法令及びその他事項の遵守、その他運用事項を監督する。

【運用状況について】

子会社管理規程を制定し、経営計画および経営戦略策定の指導・助言を行うとともに、業務の遂行状況を適正に把握・評価し、必要な指導・助言を行っています。

7. 財務情報その他組合情報を適切かつ適時に開示するための体制

- ① 会計基準その他法令を遵守し、経理規程等の各種規程等を整備し、適切な会計処理を行う。
- ② 適時・適切に財務報告を作成できるよう、決算担当部署に適切な人員を配置し、会計・財務等に関する専門性を維持・向上させる人材育成に努める。
- ③ 法令の定めに基づき、ディスクロージャー等を通じて、財務情報の適時・適切な開示に努める。
- ④ 計算書類（財務諸表）の適正性、計算書類（財務諸表）作成にかかる内部監査の有効性を確認し、その旨をディスクロージャーに記載する。

【運用状況について】

経理規程を整備し、適切な会計処理の選択、会計上の見積もりを行うように努めており、適時・適切に財務報告を作成できるよう、決算担当部署に適切な人員を配置し、会計・財務等に関する専門性を維持・向上させる人材育成に努めています。また、法令の定めに基づき、ディスクロージャー等を通じて、財務情報の適時・適切な開示に努めています。

(4) 協同活動の成果

我が国農業は、生産資材価格の高止まり、気候変動等による自然災害の多発化、食料自給率の低迷と農業者の急減など様々な課題が山積しています。

国際的にも、世界的な人口増加、国際紛争や地球規模での気候変動、自然災害の多発等による食糧危機のリスクが高まる一方、米国の相互関税による貿易政策への影響が懸念されるなど不確実性が高まっています。

令和8年度は、食料安全保障の確立に向け、改正基本法を踏まえ、農業者からの期待の大きい、合理的な費用を考慮した「適正な価格形成の法制化の年」であり、引き続き、今後の農政や将来の営農展望を方向付ける重要局面が続いていきます。

食料安全保障の確立を進めるためには、消費者の農業・農村への理解促進や、国産農畜産物の消費拡大が極めて重要であり、こうした機運醸成を図っていくことも必要であります。

このような中、令和8年度は、中期3ヵ年計画の実践2年目であり、重点事項である「魅力ある農業経営と活気ある産地づくり」に向け、全国段階とも連携し、JAグループの考えが反映された基本農政の確立対策、再生産可能な価格を形成する仕組みの具体化や法制度の構築、農業所得の増大の実現に向け、生産者の声を積み上げた農政運動を展開していきます。

農政活動

農政活動

(主な活動内容・事項)

5月12日 営農農政担当部課長会議

7月18日 営農農政担当常勤役員・部長会議

7月24日 塩尻市農政懇談会

10月16日 「国消国産」の日

11月11日 営農農政担当部課長会議

12月2日 長野県農政集会

2月10日 営農農政担当常勤役員・部長会議

法令遵守の体制

◇ 基本方針

J Aは、農業者の相互扶助と各種事業活動を通じ、地域経済・社会の発展に寄与するという社会的責任を負っている。

わがJ A洗馬は昭和23年発足以来営々と築き上げた先輩先駆者の方々の熱意と協同組合の理念に満ちた活動により、今日が存在があると信ずる。このような組織体として、近代社会に機敏に反応し、さらに健全な発展を期し、全役職員が社会的規範や論理・法令の遵守に積極的に取り組むことは、経営の最重要課題の一つである。この為にはJ A綱領の精神を踏まえつつ下記事項を基本とする。

わたしたちは、

- 一、 地域の農業を振興し、わが国の食と緑と水を守ろう。
- 一、 環境・文化・福祉への貢献を通じて、安心して暮らせる豊かな地域社会を築こう。
- 一、 JAへの積極的な参加と連帯によって、協同の成果を実現しよう。
- 一、 自主・自立と民主的運営の基本に立ち、JAを健全に経営し信頼を高めよう。
- 一、 協同の理念を学び実践を通じて、共に生きがいを追求しよう。

◇ コンプライアンス基本方針

- 当組合は、J Aの担う基本的使命・社会的責任を果たし、組合員や利用者の多様なニーズを応える事業を展開し、社会の信頼を確立するため、当組合の役職員一人一人が、高い倫理観と強い責任感を持って、日常の業務を遂行する。
- 当組合は、創意と工夫を活かした質の高いサービスと、組合員の目線に立った事業活動により、地域社会の発展に貢献する。
- 当組合は、農業協同組合法の遵守や、独占禁止法に違反する行為や違反する恐れのある行為を行わないなど、関連する法令等を厳格に遵守し、社会的規範に基づき、誠実かつ公正な業務運営を遂行する。
- 経営情報の積極的かつ公正な開示をはじめ、広く地域社会とのコミュニケーションの充実を図るとともに、透明性の高い組織風土を構築し、信頼の確立を図る。
- 社会の秩序や安全に脅威を与えるマネー・ローンダリング等および反社会的勢力等に対しては、確固たる信念をもって、排除の姿勢を堅持する。

組織・管理体制の確立

当組合は、個人情報取扱業者に課せられる義務と責任を果たすため、個人情報保護管理者を置き、個人情報の安全管理について、内部規程、監査体制の整備等を行っています。

◇ 洗馬農業協同組合個人情報保護方針

洗馬農業協同組合（以下「当組合」といいます。）は、組合員・利用者等の皆様の個人情報を正しく取扱うことが当組合の事業活動の基本であり社会的責務であることを認識し、以下の方針を遵守することを誓約します。

1. 関連法令等の遵守

当組合は、個人情報を適正に取扱うために、「個人情報の保護に関する法律」（以下「保護法」といいます。）その他、個人情報保護に関する関係諸法令及び農林水産大臣をはじめ主務大臣のガイドライン等に定められた義務を誠実に遵守します。

個人情報とは、保護法第2条第1項、第2項に規定する、生存する個人に関する情報で、特定の個人を識別できるものをいい、以下も同様とします。

また、当組合は、特定個人情報を適正に取扱うために、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（以下「番号利用法」といいます。）その他、特定個人情報の適正な取扱いに関する関係諸法令及びガイドライン等に定められた義務を誠実に遵守します。

特定個人情報とは、番号利用法2条第8項に規定する、個人番号をその内容に含む個人情報をいい、以下も同様とします。

2. 利用目的

当組合は、個人情報の取扱いにおいて、利用目的をできる限り特定したうえ、あらかじめご本人の同意を得た場合及び法令により例外として扱われるべき場合を除き、その利用目的の達成に必要な範囲内でのみ個人情報を利用します。ただし、特定個人情報においては、利用目的を特定し、ご本人の同意の有無に関わらず、利用目的の範囲を超えた利用は行いません。

ご本人とは、個人情報によって識別される特定の個人をいい、以下同様とします。利用目的は、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめ公表するか、取得後速やかにご本人に通知し、又は公表します。ただし、ご本人から直接書面で取得する場合には、あらかじめ明示します。

3. 適正取得

当組合は、個人情報を取得する際、適正かつ適法な手段で取得いたします。

4. 安全管理措置

当組合は、取扱う個人データ及び特定個人情報を利用目的の範囲内で正確・最新の内容に保つよう努め、また安全管理のために必要・適切な措置を講じ従業員及び委託先を適正に監督します。

なお、個人データとは、保護法第 16 条第 3 項が規定する、個人情報データベース等（保護法第 16 条第 1 項）を構成する個人情報をいい、以下同様とします。

5. 仮名加工情報及び匿名加工情報の取扱い

当組合は、仮名加工情報（保護法第 2 条第 5 項）及び匿名加工情報（保護法第 2 条第 6 項）の取扱いに関しては、保護法・ガイドライン等に則して、安全管理に関する必要かつ適切な措置を講じます。

6. 第三者提供の制限

当組合は、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめご本人の同意を得ることなく、個人データを第三者に提供しません。

また、当組合は、番号利用法 19 条各号により例外として扱われるべき場合を除き、ご本人の同意の有無に関わらず、特定個人情報を第三者に提供しません。

7. 機微（センシティブ）情報の取り扱い

当組合は、ご本人の機微（センシティブ）情報（要配慮個人情報並びに労働組合への加盟、門地、本籍地、保健医療等に関する情報）については、法令等に基づく場合や業務遂行上必要な範囲においてご本人の同意をいただいた場合等を除き、取得・利用・第三者提供はいたしません。

8. 開示・訂正・利用停止等

当組合は、保有個人データ等につき、法令に基づきご本人からの開示、訂正、利用停止等に応じます。

保有個人データとは、保護法第 16 条第 4 項に規定するデータをいいます。

9. 苦情窓口

当組合は、個人情報につき、ご本人からの質問・苦情に対し迅速かつ適切に取り組み、そのための内部体制の整備に努めます。

10. 継続的改善

当組合は、個人情報について、適正な内部監査を実施するなどして、本保護方針の継続的な改善に努めます。

◇ 洗馬農業協同組合情報セキュリティ基本方針

洗馬農業協同組合は、組合員・利用者等の皆様との信頼関係を強化し、より一層の安心とサービスを提供するため、組合内の情報およびお預かりした情報のセキュリティの確保と日々の改善に努めることが当組合の事業活動の基本であり、社会的責務であることを認識し、以下の方針を遵守することを誓約します。

1. 当組合は、情報資産を適正に取扱うため、コンピュータ犯罪に関する法律、不正アクセス行為の禁止に関する法律、IT 基本法その他の情報セキュリティに係る諸法令、および農林水産大臣をはじめ主務大臣の指導による義務を誠実に遵守します。
2. 当組合は、情報の取扱い、情報システムならびに情報ネットワークの管理運用にあたり、適

切な人的（組織的）・物理的・技術的安全管理措置を実施し、情報資産に対する不正な侵入、紛失、漏えい、改ざん、破壊、利用妨害等が発生しないよう努めます。

3. 当組合は、情報セキュリティに関して、業務に従事する者の役割を定め、情報セキュリティ基本方針に基づき、組合全体で情報セキュリティを推進できる体制を維持します。
4. 当組合は、万一、情報セキュリティを侵害するような事象が発生した場合、その原因を迅速に解明し、被害を最小限に止めるよう努めます。
5. 当組合は、上記の活動を継続的に行うと同時に、新たな脅威にも対応できるよう、情報セキュリティマネジメントシステムを確立し、維持改善に努めます。

◇ 個人情報保護法等に基づく公表事項等に関するご案内

個人情報保護法に基づく公表事項等につきましては、J A洗馬のホームページ
(<https://www.ja-seba.iijan.or.jp>) をご覧ください。

金融商品の勧誘方針

当組合は、金融商品販売法の趣旨に則り、貯金・定期積金・共済その他の金融商品の販売等の勧誘にあたっては、次の事項を遵守し、組合員・利用者の皆さまの立場にたった勧誘に努めるとともに、より一層の信頼をいただけるよう努めます。

1. 組合員・利用者の皆さまの商品利用目的ならびに知識、経験、財産の状況及び意向を考慮のうえ、適切な金融商品の勧誘と情報の提供を行います。
2. 組合員・利用者の皆さまに対し、商品内容や当該商品のリスク内容など重要な事項を十分に理解していただくよう努めます。
3. 不確実な事項について断定的な判断を示したり、事実でない情報を提供したりするなど、組合員・利用者の皆様の誤解を招くような説明は行いません。
4. お約束のある場合を除き、組合員・利用者の皆さまにとって不都合と思われる早朝・深夜の時間帯での訪問・電話による勧誘は行いません。
5. 組合員・利用者の皆さまに対し、適切な勧誘が行われるよう役職員の研修の充実に努めます。

貸出運営についての考え方

組合員をはじめ、地域住民の皆さまの生活資金や、農業経営に必要な資金の融資を行っております。生活資金では住宅新築やリフォーム、自動車購入・教育資金など、地域のくらし向上に努めております。農業資金では、農機具や運搬車両、農業施設などの取得資金のほか、天候不順による生産低下や、低価格販売に対する低利な経営安定資金もご用意しております。また、（株）日本政策金融公庫等の制度資金の取扱いにより様々なニーズにも対応しております。

このように当JAの主幹事業であります農業生産性の向上に寄与するとともに、地域経済の安定と発展に貢献してまいります。

社会的責任への取り組み

◇ マネー・ローンダリング等および反社会的勢力等への対応に関する基本方針

洗馬農業協同組合（以下、「当組合」といいます。）は、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の金融サービスの濫用（以下、「マネー・ローンダリング等」といいます。）の防止に取り組むとともに、反社会的勢力等に対して断固とした姿勢で臨むことをここに宣言します。

また、顧客に組織犯罪等による被害が発生した場合には、被害者救済など必要な対応を講じます。

（管理態勢等）

1 当組合は、マネー・ローンダリング等の防止および反社会的勢力等との取引排除の重要性を認識し、経営戦略における重要な課題の1つとして位置付け、適用となる法令等や政府指針を遵守するため、当組合の特性に応じた態勢を整備します。

また、適切な措置を適時に実施できるよう経営陣が管理態勢確立等について主導性を発揮し、フォワード・ルッキングなギャップ分析、組織横断的な対応の高度化、専門性や経験を踏まえた経営レベルでの戦略的な人員確保・教育・資源配分等を実施し、マネー・ローンダリング等の防止および反社会的勢力等との取引排除について周知徹底を図ります。

（マネー・ローンダリング等の防止）

2 当組合は、実効的なマネー・ローンダリング等の防止を実施するため、自らが直面しているリスクを国家公安委員会が公表している犯罪収益移転危険度調査書やその他ガイドラインを勘案し、適時・適切に特定・評価し、リスクに見合った低減措置を講じます。

（反社会的勢力等との決別）

3 当組合は、反社会的勢力等に対して取引関係を含めて、排除の姿勢をもって対応し、反社会的勢力等による不当要求を拒絶します。

（職員の安全確保）

4 当組合は、マネー・ローンダリング等防止および反社会的勢力等に対して、組織的な対応を行い、職員の安全確保を最優先に行動します。

（外部専門機関との連携）

5 当組合は、警察、財団法人暴力追放推進センター、弁護士など、反社会的勢力等を排除するための各種活動を行っている外部専門機関等と密接な連携をもって、反社会的勢力等と対決します。

◇ 環境問題への取り組み状況

農業経営は環境問題を避けて通れません。減農薬・優良有機質の施用による減化学肥料栽培・廃プラスチックの適正処理・生分解マルチの普及・コンテナによる出荷・ノンステーブルダンボールによる出荷等により、安全安心及び環境に配慮した農産物の生産に取り組んでおります。又、デマンドコントローラーの導入により温室効果ガス排出量を相殺（オフセット）しております。

◇ コンティンジェンシープラン（緊急時対応計画）

コンピューターシステムが不慮の災害や事故、あるいは障害等により重大な損害を被り業務の遂行が困難になった場合に、社会経済に多大な影響をもたらす恐れがあります。当組合はその重大性を認識し経営の重要課題として信頼性の確保、利用者の保護の視点でコンティンジェンシープランを樹立し、万全に取り組んでおります。

◇ 振り込め詐欺対応

振り込め詐欺に対する注意喚起、チラシの配布、ポスターの掲示などを行っています。

ＪＡバンク基本方針に基づく「ＪＡバンクシステム」

当ＪＡの貯金は、ＪＡバンク独自の制度である「破綻未然防止システム」と公的制度である「貯金保険制度（農水産業協同組合貯金保険制度）」との２重のセーフティネットで守られています。

◇「ＪＡバンクシステム」の仕組み

組合員・利用者から一層信頼され利用される信用事業を確立するために、「再編強化法（農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律）」に計り、ＪＡバンク会員（ＪＡ・信連・農林中金）総意のもと「ＪＡバンク基本方針」に基づき、ＪＡ・信連・農林中金が一体的に取り組む仕組みを「ＪＡバンクシステム」といいます。

「ＪＡバンクシステム」は、ＪＡバンクの信頼性を確保する「破綻未然防止システム」と、スケールメリットときめ細かい顧客接点を生かした金融サービスの提供の充実・強化を目指す「一体的事業運営」の２つの柱で成り立っています。

◇「破綻未然防止システム」の機能

「破綻未然防止システム」は、ＪＡバンクの健全性を確保し、ＪＡ等の経営破綻を未然に防止するためのＪＡバンク独自の制度です。具体的には、（１）個々のＪＡ等の経営状況についてチェック（モニタリング）を行い、問題点を早期に発見、（２）経営破綻に至らないよう、早め早めに経営改善等を実施、（３）全国のＪＡバンクが拠出した「ＪＡバンク支援基金※」等を活用し、個々のＪＡの経営健全性維持のために必要な資本注入などの支援を行います。

※2025年3月末における残高は1,653億円となっています。

◇「一体的な事業運営」の実施

良質で高度な金融サービスを提供するため、ＪＡバンクとして商品開発力・提案力の強化、共同運営システムの利用、全国統一のＪＡバンクブランドの確立等の一体的な事業運営の取り組みをしています。

◇ 貯金保険制度

貯金保険制度とは、農水産業協同組合が貯金などの払い戻しができなくなった場合などに、貯金者を保護し、また資金決済の確保を図ることによって、信用秩序の維持に資することを目的とする制度で、銀行、信金、信組、労金などが加入する「預金保険制度」と同様な制度です。

なお、この制度を運営する貯金保険機構（農水産業協同組合貯金保険機構）の責任準備金残高は、2025年3月末現在で4,861億円となっています。

リスク管理体制

◇リスク管理体制

〔リスク管理基本方針等〕

組合員・利用者の皆さまに安心してJAをご利用いただくためには、より健全性の高い経営を確保し、信頼性を高めていくことが重要です。

このため、有効な内部管理態勢を構築し、直面する様々なリスクに適切に対応すべく「リスク管理基本方針」を策定し、認識すべきリスクの種類や管理体制と仕組みなど、リスク管理の基本的な体系を整備しています。

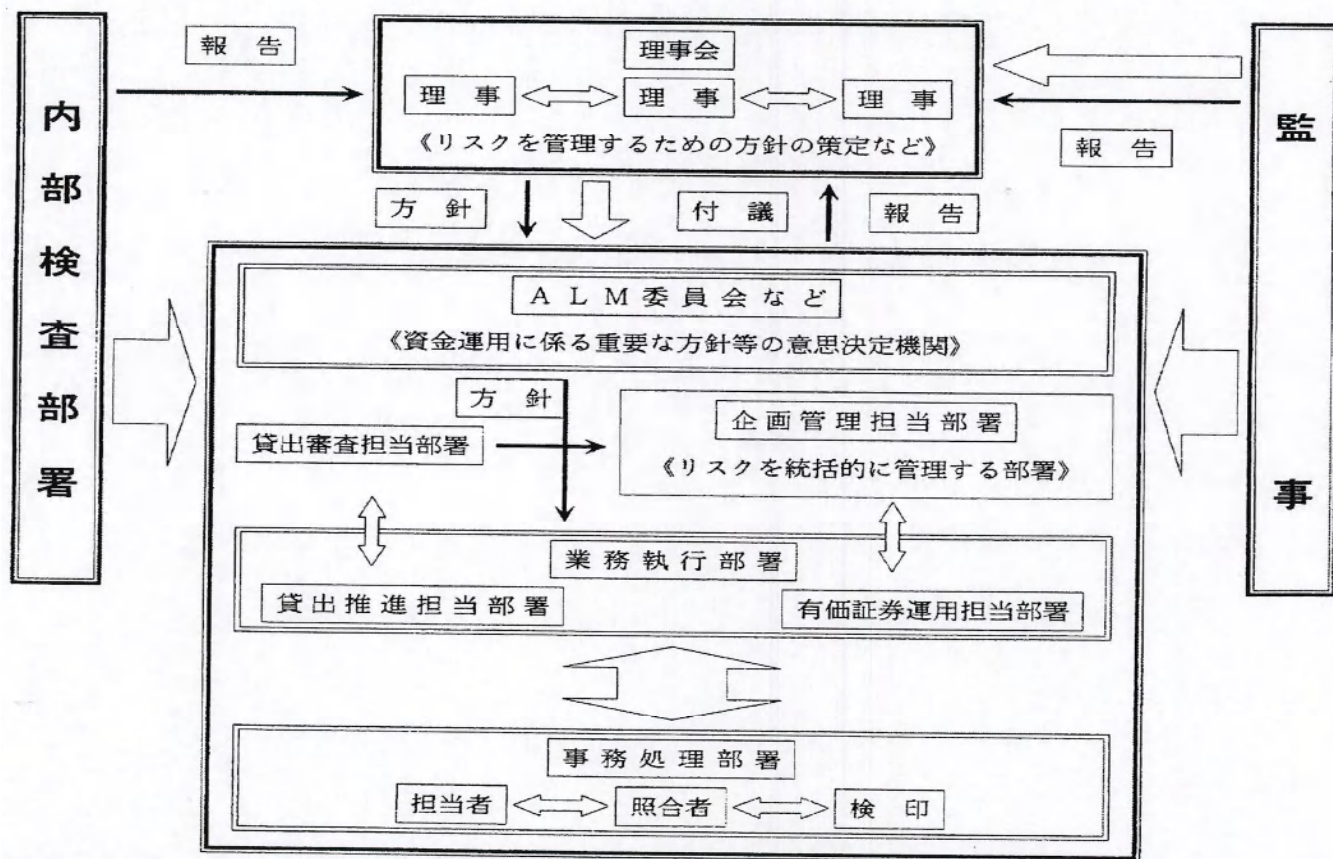
この基本方針に基づき、収益とリスクの適切な管理、適切な資産自己査定の実施などを通じてリスク管理体制の充実・強化に努めています。

また、昨今の国際情勢をふまえ、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の金融サービスの濫用防止対策（マネロン等対策）の重要性はこれまでになく高まっています。当JAではマネロン等対策を重要課題の1つとして位置付け、リスクに応じた対策を適切に講じています。

① 信用リスク管理

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産（オフ・バランスを含む。）の価値が減少ないし消失し、金融機関が損失を被るリスクのことです。当JAは、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本所に融資審査課を設置し、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「債権の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

〔リスク管理体制図〕



② 市場リスク管理

市場リスクとは、金利、為替、株式等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債(オフ・バランスを含む。)の価値が変動し、損失を被るリスク、資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクのことです。主に金利リスク、価格変動リスクなどをいいます。金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在している中で金利が変動することにより、利益が低下ないし損失を被るリスクをいいます。また、価格変動リスクとは、有価証券等の価格の変動に伴って資産価格が減少するリスクのことです。

当ＪＡでは、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したＡＬＭを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当ＪＡの保有有価証券ポートフォリオの状況やＡＬＭなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するＡＬＭ委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びＡＬＭ委員会で決定された方針などにに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

③ 流動性リスク管理

流動性リスクとは、運用と調達 mismatches や予期せぬ資金の流出により、必要な資金確保が困難になる、又は通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク（資金繰りリスク）及び市場の混乱等により市場において取引ができないため、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク（市場流動性リスク）のことです。

当ＪＡでは、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置づけ、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

④ オペレーショナル・リスク管理

オペレーショナル・リスクとは、業務の過程、役職員の活動もしくは、システムが不適切であること又は外生的な事象による損失を被るリスクのことです。

当ＪＡでは、収益発生を意図し能動的な要因により発生する信用リスクや市場リスク及び流動性リスク以外のリスクで、受動的に発生する事務、システム、法務などについて事務処理や業務運営の過程において、損失を被るリスクと定義しています。事務リスク、システムリスクなどについて、事務手続きにかかる各種規程を理事会で定め、その有効性について内部監査や監事監査の対象とするとともに、事故・事務ミスが発生した場合は速やかに状況を把握する体制を整備して、リスク発生後の対応及び改善が迅速・正確に反映ができるよう努めています。

⑤ 事務リスク管理

事務リスクとは、役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより金融機関が損失を被るリスクのことです。当ＪＡでは、業務の多様化や事務量の増加に対応して、正確な事務処理を行うため事務マニュアルを整備するとともに、自主検査・自店検査を実施し事務リスクの削減に努めています。また、事故・事務ミスが発生した場合には、発生状況を把握し改善を図るとともに、内部監査により重点的なチェックを行い、再発防止策を実施しています。

⑥ システムリスク管理

システムリスクとは、コンピュータシステムのダウン又は誤作動等、システムの不備に伴い金融機関が損失を被るリスク、さらにコンピュータが不正に使用されることにより金融機関が損失を被るリスクのことです。当ＪＡでは、コンピュータシステムの安定稼働のため、安全かつ円滑な運用に努めるとともに、システムの万一の災害・障害等に備え、「システムリスク管理マニュアル」を策定しています。

◇金融ADR制度への対応

① 苦情処理措置の内容

当ＪＡでは、苦情処理措置として、業務運営体制・内部規則等を整備のうえ、その内容をホームページ・チラシ等で公表するとともに、ＪＡバンク相談所やＪＡ共済連とも連携し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。

当ＪＡの苦情等受付窓口（電話：０２６３－５２－０１０８ 月～金 午前９時～午後５時）

② 紛争解決措置の内容

当ＪＡでは、紛争解決措置として、次の外部機関を利用しています。

・信用事業

東京弁護士会（電話：０３－３５８１－００３１）、第一東京弁護士会（電話：０３－３５９５－８５８８）、第二東京弁護士会（電話：０３－３５８１－２２５５）

- ① の窓口またはＪＡバンク相談所（一般社団法人ＪＡバンク・ＪＦマリンバンク相談所、電話：０３－６８３７－１３５９）にお申し出ください。なお、東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会、各弁護士会に直接紛争解決をお申し立ていただくことも可能です。なお、申立者の居住地の近隣弁護士会で手続を進める「現地調停・移管調停」が、東京三弁護士会が設置している仲裁センター等で利用できます。

・共済事業

（一社）日本共済協会 共済相談所（電話：０３－５３６８－５７５７）

<https://www.jcia.or.jp/advisory/index.html>

（一財）自賠責保険・共済紛争処理機構

<https://www.jibai-adr.or.jp/>

（公財）日弁連交通事故相談センター

<https://n-tacc.or.jp/>

（公財）交通事故紛争処理センター

<https://www.jcstad.or.jp/>

日本弁護士連合会 弁護士費用保険ＡＤＲ

（<https://www.nichibenren.or.jp/activity/resolution/lac.html>）

各機関の連絡先（住所・電話番号）につきましては、上記ホームページをご覧ください。①の窓口にお問い合わせ下さい。

◇内部監査体制

当ＪＡでは、内部監査部門を被監査部門から独立して設置し、経営全般にわたる管理及び各部門の業務の遂行状況を、内部管理態勢の適切性と有効性の観点から検証・評価し、改善事項の勧告などを通じて業務運営の適切性の維持・改善に努めています。

また、内部監査は、ＪＡの本店・支店のすべてを対象とし、中期及び年度の内部監査計画に基づき実施しています。監査結果は代表理事組合長及び監事に報告したのち被監査部門に通知され、定期的に被監査部門の改善取り組み状況をフォローアップしています。また、監査結果の概要を定期的に理事会に報告することとしていますが、特に重要な事項については、直ちに理事会、代表理事組合長、監事に報告し、速やかに適切な措置を講じています。

◇金融円滑化にかかる基本方針

当ＪＡは協同組織金融機関として、「金融業務の公共性に鑑み、利用者保護を確保しながら金融の円滑化をはかる」ことを、地域金融機関としての存在意義、および社会的責務と認識しています。

今般の「中小企業等金融円滑化法」の施行にともない、農業をはじめ中小企業および住宅ローンをお借入のお客様からのご相談に対し、適切な業務遂行に向け、以下の方針を定め取り組んでいます。

金融円滑化にかかる基本方針

当ＪＡ洗馬（以下、「当ＪＡ」といいます。）は、農業者の協同組織金融機関として、「健全な事業を営む農業者をはじめとする地域のお客さまに対して必要な資金を円滑に供給していくこと」を、「当ＪＡの最も重要な役割のひとつ」として位置付け、当ＪＡの担う公共性と社会的責任を強く認識し、その適切な業務の遂行に向け、以下の方針を定め、取り組んでまいります。

- 1 当ＪＡは、お客さまからの新規融資や貸付条件の変更等の申込みがあった場合には、お客さまの特性および事業の状況を勘案しつつ、できる限り、柔軟に対応するよう努めます。
- 2 当ＪＡは、事業を営むお客さまからの経営相談に積極的かつきめ細かく取り組み、お客さまの経営改善に向けた取組みをご支援できるよう努めます。
また、役職員に対する研修等により、上記取組みの対応能力の向上に努めます。
- 3 当ＪＡは、お客さまから新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みがあった場合には、お客さまの経験等に応じて、説明および情報提供を適切かつ十分に行うように努めます。
また、お断りさせていただく場合には、その理由を可能な限り具体的かつ丁寧に説明するよう努めます。
- 4 当ＪＡは、お客さまからの、新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みに対する問い合わせ、相談及び苦情については、公正・迅速・誠実に対応し、お客さまの理解と信頼が得られるよう努めます。
- 5 当ＪＡは、お客さまからの新規融資や貸付条件の変更等の申込みについて、関係する他の金融機関等（政府系金融機関等、信用保証協会等）と緊密な連携を図るよう努めます。
また、これらの関係機関等から照会を受けた場合は、守秘義務に留意しつつ、お客さま同意を前提に情報交換を行い、連携を図るよう努めます。
- 6 （金融円滑化管理に関する体制について記載）
当ＪＡは、お客さまからの上述のような申込みに対し、円滑に措置をとることが出来るよう、必要な体制を整備いたしております。
具体的には、
 - （１）組合長以下、関係役員部長を構成員とする「コンプライアンス委員会」にて、金融円滑化にかかる対応を一元的に管理し、組織横断的に協議します。
 - （２）信用事業担当理事を「金融円滑化管理責任者」として、当ＪＡ全体における金融円滑化の方針や施策の徹底に努めます。
- 7 当ＪＡは、本方針に基づく金融円滑化管理態勢について、その適切性および有効性を定期的に検証し、必要に応じて見直しを行います。

業務・事務の効率化への取り組み

事務の効率化は、事業コストの削減上重要な部分です。当組合では信連をはじめ中央会や長野県協同電算と協議を重ね、事業・事務の効率化に取り組んでおります。

◇ JAバンクSmile Navi（タブレット）

タブレットの画面に沿って必要事項を入力・選択するだけで、お預入れ・お引出し・お振込み・お届け内容の変更等、大変だった書類の記入が不要となります。

受付後に出力されるQR伝票をシステムで読み取ることで、入力の手間も削減でき窓口業務の効率化に繋がっております。

◇ 硬貨対応ATM

ATMの硬貨対応により、今まで窓口でしか受付ができなかった現金でのお振込みや税金等の支払（ペイジー）に対応することができ、窓口業務の効率化に繋がります。

※硬貨の取扱は平日の9時～15時までとなっております。

◇ 印鑑照合システム

通帳副印鑑を廃止し、印影を画像により照合することで、犯罪防止と窓口業務の効率化を図っております。

◇ ローン事務サポートセンターシステム

各種ローンの融資審査・照会に県統一のシステムを利用し審査の迅速化や厳格化を目指しています。

農業振興活動

○ 農業関係の持続的な取組み

農業者の所得増大に向けて、主力品目の契約取引の充実や、買取販売の強化、わたしたちの肥料の取扱量維持によるコスト低減等に取り組んできました。

農業振興ビジョンに基づく、資材価格高騰対策として、化成肥料等助成により生産者を支援しました。

○ 地域密着型金融への取組み（中小企業等の経営の改善及び地域の活性化のための取組の状況を含む）

農業機械や設備、運転資金までの農業者の様々な資金ニーズに応えるため、生活課との連携を図り、相談体制を整備してまいりました。

新規就農者に対しては、営農部門等と連携を図り、計画の策定および、資金の支援を行っております。

経営の安定化を図ろうとする農業者さんへの相談対応では、経営改善に向けた支援を行っております。

○ 安全・安心な農産物づくりへの取組み

栽培管理システムによる使用農薬の管理を徹底する他、栽培管理日誌の記帳、防除指導などの農薬安全使用講習会を開催するとともにトレーサビリティ対応による出荷先の追跡管理を行いました。

○ 食育の取組み

子供たちが食・環境と農業への理解を深めるきっかけを目的とした補助教材本「ちゃぐりん8月号」を寄贈しました。

地産地消の取り組みとして、地元洗馬小学校とのレタス栽培体験学習を通じ、地域の基幹産業である農業を知ってもらう活動へ取り組んだほか、JA生産物直売所では、学校給食へ地元食材の提供を行ってきました。

地域貢献情報

○全般に関する事項

「当組合は、塩尻市洗馬地区を事業区域として、農業者を中心とした地域住民の方々が組合員となって、相互扶助（お互いに助け合い、お互いに発展していくこと）を共通の理念として運営される協同組織であり、地域農業の活性化に資する地域金融機関です。

当組合の資金は、その大半が組合員の皆さまなどからお預かりした、大切な財産である「貯金」を源泉としております。当組合では資金を必要とする組合員の皆さま方や、地方公共団体などにもご利用いただいております。

当組合は、地域の一員として、農業の発展と健康で豊かな地域社会の実現に向けて、事業活動を展開しています。

また、JAの事業活動を通じて各種金融機能・サービス等を提供するだけでなく、地域の協同組合として、農業や助けあいを通じた社会貢献に努めています。

○地域からの資金調達の状況

組合員の農産物代金、年金の受け取り、給与の振込み、地域業者からの資金などにより今年度末において貯金残高は177億8千万円余となっております。当組合では、県下統一商品のほか、年末年始の福だるま貯金、店頭金利に上乗せキャンペーン貯金等のオリジナル商品を開発し、お預かりする資金について、金利面や特典によって皆さまにご満足いただけるよう心がけております。

○地域への資金供給の状況

地域の皆さまへの貸出金の残高は、今年度末において27億円となっております。この内訳は、組合員等への資金供給15億3千万円、地方公共団体等12億円、その他4千万円です。

地域農業者等の資金ニーズに併せ、農業施設の建設、農業器具機械の購入資金に対応する農業近代化資金などの制度融資や塩尻市から利子補給をいただく農業振興資金、農業経営の安定を目的とした営農資金等、農業経営向上のため幅広い資金対応を行っております。また、生活資金においては、県下統一ローンのほか、農協独自要綱による資金を用意し、地域住民の皆さまの生活の向上に貢献できるよう努力しております。

○文化的・社会的貢献に関する事項

地域文化との係わりとして、地域行事への参画、学校給食への地元農産物の提供に係る支援、農業体験教室、各種農業関連イベントなどの開催等、農業を通じた地域との交流を積極的に行なっております。

また、年金受給者を対象に「年金友の会」を組織し、研修旅行など、地域の皆さまの繋がりに役立てるような活動を行なっております。令和7年度は新潟の奥座敷を巡る「岩室温泉と上越、寺泊の旅」を実施しております。

地域の皆さまの健康管理・福祉活動として集団保養の実施や、助け合い組織、「ポケットの会」による家事支援や配食サービス・ミニデイサービスなどを通じ、高齢者への支援福祉活動を展開しております。小規模多機能型居宅介護施設「クレアせば」も利用者・ご家族の皆さまに大変喜ばれております。

今後も引き続き、地域の皆さまに貢献できるよう広報誌などを通じた情報提供に心掛け、さら組織の充実を図ることにより、一層の地域貢献ができるよう努力いたします。

事業活動のトピックス

令和7年度

3月	6日 役員報酬審議会 19日 理事会・監事会 J A洗馬女性部総会 24～28日 会計監査人による監査Ⅱ 28日 支部長会 31日 コンプライアンス委員会・理事会	4月	2.3日 監事監査・監事会 2日 担当理事・専門委員会合同会議 18日 農業者年金協議会総会（書面） 21日 クレアセバ運営推進会議 23日 荷造り講習会 （レタス・サニー・Gリーフ） 30日 監事会・理事会	5月	13日 荷造り講習会（パセリ） 26日 第77回通常総会・理事会 28日 監事会・理事会 コンプライアンス委員会
6月	5～10日 秋作講習会 16日 クレアセバ運営推進会議 23日 理事会 25日 監事会・監事監査 30日 荷造り講習会（ピーマン）	7月	7日 荷造り講習会（スイートコーン） 14日 クレアセバ避難訓練 15～18日 会計監査人による監査Ⅰ 30日 監事会・理事会	8月	18日 クレアセバ運営推進会議 20日 本所防災訓練 22日 秋作パセリ目揃い会 26日 荷造り講習会 （レタス・サニー・Gリーフ） 29日 上半期棚卸・監事会・理事会
9月	10・17日 相談苦情等対応責任者研修会 25日 コンプライアンス委員会・理事会 26日 越冬パセリ講習会 29.30日 監事監査・監事会	10月	7～10日 会計監査人による監査Ⅱ 8.15日 リスク管理研修会 14日 支部長会 ヘルススクリーニング 20日 クレアセバ運営推進会議 25日 第53回農協祭 29日 理事会	11月	7日 JA3ヵ年計画実践交流集会 11～14日 県常例検査 18日 野菜販売反省会 13～15日 年友会の会研修旅行 19.28日 コンプライアンス役職員研修 28日 理事会 コンプライアンス委員会
12月	15日 クレアセバ運営推進会議 12.16.17日 マネロン・テロ研修 18日 令和7年度野菜生産技術反省会及び 令和8年度生産方針検討会 農産物安全・安心確保対策実行委員会 23日 支部長会 役員推薦会議 マネロン・テロ研修 理事会 年末調整講習会 25日 監事監査・監事会	1月	5日 初貯金 8日 令和8年度園芸専門委員会 13～16日 会計監査人による監査 19日 直売部会総会 20～22日 野菜栽培講習会 23日 J A洗馬青年部総会 30日 監事会・理事会	2月	3～5日 税務相談会 6日 集落懇談会 16日 クレアセバ運営推進会議 17日 役員推薦会議 18日 農産物加工部会総会 26日 役員報酬審議会 27日 決算棚卸・監事監査・理事会 会計監査人による監査Ⅰ

常任委員会

3/4 4/8.30 5/20 6/17 7/8 8/7 9/2 10/7 11/4

パセリ部会役員会

3/18 4/10 6/13 8/1 9/12 11/7

事業のご案内

□信用事業

信用事業は、貯金、融資、為替などいわゆる銀行業務を行っています。この信用事業は、J A・信連・農林中金という三段階の組織が有機的に結びつき、J Aバンクとして大きな力を発揮しています。

●貯金業務

組合員はもちろん地域住民の皆さまや事業主の皆さまからの預金をお預かりしています。

普通貯金、当座貯金、スーパー定期、定期積金、総合口座など各種貯金を目的・期間・金額にあわせてご利用いただいております。

また、公共料金、都道府県税、各種料金のお支払い、年金のお受け取り、給与振込等もご利用いただけます。

■貯金商品一覧表

主な貯金

貯 金 の 種 類		特 色	期 間	預け入れ金額
総合口座	普 通 貯 金	・普通貯金と定期貯金との組合せ口座	期間の制限はありません。	1円以上
	期 日 指 定 定 期 貯 金 大 口 定 期 貯 金 ス ー パ ー 定 期 変 動 金 利 定 期 貯 金	・有利な定期貯金と普通貯金、それに自動融資機能を一冊の通帳にセットした貯金です。もし、普通貯金の残高が不足した場合でも、定期貯金の90%（最高300万円）まで自動的にご用立ていたします。ご用立ての際の利率は、お預け入れ定期貯金の利率に0.5%を加えた利率となります。（定期貯金は自動継続の定期貯金に限定となります。）	最長3年	1円以上
			1ヶ月以上10年以内	1,000万円以上
			1ヶ月以上10年以内	1円以上
定期貯金	期 日 指 定 定 期 貯 金	・自由金利で1年経過後はお引き出し自由、一部のお引き出しもできます。	最長3年	1円以上300万円未満
	大 口 定 期 貯 金 ス ー パ ー 定 期	・金利は市場情勢を参考にして自由に決定され、高利回りで運用できます。 ・満期前利息分割受取型も選択できます。	1ヵ月以上10年以内 (6、8、9年は不可)	1,000万円以上
				1円以上
	変 動 金 利 定 期 貯 金	・金利は市場情勢を参考にして自由に決定されますが、6ヶ月ごとに金利がその時点の金利動向により変更されます。	2・3年	1円以上
積立型貯金	定 期 積 金	・毎月一定額のお積立てで、生活設計に合わせ無理のない資金づくりができます。金利は自由金利です。	6ヵ月以上5年以内	1,000円以上
	積 立 式 定 期 貯 金 (エ ン ド レ ス 型)	・毎月のお積立ては、期日指定定期貯金で有利に増やします。積立期間は自由でいざという時には一部のお支払機能もあります。	自由	1円以上
	積 立 定 期 貯 金 (満 期 型)	・毎月のお積立てで、生活設計に合わせ無理のない資金づくりができます。	6ヵ月以上10年以下 (据置期間を含む)	1円以上
財形貯金	一 般 財 形 貯 金	・お勤めの方々の財産づくりに最適です。給料・ボーナスからの天引によるお積立となります。	3年以上	1円以上
	財 形 年 金 貯 金	・退職後の生活に備えて資金づくりに最適です。財形専用の金利が適用され、また、住宅財形と合わせて550万円まで非課税の特典が受けられます。	5年以上	1円以上
	財 形 住 宅 貯 金	・マイホーム資金づくりに最適です。財形専用の金利が適用され、また、財形年金と合わせて550万円まで非課税の特典が受けられます。	5年以上	1円以上

当座貯金	安全便利な小切手・手形がご利用いただけます。	期間の制限はありません。	1円以上
普通貯金	・おサイフ代わりにいつでも簡単に出し入れできます。公共料金等の自動支払い口座として、また、給与・年金等のお受取口座として最適です。	期間の制限はありません。	1円以上
決済用貯金	・機能は普通貯金と全く同様ですが、無利息貯金です。貯金保険制度により全額保護されます。		
貯蓄貯金	・1円以上10万円未満、10万円以上30万円未満、30万円以上100万円未満、100万円以上300万円未満、300万円以上の5段階の金額階層別金利をおこないます。金利は自由に決定されます。	期間の制限はありません。	1円以上
通知貯金	・1週間以上の短期のお預け入れにご利用いただけます。	7日以上	5万円以上
納税準備貯金	・税金の納付に備えるための貯金です。	期間の制限はありません。	1円以上
譲渡性貯金（NCD）	大口の資金を高利回りで適用できます。また、満期日前に譲渡できます。	定型方式 1ヶ月、3ヶ月、6ヶ月、1年、2年、3年、4年、5年	1,000万円以上
		期日指定方式 2週間以上5年以内	

●貸出業務

組合員への貸出をはじめ、地域住民の皆さまの暮らしや、農業者・事業者の皆さまの事業に必要な資金を貸出しています。

また、地方公共団体、農業関連産業などへも貸出し、地域経済の質的向上・発展に貢献しています。さらに、住宅金融支援機構、（株）日本政策金融公庫等の融資の申し込みのお取次ぎもしています。

■融資商品一覧表

(1) 住宅関連ローン

ローンの種類		お 使 い み ち	ご 融 資 金 額	返 済 期 間	返 済 方 法	担保・保証人
住 宅 ロ ン	固 定 金 利 型	住宅の新築・増改築資金や土地・建売住宅・マンション・中古住宅の購入資金などにご利用いただけます。	1億円以内	50年以内	元利均等返済 元金均等返済 (ボーナス時の増額返済も可)	担保：土地・建物 保証人：原則不要(必要な場合があります。) 保証：農業信用基金協会保証をご利用いただけます。
	変 動 金 利 型	適用利率は一定基準にしたがって自動的に変更されます。				
	固定変動選択型	金利情勢に応じて、一定期間（3・5・10・15・20年）固定金利期間を選択してご利用いただけます。（期間経過後、再選択可）				
リ フ ム ロ ン	固 定 金 利 型	住宅の増改築・修理・内外装・造園・門・塀・介護設備などの建築資金にご利用いただけます。	1,500万円以内	15年以内	元利均等返済 (ボーナス時の増額返済も可)	担保：不要です。 保証人：原則不要(必要な場合があります。) 保証：農業信用基金協会保証等をご利用いただけます。
	変 動 金 利 型	適用利率は、一定基準にしたがって自動的に変更されます。				

(2) その他のローン

ローンの種類		お 使 い み ち	ご 融 資 金 額	返 済 期 間	返 済 方 法	担保・保証人
フ リ ロ ン	固 定 金 利 型	お使いみちは自由です。 (負債整理資金・事業資金は除きます。)	500万円以内	10年以内	元利均等返済 (ボーナス時の増額返済も可)	担保：不要です。 保証人：原則不要 保証：(株)オリエント コーポレーション保証 等をご利用いただけます。
	変 動 金 利 型	適用利率は、一定基準に従って自動的に変更されます。				
教 育 ロ ン	固 定 金 利 型	入学金・授業料・学費およびアパート家賃等の教育に関する資金にご利用いただけます。	1,000万円以内	16年10ヶ月以内 (据置期間含む。)		担保：不要です。 保証人：原則不要(必要な場合があります。)
	変 動 金 利 型	適用利率は、一定基準にしたがって自動的に変更されます。				保証：農業信用基金協会保証等をご利用いただけます。
マ イ カ ロ ン	固 定 金 利 型	自動車・バイク購入の他、車検・ガレージ・免許証の取得等にもご利用いただけます。	1,000万円以内	15年以内		
	変 動 金 利 型	適用利率は、一定基準にしたがって自動的に変更されます。				
賃 貸 住 宅 ロ ー ン		賃貸住宅の建設および増改築に要する資金にご利用いただけます。	4億円以内	30年以内	元利均等返済 元金均等返済	担保：土地・建物 保証人：原則不要(必要な場合があります。)
事 業 ロ ー ン		組合員が経営する農外事業の安定と拡充に必要な資金にご利用いただけます。	運転資金 500万円以内	5年以内		保証：農業信用基金協会保証をご利用いただけます。
			設備資金 3,000万円以内	20年以内		
			再生可能エネルギー型 全農提携型 5,000万円以内	15年以内		
カ ー ド ロ ー ン		生活に必要な資金にご利用いただけます。 (負債整理資金・事業資金は除きます。)	500万円以内	1年自動更新	約定返済 返済用貯金口座からの自動引落	担保：不要です。 保証人：原則不要 保証：農業信用基金協会保証等をご利用いただけます。

●為替業務

全国のＪＡ・県信連・農林中金の店舗をはじめ、全国の銀行や信用金庫などの各店舗と為替網で結び、当組合の窓口をとおして全国のどこの金融機関へでも送金や手形・小切手の取り立てが安全・確実・迅速にできる内国為替をお取り扱いしています。

●国債窓口販売業務

国債（新窓販国債、個人向け国債）の窓口販売の取扱いをしています。

●投資信託窓口販売業務

投資信託の窓口販売の取扱いをしています。

●サービス・その他

当組合では、コンピューター・オンラインシステムを利用して、各種自動受取、各種自動支払や事業主のみなさまのための給与振込サービス、口座振替サービスなどを取り扱っています。

また、全国のJAでの貯金の出し入れや銀行、信用金庫、コンビニなどでも現金引き出しのできるキャッシュサービスなど、いろいろなサービスに努めています。

項 目	内 容
J A キャッシュサービス	J A のキャッシュカードがあれば全国のJA・信連・農林中金・漁協・都銀・信託銀行・地銀・第二地銀・信金・信組・労金・郵便局・セブン銀行・イーネット・ローソンのCD（現金自動支払機）、ATM（現金自動預入・支払機）で、現金のお引き出し、残高照会ができます。また、全国のJA・信連・農林中金およびセブン銀行・イーネット・ローソン・郵便局では現金のお預入れができ、県内のJA・信連ではカードによる登録先への為替振込もできます。
給 与 振 込 サ ー ビ ス	給与・ボーナスがお客様のご指定いただいた貯金口座に自動的に振り込まれます。振り込まれた資金はキャッシュカードにより必要な時にお引き出しができます。
各 種 自 動 受 取 サ ー ビ ス	国民年金、厚生年金等の各種年金、配当金などがお客様の口座に自動的に振り込まれます。その都度お受取に出かけられる手間も省け、期日忘れのご心配がなくなるほか、貯金口座に振り込まれた日からお利息がつきますので大変お得です。
各 種 自 動 支 払 サ ー ビ ス	電気料、NHK放送受信料、電話料のほか、税金、高校授業料、水道料など、普通貯金（総合口座）、当座貯金から自動的にお支払い致しますので集金、払い込みのわずらわしさがなくなります。
ク レ ジ ッ ト カ ー ド (J A カ ー ド)	お買物、ご旅行、お食事など、お客様のサインひとつでご利用いただけます。またお金が必要なときはキャッシングサービスもうけられる便利なカードです。また、ICキャッシュカード機能やロードアシスタントサービスを付加したカードのお取扱もしております。その他、海外旅行傷害保険サービスやショッピングパートナー保険サービスなど、補償サービスも自動付帯されております。
ア ン サ ー サ ー ビ ス	お客様が現在お使いのOA機器（パソコン・ファクシミリ・ブッシュホン）とJAグループのコンピューターとを通信回線（電話回線）で結ぶことにより「資金の移動」や「お引取り内容についての照会」をオフィス・ご自宅に居ながらにしてスピーディーに行えます。
総 合 振 込 サ ー ビ ス	お客様からのお支払いの振込データを磁気媒体で送っていただくことにより、自動的にお振込いたします。
定 期 振 込 サ ー ビ ス	定期的に同一のお振り込みをお客様が行う場合、振込先の登録を行い振込票の作成を致します。お客様は金額欄を記入するだけで、その他の記入が不要になり大変便利です。
自 動 送 金 サ ー ビ ス	毎月ご指定の日にお客様のご指定口座から、ご指定の金額を自動的に送金いたします。1回の手続きで、毎月確実に送金できます。
デ ビ ッ ト カ ー ド	JAキャッシュカードでご自分の貯金残高の範囲内でお買い物ができます。現金を引き出す手間が省けスピード決済されますので、使いすぎの心配がなく安心です。
J A ネ ッ ト バ ン ク	インターネットに接続されているパソコン・携帯電話から、残高照会や振込、、振替等の各種サービスが24時間いつでもどこでも（原則）お気軽にご利用いただけます。個人・法人のお取り扱いが可能です。

□ 共済事業

組合員はじめ地域の皆様に「ひと・いえ・くるまの総合保障」を通じて、それぞれの目的やライフプランに応じて充実した保障を提供し、毎日の暮らしをバックアップしています。

● 終身共済

一生涯にわたっての保障を備えられる共済です。

● 養老生命共済

一定期間の保証と、満期時に被共済者が生存しているときは、満期共済金が支払われるという「保障」と「貯蓄」の二つの機能を兼ね備えた共済です。

● こども共済

お子様の入学時の準備資金又は進学時の学資金の造成を目的とした共済です。契約者が万一の時でも掛金払込免除と入学祝金または学資金と満期共済金は通常どおり受け取ることができます。また、養育年金特則付契約の場合は、養育年金を受け取ることができます。

● 定期生命共済

一定期間の保障を目的とした掛け捨てタイプの共済です。

● がん共済

悪性新生物または脳腫瘍にかかった場合の入院・手術・放射線治療などを保障する共済です。

● 医療共済

入院・手術・放射線治療などを保障する共済です。基本タイプの他に、がんの保障・三大疾病の保障の充実をはかることもできます。他に引受緩和型の医療共済もあります。

● 予定利率変動型年金共済

将来の公的年金の補完、豊かなセカンドライフを過ごすための個人年金共済です。

● 介護共済

公的介護保険制度に連動した保障で、生涯にわたって介護の不安に備えるための共済です。

● 認知症共済

一生涯にわたって備えられる認知症の保障です。

● 生活障害共済

病気やケガにより身体の障害が残るときに不足する生活費や治療費に備えるための共済です。

● 特定重度疾病共済

「がん」「心・血管疾患」「脳血管疾患」「糖尿病・肝硬変・慢性腎不全・慢性すい炎」に罹患・診断され、所定の状態に該当した場合に一時金で保障する共済です。

● 建物および家財共済

火災等や自然災害による家屋や家財等の損害を保障しながら満期金額の貯蓄を行える共済です。

● 短期共済

自動車、自賠責、火災、傷害などの日常的な万一に備え、安心して生活できるための共済です。

□経済事業

生産販売、生産購買を主力に組合員の J A 結集により、農業振興や生産基盤の強化を主眼に事業展開をしております。

食の安全・安心の取り組みは絶対的必須事項と確認し、より一層安全・安心な農産物供給に努め、信頼される産地化の定着を進めています。関係機関よりご指導をいただき、生産者、生産団体、J A グループ一丸となって取り組んでおります。

●生産販売

野菜の生産販売を基軸に事業を展開しています。気象変動は作柄不安定を深刻化し、消費動向の変化により価格への影響が生産農家の経営と生産意欲に、大きく影響を与えております。また、中核的農家における担い手の高齢化により生産基盤が弱体化しております。これらへの対応として農地の保全管理、遊休農地対策を進め、担い手の育成をはかるとともに農家経済の安定化に努めております。

●生産購買

3 ヶ年計画に基づいた具体的実施強化を自己改革の更なる推進と求められる中、予約購買を中心とした仕入、供給を主体に生産振興と併行した各種大口対策、支援対策を図りながら、関係機関との連携による「オンリーワンの自己改革の実現」と「農家所得の向上」を目標に事業に取り組んでおります。

●生活関連

燃料、自動車、直売所、組織購買事業などを通じて、ご愛顧されるよう利便性の追求とサービス向上に向けた事業を展開しております。女性部の活動や直売グループ、加工部会等により、女性の事業参画が図られております。

□福祉介護事業

通いのサービスを中心として利用者の状態や希望に応じて、随時泊まりや訪問のサービスを柔軟に組み合わせて、在宅生活が継続できるよう年中無休で支援します。

- 介護が必要になっても、住み慣れた家や地域で家族や親しい人々と共に家庭的な雰囲気の中で生活ができよう支援します。

- 在宅で過ごされており、要支援 1. 2 及び要介護 1 ～ 5 の認定を受けている方が対象となります。

- 登録者定員 29 名 通いサービスを提供する定員 18 名 宿泊サービスを提供する定員 6 名

[illegible]

1. 貯金関連手数料 * 令和8年6月1日現在で作成してあります。

1. 貯金関連手数料 * 令和8年6月1日現在で作成してあります。

(1) A T M利用手数料 (1回につき) *各手数料には消費税を含んでおります。

(1) A T M利用手数料 (1回につき) *各手数料には消費税を含んでおります。

キャッシュカードの種類		利用時間帯			手数料
J A カ ド	当 J A カ ー ド	平 日	出 金	8：45～19：00	無 料
			入 金	8：45～19：00	無 料
		土 日 祝 日	出 金	9：00～19：00	無 料
			入 金	9：00～19：00	無 料
	県 内 J A カ ー ド	平 日	出 金	8：45～19：00	無 料
			入 金	8：45～19：00	無 料
		土 日 祝 日	出 金	9：00～19：00	無 料
			入 金	9：00～19：00	無 料
	全 国 J A カ ー ド	平 日	出 金	8：45～19：00	無 料
			入 金	8：45～19：00	無 料
		土 日 祝 日	出 金	9：00～19：00	無 料
			入 金	9：00～19：00	無 料
漁 協 カ ー ド		平 日	出 金	8：45～18：00	110円
				18：00～19：0	220円
他 行 カ ー ド		土 日 祝 日	出 金	9：00～19：00	220円

(2) キャッシングサービス

平 日	8：45～18：00	無 料
	18：00～19：00	110円
土 曜 日	9：00～14：00	110円
	14：00～19：00	110円
日 曜 日・祝 日	9：00～19：00	110円

(3) 発行・再発行手数料

種 類	内 容	手 数 料
法人キャッシュカード発行	1枚あたり	1, 1 0 0 円
証書再発行	1枚あたり	1, 1 0 0 円
通帳再発行	1冊あたり	1, 1 0 0 円
個人・法人キャッシュカード再発行	1枚あたり	1, 1 0 0 円

2. 為替手数料

(1) 送金手数料 (1件につき)

送 金 の 種 類	手 数 料
県 内 J A あ て	4 4 0 円
県 外 J A お よ び 他 行 あ て	6 6 0 円

(2) 振込手数料 (1件につき)

振込の種類		金額の区分	手数料
窓口	同一店舗内あて	3万円未満	無料
		3万円以上	無料
	県内外J Aあて	3万円未満	220円
		3万円以上	440円
	他行あて	3万円未満	550円
		3万円以上	770円
自動送金サービス	同一店舗内あて	3万円未満	無料
		3万円以上	無料
	県内外J Aあて	3万円未満	220円
		3万円以上	440円
	他行あて	3万円未満	550円
		3万円以上	770円
A T M	同一店舗内あて	3万円未満	無料
		3万円以上	無料
	県内外J Aあて	3万円未満	110円
		3万円以上	330円
	他行あて	3万円未満	440円
		3万円以上	660円
インターネットバンク	同一店舗内あて	3万円未満	無料
		3万円以上	無料
	県内外J Aあて	3万円未満	110円
		3万円以上	220円
	他行あて	3万円未満	220円
		3万円以上	440円

(3) 代金取立手数料 (1通につき)

取 立 て の 種 類	手 数 料	
	普通扱い	至急扱い
県 内 J A あ て	4 4 0 円	
県 外 J A お よ び 他 行 あ て	6 6 0 円	8 8 0 円

(4) その他の諸手数料

種 類	手 数 料
送 金・振込組戻料	6 6 0 円

3. その他のおもな手数料

種 類		内 容	手 数 料
残 高 証 明 書 発 行		当 J A 指定用紙（自動発行）	4 4 0 円
		当 J A 指定用紙（都度発行）	6 6 0 円
		お客様ご指定の用紙	6 6 0 円
		監査法人様からの依頼（1 通）	2, 2 0 0 円
保護預り兼振替決済口座管理手数料（1ヶ月）			無 料
自 動 送 金 サ ー ビ ス	申 込 手 数 料	1申込あたり	無 料
	取 扱 手 数 料	1回あたり（この他に振込手数料がかかります）	無 料
両 替		1 ～ 1 0 0 枚	無 料
		1 0 1 ～ 3 0 0 枚	1 1 0 円
		3 0 1 ～ 5 0 0 枚	2 2 0 円
		5 0 1 ～ 2, 0 0 0 枚	3 3 0 円
		2, 0 0 1 枚以上	千枚毎に 3 3 0 円を加算

当組合の組織

組 合 員 数

(単位：人、団体)

	6年度末	7年度末	増 減
正組合員数	839	831	△8
個 人	831	820	△11
法 人・団体	8	11	3
准組合員数	486	493	7
個 人	475	482	7
法 人・団体	11	11	-
合 計	1,325	1,324	△1
備考： 当年度末正組合員戸数	734戸		
当年度末准組合員戸数	400戸		

組合員組織の状況

(単位：人)

組 織 名	構 成 員 数
園芸専門常任委員会	9
J A 洗馬支部長会	7
J A 洗馬青年部	30
J A 洗馬女性部	28
J A 洗馬年金友の会	873
農業者年金協議会	129

※当 J A の組合員組織を記載しています。

役員構成（役員一覧）

（令和8年2月末）

代表理事組合長	北 沢 泉	理 事	竹 下 学
代表理事専務理事	寺 澤 武 憲	〃	田 中 喜 一
理 事 金 融 部 長	都 筑 和 彦	〃	征矢野 敏 郎
理 事	花 岡 光 寿	代 表 監 事	大 熊 陽 一
〃	清 水 みゆき	監 事	青 柳 真 治
〃	宮 本 洋 一	員 外 監 事	田 中 光 博
〃	塩 原 正 彦		

役員数

（単位：人）

区 分	前 期 末	当期就任	当期退任	当 期 末	定員に定める 役 員 の 定 数
理 事 （うち常勤） （うち女性）	10 （ 3 ） （ 1 ）	0 （ 0 ） （ 0 ）	0 （ 0 ） （ 0 ）	10 （ 3 ） （ 1 ）	7～10 人 (3人以上)
監 事 （うち常勤） （うち女性）	3 （ 0 ） （ 0 ）	0 （ 0 ） （ 0 ）	0 （ 0 ） （ 0 ）	3 （ 0 ） （ 0 ）	3～4 人
合 計 （うち女性）	13 （ 1 ）	0 （ 0 ）	0 （ 0 ）	13 （ 1 ）	

職員の内訳

（単位：人）

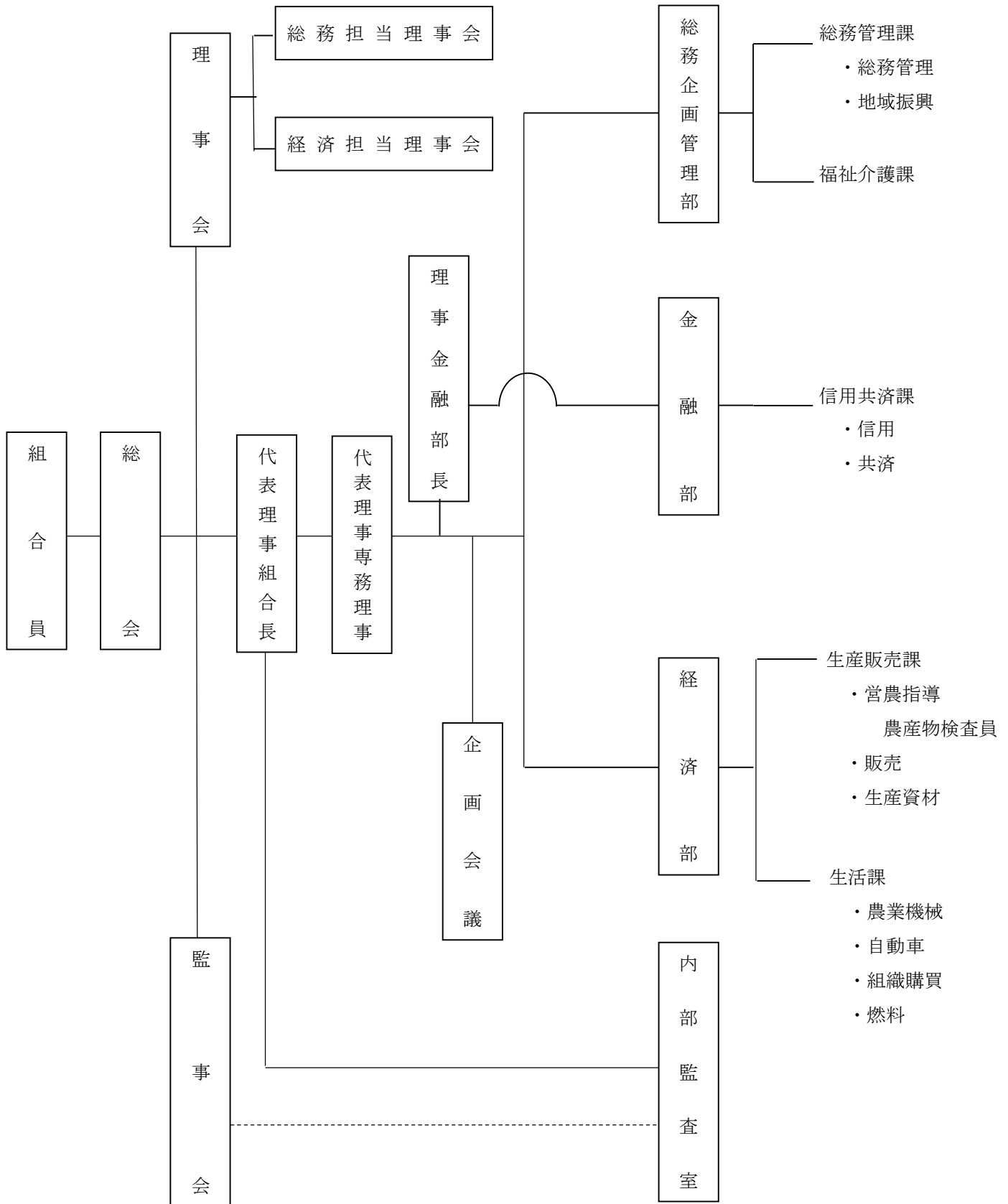
	6年度			7年度		
	男子	女子	計	男子	女子	計
一 般 職 員	25	20	45	26	20	46
営農指導担当	3	1	4	3	1	4
合 計	28	21	49	29	21	50
う ち 臨 時	3	-	3	4	-	4

（令和8年2月末）

組織の構成

機 構 図

令和8年2月末現在



会計監査人の名称

みのり監査法人（令和8年6月現在）

所在地 東京都 港区 芝

特定信用事業代理業者の状況

該当ありません。

地 区

長野県塩尻市大字洗馬を地区としております。

店舗一覧

（令和8年6月現在）

店 舗 名	住 所	電 話 番 号	A T M設置台数
本 所	〒399-6493 塩尻市大字洗馬2720-3	0263-52-0108	1台

施 設 名	住 所	電 話 番 号	
ク レ ア セ バ	〒399-6462 塩尻市大字洗馬2713-5	0263-50-6177	
JA福祉相談センター	〒399-6462 塩尻市大字洗馬983	0263-54-2767	
生 活 セ ン タ ー	〒399-6462 塩尻市大字洗馬2729-1	0263-54-2302	
本 部 集 荷 所	〒399-6462 塩尻市大字洗馬2720-3	0263-52-2541	
岩 垂 予 冷 セ ン タ ー	〒399-6462 塩尻市大字洗馬6681-1	0263-52-7563	
本 部 予 冷 庫	〒399-6462 塩尻市大字洗馬2720-4	0263-52-2541	
原 口 予 冷 庫	〒399-6462 塩尻市大字洗馬7118-1	0263-53-8105	
太 田 選 果 所	〒399-6462 塩尻市大字洗馬465-2	0263-53-4651	
カ ッ ト 野 菜 セ ン タ ー	〒399-6462 塩尻市大字洗馬985-2	0263-54-4191	
J A 洗 馬 ス タ ン ド	〒399-6462 塩尻市大字洗馬2723-1	0263-52-6633	
生 産 支 援 セ ン タ ー	〒399-6462 塩尻市大字洗馬983	0263-54-2767	
（株）ドリームファーム洗馬	〒399-6462 塩尻市大字洗馬985-2	0263-54-2484	

沿革・歩み

昭和23年	4月	洗馬村農業協同組合設立
昭和45年	4月	塩尻市収納代理金融機関に指定される
昭和45年	8月	長野県収納代理金融機関に指定される
		野菜指定産地事業農業近代化施設本部集荷所竣工
昭和46年	7月	本部事務所竣工
昭和48年	9月	岩垂予冷センター竣工
昭和50年	11月	貯金電算管理移行
昭和53年	9月	総貯金50億円達成
昭和55年	11月	貯金業務オンライン完成
昭和59年	5月	A T M稼動
		全国内国為替制度加盟
昭和62年	3月	カット野菜センター竣工
平成元年	6月	奈良井川ライスセンター竣工
平成 2年	7月	総貯金100億円達成
平成 4年	4月	洗馬給油所・A・コープアピスせば店オープン
平成 6年	9月	国債窓販開始
平成 9年	10月	総貯金150億円達成
平成10年	4月	農協発足50周年
平成11年	5月	J A金融事業競進会特別優秀賞（県知事賞ほか）受賞
平成14年	11月	生産支援センター竣工
平成15年	5月	J A金融事業競進会優秀賞受賞
平成20年	4月	クレアせば開所
平成26年	3月	本所・生産資材センター竣工
平成27年	2月	レギュラー店舗解散 A・コープ株式会社発足
平成28年	3月	子会社・株式会社ドリームファーム洗馬発足
平成31年	2月	A・コープアピスせば店閉店
令和 3年	5月	生活センター竣工
令和 6年	2月	太陽光発電設備稼働
令和 7年	4月	JA福祉相談センター開所

資 料 編

貸 借 対 照 表

第 7 7 期事業年度 令和 7 年 2 月 2 8 日現在

洗馬農業協同組合
(単位：千円)

科 目 (資産の部)	金 額	科 目 (負債の部)	金 額
1 信用事業資産	20,654,394	1 信用事業負債	19,076,651
(1) 現金	68,094	(1) 貯金	19,029,948
(2) 預金	17,708,691	(2) その他の信用事業負債	46,702
系統預金	17,408,691	未払費用	4,929
系統外預金	300,000	その他の負債	41,773
(3) 貸出金	2,906,106	2 共済事業負債	59,033
(4) その他の信用事業資産	18,314	(1) 共済資金	23,943
未収収益	15,216	(2) 未経過共済付加収入	34,904
その他の資産	3,098	(3) 共済未払費用	185
(5) 貸倒引当金	△46,812	3 経済事業負債	91,593
2 共済事業資産	3,898	(1) 経済事業未払金	78,784
3 経済事業資産	483,666	(2) その他の経済事業負債	12,808
(1) 経済事業未収金	303,630	4 設備借入金	32,400
(2) 経済受託債権	258	5 雑負債	79,648
(3) 棚卸資産	171,599	(1) 未払法人税等	14,465
購買品	169,871	(2) 資産除去債務	9,629
その他の棚卸資産	1,728	(3) その他の負債	55,554
(4) その他の経済事業資産	16,805	6 諸引当金	157,482
(5) 貸倒引当金	△8,627	(1) 賞与引当金	28,450
4 雑資産	125,096	(2) 退職給付引当金	79,510
5 固定資産	1,016,866	(3) 役員退職慰労引当金	15,262
(1) 有形固定資産	1,014,045	(4) 特例業務負担金引当金	34,259
建物	1,278,997		
機械装置	541,805	負債の部合計	19,496,809
土地	309,258	(純資産の部)	
その他の有形固定資産	362,941	1 組合員資本	4,435,789
減価償却累計額	△1,478,957	(1) 出資金	937,199
(2) 無形固定資産	2,820	(2) 利益剰余金	3,498,590
6 外部出資	1,607,049	利益準備金	1,688,051
外部出資	1,607,049	その他利益剰余金	1,810,539
系統出資	1,559,525	教育積立金	118,000
系統外出資	17,524	健康・福祉積立金	200,000
子会社等出資	30,000	情報施設積立金	17,385
7 繰延税金資産	41,627	税効果調整積立金	41,627
		事業基盤強化積立金	428,690
		施設設備・修繕積立金	241,653
		農業経営特別支援積立金	369,476
		当期末処分剰余金	393,706
		(うち当期剰余金)	(105,329)
		純資産の部合計	4,435,789
資産の部合計	23,932,599	負債及び純資産の部合計	23,932,599
科 目	金 額	科 目	金 額

貸 借 対 照 表

第 7 8 期事業年度 令和 8 年 2 月 2 8 日現在

洗馬農業協同組合

(単位：千円)

科 目 (資産の部)	金 額	科 目 (負債の部)	金 額
1 信用事業資産	19,547,648	1 信用事業負債	17,860,411
(1) 現金	74,260	(1) 貯金	17,788,742
(2) 預金	16,686,960	(2) その他の信用事業負債	71,668
系統預金	16,086,960	未払費用	11,159
系統外預金	600,000	その他の負債	60,508
(3) 貸出金	2,770,119	2 共済事業負債	59,742
(4) その他の信用事業資産	43,470	(1) 共済資金	25,734
未収収益	40,527	(2) 未経過共済付加収入	33,787
その他の資産	2,942	(3) 共済未払費用	220
(5) 貸倒引当金	△27,162	3 経済事業負債	83,454
2 共済事業資産	3,930	(1) 経済事業未払金	68,937
3 経済事業資産	438,218	(2) その他の経済事業負債	14,516
(1) 経済事業未収金	303,286	4 設備借入金	300
(2) 経済受託債権	314	5 雑負債	99,927
(3) 棚卸資産	151,347	(1) 未払法人税等	11,307
購買品	150,319	(2) 資産除去債務	9,629
その他の棚卸資産	1,028	(3) その他の負債	78,991
(4) その他の経済事業資産	11,701	6 諸引当金	152,156
(5) 貸倒引当金	△28,432	(1) 賞与引当金	28,781
4 雑資産	121,711	(2) 退職給付引当金	75,263
5 固定資産	960,980	(3) 役員退職慰労引当金	18,626
(1) 有形固定資産	959,152	(4) 特例業務負担金引当金	29,485
建物	1,280,065		
機械装置	535,161	負債の部合計	18,255,992
土地	309,258	(純資産の部)	
その他の有形固定資産	366,226	1 組合員資本	4,467,964
減価償却累計額	△1,531,560	(1) 出資金	944,764
(2) 無形固定資産	1,828	(2) 利益剰余金	3,523,200
6 外部出資	1,607,049	利益準備金	1,709,151
外部出資	1,607,049	その他利益剰余金	1,814,049
系統出資	1,559,525	教育積立金	118,000
系統外出資	17,524	健康・福祉積立金	200,000
子会社等出資	30,000	情報施設積立金	27,139
7 繰延税金資産	44,417	税効果調整積立金	41,627
		事業基盤強化積立金	422,304
		施設設備・修繕積立金	255,855
		農業経営特別支援積立金	346,307
		当期末処分剰余金	402,814
		(うち当期剰余金)	(78,680)
		純資産の部合計	4,467,964
資産の部合計	22,723,956	負債及び純資産の部合計	22,723,956

損 益 計 算 書

第 7 7 期事業年度 令和 6 年 3 月 1 日から令和 7 年 2 月 2 8 日まで

(単位：千円)

科 目	金	額
1 事業総利益		638,383
事業収益		1,935,508
事業費用		1,297,124
(1) 信用事業収益		148,675
資金運用収益	142,402	
(うち預金利息)	(92,704)	
(うち貸出金利息)	(23,688)	
(うちその他受入利息)	(26,009)	
役務取引等収益	4,707	
その他経常収益	1,565	
(2) 信用事業費用		24,087
資金調達費用	10,370	
(うち貯金利息)	(10,356)	
(うち給付補填備金繰入)	(13)	
(うちその他支払利息)	(0)	
役務取引等費用	2,150	
その他経常費用	11,566	
(うち貸倒引当金戻入益)	(△531)	
信用事業総利益		124,587
(3) 共済事業収益		71,233
共済付加収入	66,476	
その他の収益	4,756	
(4) 共済事業費用		1,191
共済推進費	543	
その他の費用	647	
共済事業総利益		70,042
(5) 購買事業収益		1,221,953
購買品供給高	1,148,574	
購買手数料	14,580	
修理サービス料	47,040	
その他の収益	11,757	
(6) 購買事業費用		1,026,669
購買品供給原価	1,002,896	
購買品供給費	27,273	
その他の費用	△3,500	
(うち貸倒引当金戻入益)	(△3,685)	
購買事業総利益		195,284
(7) 販売事業収益		294,616
販売品販売高	145,572	
販売手数料	126,677	
その他の収益	22,366	
(8) 販売事業費用		133,306
販売品販売原価	128,072	
販売費	1,089	
その他の費用	4,144	
(うち貸倒引当金戻入益)	(△0)	
販売事業総利益		161,309

(9) 加工事業収益		2,354	
(10) 加工事業費用		484	
加工事業総利益			1,870
(11) 利用事業収益		141,142	
(12) 利用事業費用		81,749	
(うち貸倒引当金繰入額)		(0)	
利用事業総利益			59,392
(13) 介護事業収益		89,469	
(14) 介護事業費用		59,510	
(うち貸倒引当金繰入額)		(0)	
介護事業総利益			29,958
(15) その他事業収益		119	
その他事業総利益			119
(16) 指導事業収入		1,062	
(17) 指導事業支出		5,243	
指導事業収支差額			△4,181
2 事業管理費			567,419
(1) 人件費		374,788	
(2) 業務費		51,095	
(3) 諸税負担金		22,604	
(4) 施設費		117,481	
(5) その他事業管理費		1,448	
事業利益			70,964
3 事業外収益			53,669
(1) 受取雑利息		2,391	
(2) 受取出資配当金		17,372	
(3) 賃貸料		7,618	
(4) 償却債権取立益		350	
(5) 雑収入		25,937	
4 事業外費用			1,151
(1) 支払雑利息		5	
(2) 雑損失		1,145	
経常利益			123,482
5 特別利益			2,106
(1) 固定資産処分益		2,106	
6 特別損失			1,319
(1) 固定資産処分損		1,319	
税引前当期利益			124,269
法人税、住民税及び事業税		18,012	
法人税等調整額		927	
法人税等合計			18,939
当期剰余金			105,329
当期首繰越剰余金			205,020
情報施設積立金取崩額			12,581
税効果調整積立金取崩額			927
事業基盤強化積立金取崩額			1,660
施設設備・修繕積立金取崩額			56,937
農業経営特別支援積立金取崩額			11,249
当期末処分剰余金			393,706

損 益 計 算 書

第 7 8 期事業年度 令和 7 年 3 月 1 日から令和 8 年 2 月 2 8 日まで

洗馬農業協同組合
(単位：千円)

科 目	金 額	金 額
1 事業総利益		607,596
事業収益		1,978,012
事業費用		1,370,416
(1) 信用事業収益		177,542
資金運用収益	170,510	
(うち預金利息)	(122,370)	
(うち貸出金利息)	(24,411)	
(うちその他受入利息)	(23,727)	
役務取引等収益	4,788	
その他経常収益	2,243	
(2) 信用事業費用		48,720
資金調達費用	34,053	
(うち貯金利息)	(34,005)	
(うち給付補填備金繰入)	(47)	
(うちその他支払利息)	(0)	
役務取引等費用	2,100	
その他経常費用	12,567	
(うち貸倒引当金繰入額)	(353)	
信用事業総利益		128,821
(3) 共済事業収益		70,825
共済付加収入	65,659	
その他の収益	5,166	
(4) 共済事業費用		1,122
共済推進費	437	
その他の費用	685	
共済事業総利益		69,702
(5) 購買事業収益		1,204,290
購買品供給高	1,137,219	
購買手数料	13,139	
修理サービス料	46,784	
その他の収益	7,146	
(6) 購買事業費用		1,040,916
購買品供給原価	996,343	
購買品供給費	24,557	
その他の費用	20,015	
(うち貸倒引当金繰入額)	(19,804)	
購買事業総利益		163,374
(7) 販売事業収益		305,719
販売品販売高	166,945	
販売手数料	110,938	
その他の収益	27,835	
(8) 販売事業費用		149,754
販売品販売原価	144,632	
販売費	977	
その他の費用	4,143	
(うち貸倒引当金繰入額)	(0)	
販売事業総利益		155,964

(9) 加工事業収益		2,424	
(10) 加工事業費用		253	
加工事業総利益			2,170
(11) 利用事業収益		147,208	
(12) 利用事業費用		86,713	
(うち貸倒引当金繰入額)		(0)	
利用事業総利益			60,494
(13) 福祉介護事業収益		106,068	
(14) 福祉介護事業費用		73,932	
(うち貸倒引当金繰入額)		(0)	
福祉介護事業総利益			32,136
(15) その他事業収益		125	
その他事業総利益			125
(16) 指導事業収入		890	
(17) 指導事業支出		6,083	
指導事業収支差額			△5,193
2 事業管理費			552,378
(1) 人件費		376,277	
(2) 業務費		50,462	
(3) 諸税負担金		23,357	
(4) 施設費		100,798	
(5) その他事業管理費		1,483	
事業利益			55,217
3 事業外収益			39,355
(1) 受取雑利息		2,320	
(2) 受取出資配当金		17,297	
(3) 賃貸料		8,217	
(4) 償却債権取立益		1,000	
(5) 雑収入		10,519	
4 事業外費用			2,685
(1) 支払雑利息		3	
(2) 雑損失		2,682	
経常利益			91,887
5 特別損失			237
固定資産処分損		237	
税引前当期利益			91,649
法人税、住民税及び事業税		15,759	
法人税等調整額		△2,790	
法人税等合計			12,968
当期剰余金			78,680
当期首繰越剰余金			227,574
情報施設積立金取崩額			2,860
事業基盤強化積立金取崩額			6,385
施設設備・修繕積立金取崩額			44,144
農業経営特別支援積立金取崩額			43,169
当期末処分剰余金			402,814

注 記 表 令和6年度

I 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1 有価証券（株式形態の外部出資を含む。）の評価基準及び評価方法

- ・ 子会社株式： 移動平均法による原価法
- ・ その他有価証券（市場価格のない株式）： 移動平均法による原価法

2 棚卸資産の評価基準及び評価方法

- ・ 購買品（生産資材・燃料等）： 主に総平均法による原価法
(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)
- ・ 購買品（農機・自動車）： 個別法による原価法
(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

3 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しています。）

② 無形固定資産

定額法

なお、組合利用ソフトウェアについては当組合における利用可能期間（5年）に基づく定額法により償却しています。

4 引当金の計上基準

（1）貸倒引当金

貸倒引当金は、あらかじめ定めている資産査定要領、経理規程及び資産の償却・引当基準に則り、次のとおり計上しています。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。

上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率等の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、算定しております。

すべての債権は、資産査定要領に基づき、融資担当部署等が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っています。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は12,127千円です。

（２）賞与引当金

職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しています。

（３）退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しています。なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

（４）役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、農協役員退職慰労金積立規程に基づく期末要支給額を計上しています。

（５）特例業務負担金引当金

特例業務負担金引当金は、将来の農林漁業団体職員共済組合に対する特例業務負担金の負担に充てるため、当期末における特例業務負担金の見積額を計上しております。

5 収益認識関連

主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

① 購買事業

農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

② 販売事業

組合員が生産した農畜産物を当組合が集荷して共同で業者等に販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

③ 利用事業

機械利用、育苗、予冷センター・ライスセンター・支援センターの施設を共同で利用する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、各種施設の利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

④ 指導事業

組合員の営農にかかる各種相談・研修・経理サービスを提供する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、主にサービスの提供が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

⑤ 介護事業

要介護者を対象にしたデイサービス・訪問介護・ケアプラン作成等の介護保険事業や高齢者生活支援事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、施設の利用時点やサービスの提供時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

6 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

7 事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法

当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺表示を行っておりません。よって、事業別の収益及び費用については、事業間の内部取引も含めて表示しております。

ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則にしたがい、各事業間の内部損益を除去した額を記載しております。

8 記載金額の端数処理

記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しており、金額千円未満の科目については「0」で表示しています。

9 当組合が代理人として関与する取引の損益計算書の表示について

購買事業収益のうち、当組合が代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示しております。また、修理サービス費の外注取引については、純額を修理サービス料に計上しております。

II 貸借対照表に関する注記

1 固定資産に係る圧縮記帳額

国庫補助金等の受入により、固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は253,933千円であり、その内訳は、次のとおりです。

建物	104,534千円	機械装置	141,830千円	その他の有形固定資産	6,001千円
無形固定資産	1,568千円				

2 担保に供している資産

定期預金800,000千円を為替決済の担保に供しています。

3 子会社等に対する金銭債権及び金銭債務

子会社等に対する金銭債権の総額	1,764千円
子会社等に対する金銭債務の総額	50,508千円

4 役員との間の取引による役員に対する金銭債権及び金銭債務の総額

理事、監事に対する金銭債権の総額	31,939千円
理事、監事に対する金銭債務の総額	該当ありません

5 債権のうち農業協同組合法施行規則第204条第1項第1号ホ(2)(i)から(iv)までに掲げるものの額及びその合計額

債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権額は65,337千円、危険債権額は37,873千円です。

なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

また、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権（破産更生債権及びこれらに準ずる債権を除く。）です。

債権のうち、三月以上延滞債権額、貸出条件緩和債権額はありません。

なお、三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で

破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものです。

また、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものです。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権の合計額は103,211千円です。

なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

Ⅲ 損益計算書に関する注記

1 子会社等との事業取引による取引高の総額

子会社等との取引による収益総額	34,340千円
うち事業取引高	32,229千円
うち事業取引以外の取引高	2,111千円
子会社等との取引による費用総額	1,793千円
うち事業取引高	1,793千円
うち事業取引以外の取引高	—千円

Ⅳ 金融商品に関する注記

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当組合は農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を長野県信用農業協同組合連合会へ預けています。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金であり、貸出金は、組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、地域振興部門を設置し、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

② 市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

(市場リスクに係る定量的情報)

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、貸出金、貯金及び借入金です。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.68%上昇し

たものと想定した場合には、経済価値が23,260千円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

なお、経済価値変動額の計算において、分割実行案件にかかる未実行金額についても含めて計算しています。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

（４）金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2 金融商品の時価等に関する事項

（１）金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当事業年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。なお、市場価格の無い株式等は、次表には含めておりません。

(単位：千円)			
	貸借対照表計上額	時価	差額
預金	17,708,691	17,675,921	△32,770
系統預金	17,408,691	17,374,519	△34,172
系統外預金	300,000	301,401	1,401
貸出金	2,906,106		
貸倒引当金(※1)	△46,812		
貸倒引当金控除後	2,859,293	2,782,163	△77,130
経済事業未収金	303,630		
貸倒引当金(※2)	△8,627		
貸倒引当金控除後	295,003	295,003	-
資産計	20,862,988	20,753,087	△109,901
貯金	19,029,948	18,973,599	△56,349
負債計	19,029,948	18,973,599	△56,349

(※1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

(※2) 経済事業未収金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

（２）金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

【資産】

① 預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

なお、デリバティブを内包した期日前解約特約付預金は、期間に基づく区分ごとにリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた現在価値と、取引金融機関から提示された内包されるデリバティブ部分の時価により算定しております。

② 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

③ 経済事業未収金

経済事業未収金については短期で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

① 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートである0ISのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

（３）市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは（１）の金融商品の時価情報には含まれていません。

（単位：千円）
貸借対照表計上額
外部出資 1, 6 0 7, 0 4 9

（４）金銭債権の決算日後の償還予定額

	（単位：千円）					
	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金	17,408,691	-	-	-	-	300,000
貸出金（※1, 2）	294,901	242,867	248,957	239,945	202,624	1,597,758
経済事業未収金（※3）	290,219					
合計	17,993,812					

（※1）貸出金のうち当座貸越43,130千円については「1年以内」に含めています。

（※2）貸出金のうち、三ヶ月以上延滞が生じている債権・期限の利益を喪失した債権等79,051千円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

（※3）経済事業未収金のうち、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等13,411千円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

（５）借入金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

	（単位：千円）					
	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金（※）	16,876,226	991,189	789,999	221,820	116,966	33,745
設備借入金	32,100	300	-	-	-	-
合計	16,908,326	991,489				

（※）貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めて開示しています。

V 退職給付に関する注記

1 退職給付に関する事項

① 採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付にあてるため、職員退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、この制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部にあてるため一般社団法人長野県農林漁業団体共済会との契約による退職金共済制度を採用しています。

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

② 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付引当金	84,872千円
退職給付費用	22,149千円
退職給付の支払額	△14,333千円
特定退職金共済制度への拠出金	<u>△13,177千円</u>
期末における退職給付引当金	79,510千円

③ 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務	277,042千円
特定退職金共済制度	<u>△197,531千円</u>
退職給付引当金	79,510千円

④ 退職給付に関連する損益

簡便法で計算した退職給付費用	22,149千円
----------------	----------

2 特例業務負担金の将来見込額

厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金4,758千円を特例業務負担金引当金の取崩しより拠出しています。

なお、同組合より示された令和7年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は、34,931千円となっています。

VI 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳等

繰延税金資産

貸倒引当金超過額	12,678千円
貸倒損失否認額	3,891千円
未収貸出金利息	3,500千円
役員退職慰労引当金	4,221千円
退職給付引当金	21,992千円
賞与引当金	7,869千円
未払費用否認額	1,330千円
特例業務負担金引当金	9,476千円
減損損失否認	2,543千円
未払事業税	1,129千円
その他	5,436千円
繰延税金資産小計	74,070千円
評価性引当額	△30,659千円
繰延税金資産合計 (A)	43,411千円

繰延税金負債 (B)

未収預金利息	1,783千円
--------	---------

繰延税金資産の純額 (A) - (B) 41,627千円

(2) 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

法定実効税率 27.66%

(調整)

交際費等	0.08%
事業分量配当金	△8.90%
受取配当金	△1.93%
法人税の特別控除	△0.45%
住民税均等割等	0.43%
評価性引当額の増減	△1.20%
その他	△0.45%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	15.24%

(3) 当事業年度の末日以降にあった税率変更の内容及び影響

「所得税法等の一部を改正する法律」が令和7年3月31日に国会で成立したことに伴い、令和9年3月1日以降の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用される法定実効税率が、当事業年度の27.66%から28.37%に変更されます。なお、この変更による影響は軽微です。

注 記 表 令和7年度

I 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1 有価証券（株式形態の外部出資を含む。）の評価基準及び評価方法

- ・ 子会社株式： 移動平均法による原価法
- ・ その他有価証券（市場価格のない株式等）： 移動平均法による原価法

2 棚卸資産の評価基準及び評価方法

- ・ 購買品（生産資材・燃料等）： 主に総平均法による原価法
（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）
- ・ 購買品（農機・自動車）： 個別法による原価法
（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

3 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しています。）

② 無形固定資産

定額法

なお、組合利用ソフトウェアについては当組合における利用可能期間（5年）に基づく定額法により償却しています。

4 引当金の計上基準

（1）貸倒引当金

貸倒引当金は、あらかじめ定めている資産査定要領、経理規程及び資産の償却・引当基準に則り、次のとおり計上しています。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。破綻懸念先に対する債権のうち債権の元本の回収に係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができる債権については、当該キャッシュ・フローと債権の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を引き当てています。

上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率等の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、算定しております。

すべての債権は、資産査定要領に基づき、融資担当部署等が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っています。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は11,127千円です。

(2) 賞与引当金

職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しています。

(3) 退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しています。なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

(4) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、農協役員退職慰労金積立規程に基づく期末要支給額を計上しています。

(5) 特例業務負担金引当金

特例業務負担金引当金は、将来の農林漁業団体職員共済組合に対する特例業務負担金の負担に充てるため、当期末における特例業務負担金の見積額を計上しております。

5 収益及び費用の計上基準

主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

① 購買事業

農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

② 販売事業

組合員が生産した農畜産物を当組合が集荷して共同で業者等に販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

③ 利用事業

機械利用、育苗、予冷センター・ライスセンター・支援センターの施設を共同で利用する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、各種施設の利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

④ 指導事業

組合員の営農にかかる各種相談・研修・経理サービスを提供する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、主にサービスの提供が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

⑤ 福祉介護事業

要介護者を対象にしたデイサービス・訪問介護・ケアプラン作成等の介護保険事業や高齢者生活支援事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、施設の利用時点やサービスの提供時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

6 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

7 事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法

当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺表示を行っておりません。よって、事業別の収益及び費用については、事業間の内部取引も含めて表示しております。

ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則にしたがい、各事業間の内部損益を除去した額を記載しております。

8 記載金額の端数処理

記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しており、金額千円未満の科目については「0」で表示しています。

9 当組合が代理人として関与する取引の損益計算書の表示について

購買事業収益のうち、当組合が代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示しております。また、修理サービス費の外注取引については、純額を修理サービス料に計上しております。

II 貸借対照表に関する注記

1 固定資産に係る圧縮記帳額

国庫補助金等の受入により、固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は253,933千円であり、その内訳は、次のとおりです。

建物	104,534千円	機械装置	141,830千円	その他の有形固定資産	6,001千円
無形固定資産	1,568千円				

2 担保に供している資産

定期預金800,000千円を為替決済の担保に供しています。

3 子会社等に対する金銭債権及び金銭債務

子会社等に対する金銭債権の総額	882千円
子会社等に対する金銭債務の総額	50,194千円

4 役員との間の取引による役員に対する金銭債権及び金銭債務の総額

理事、監事に対する金銭債権の総額	24,944千円
理事、監事に対する金銭債務の総額	該当ありません

5 債権のうち農業協同組合法施行規則第204条第1項第1号ホ(2)(i)から(iv)までに掲げるものの額及びその合計額

債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権額は40,670千円、危険債権額は58,860千円です。

なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

また、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権（破産更生債権及びこれらに準ずる債権を除く。）です。

債権のうち、三月以上延滞債権額、貸出条件緩和債権額はありません。

なお、三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものです。

また、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものです。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権、貸出条件緩和債権の合計額は99,531千円です。

なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

Ⅲ 損益計算書に関する注記

1 子会社等との事業取引による取引高の総額

子会社等との取引による収益総額	29,598千円
うち事業取引高	27,489千円
うち事業取引以外の取引高	2,109千円
子会社等との取引による費用総額	1,525千円
うち事業取引高	1,525千円
うち事業取引以外の取引高	— 千円

Ⅳ 金融商品に関する注記

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当組合は農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を長野県信用農業協同組合連合会へ預けています。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金であり、貸出金は、組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、地域振興部門を設置し、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

② 市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

(市場リスクに係る定量的情報)

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、貸出金、貯金です。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.49%上昇したものと想定した場合には、経済価値が28,345千円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

なお、経済価値変動額の計算において、分割実行案件にかかる未実行金額についても含めて計算しています。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2 金融商品の時価等に関する事項

(1) 金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当事業年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。なお、市場価格の無い株式等は、次表には含めておりません。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
預金	16,686,960	16,539,666	△147,293
系統預金	16,086,960	16,045,469	△41,491
系統外預金	600,000	494,197	△105,802
貸出金	2,770,119		
貸倒引当金(※1)	△27,162		
貸倒引当金控除後	2,742,957	2,613,234	△129,722
経済事業未収金	303,286		
貸倒引当金(※2)	△28,432		
貸倒引当金控除後	274,854	274,854	-
資産計	19,704,772	19,427,755	△277,016
貯金	17,788,742	17,718,515	△70,227
負債計	17,788,742	17,718,515	△70,227

(※1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

(※2) 経済事業未収金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

(2) 金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

【資産】

① 預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ(Overnight Index Swap。以下「OIS」という)のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

なお、期日前解約特約付預金は、期間に基づく区分ごとにリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた現在価値と、取引金融機関から提示された時価により算定しております。

② 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

③ 経済事業未収金

経済事業未収金については短期で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

① 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

(3) 市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは(1)の金融商品の時価情報には含まれていません。

(単位：千円)

貸借対照表計上額

外部出資 1, 6 0 7, 0 4 9

(4) 金銭債権の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金	16,086,960	-	-	-	-	600,000
貸出金(※1, 2)	308,383	246,562	237,223	210,721	195,712	1,537,015
経済事業未収金(※3)	262,585					
合計	16,657,929					

(※1) 貸出金のうち当座貸越45,126千円については「1年以内」に含めています。

(※2) 貸出金のうち、三ヶ月以上延滞が生じている債権・期限の利益を喪失した債権等34,499千円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

(※3) 経済事業未収金のうち、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等40,701千円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

(5) 有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金(※)	15,766,101	1,083,608	718,606	100,888	81,744	37,792

(※) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めて開示しています。

V 退職給付に関する注記

1 退職給付に関する事項

① 採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付にあてるため、職員退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、この制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部にあてるため一般社団法人長野県農林漁業団体共済会との契約による退職金共済制度を採用しています。

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

② 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付引当金	79,510千円
退職給付費用	18,423千円
退職給付の支払額	△10,592千円
特定退職金共済制度への拠出金	△12,078千円
期末における退職給付引当金	75,263千円

③ 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務	270,176千円
特定退職金共済制度	△194,912千円
退職給付引当金	75,263千円

④ 退職給付に関連する損益

簡便法で計算した退職給付費用	18,423千円
----------------	----------

2 特例業務負担金の将来見込額

厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金4,938千円を特例業務負担金引当金の取崩しより拠出しています。

なお、同組合より示された令和8年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は、30,091千円となっています。

VI 税効果会計に関する注記

（1）繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳等

繰延税金資産

貸倒引当金超過額	13,173千円
貸倒損失否認額	3,708千円
未収貸出金利息	2,234千円
役員退職慰労引当金	5,223千円
退職給付引当金	21,352千円
賞与引当金	7,960千円
未払費用否認額	4,245千円
特例業務負担金引当金	8,330千円
減損損失否認	2,609千円
未払事業税	867千円
その他	4,974千円
繰延税金資産小計	74,678千円
評価性引当額	△28,538千円
繰延税金資産合計（A）	46,140千円

繰延税金負債（B）

未収預金利息	1,722千円
繰延税金資産の純額（A）－（B）	44,417千円

（2）法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

法定実効税率	27.66%
（調整）	
交際費等	0.19%
事業分量配当金	△9.05%
受取配当金	△2.61%
過年度法人税等	1.36%
住民税均等割等	0.59%
評価性引当額の増減	△3.09%
税率変更による期末繰延税金資産の修正	△0.75%
その他	△0.14%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	14.15%

（3）税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債への影響額

「所得税法等の一部を改正する法律」が令和7年3月31日に国会で成立したことに伴い、令和9年3月1日以降の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用される法定実効税率が、従来の27.66%から28.37%に変更されました。なお、この変更による影響は軽微です。

剰余金処分計算書

(単位:千円)

	令和6年度 金 額	令和7年度 金 額
1 当期末処分剰余金	393,706	402,814
2 剰余金処分額	166,132	139,923
(1) 利益準備金	21,100	16,000
(2) 任意積立金	90,961	79,795
情報施設積立金	12,614	2,860
税効果調整積立金	-	2,790
事業基盤強化積立金	-	10,000
施設設備・修繕積立金	58,346	44,144
農業経営特別支援積立金	20,000	20,000
(3) 出資配当金(年率)	14,070 (1.5%)	14,128 (1.5%)
(4) 事業の利用分量に対する配当金	40,000	30,000
3 次期繰越剰余金	227,574	262,890

令和6年度

(注) 1. 出資配当は年1.5%の割合です。ただし、年度内の増資および新規加入については日割り計算です。

2. 利用分量配当金の基準は次のとおりです

令和7年度

(注) 1. 出資配当は年1.5%の割合です。ただし、年度内の増資および新規加入については日割り計算です。

2. 利用分量配当金の基準は次のとおりです。

令和6年度

(単位:円)

令和7年度

(単位:円)

対象項目	配当内容	配当額	配当内容	配当額
販 売 品	野菜果樹販売額1万円に対し約34円	11,000,000	野菜果樹販売額1万円に対し約30円	8,600,000
肥 料	利用高1万円に対し約241円	3,500,000	利用高1万円に対し約179円	2,650,000
農 薬	利用高1万円に対し約233円	3,500,000	利用高1万円に対し約174円	2,650,000
出荷包装資材	利用高1万円に対し約58円	1,500,000	利用高1万円に対し約42円	1,150,000
園芸資材	利用高1万円に対し約80円	1,400,000	利用高1万円に対し約60円	1,050,000
農業機械	利用高1万円に対し約46円	400,000		
燃 料	利用高1万円に対し約96円	1,250,000		
LPガス	利用高1万円に対し約355円	1,120,000	利用高1万円に対し約283円	852,000
貯金(定期)	平均残高1万円に対し約10円	7,200,000	平均残高1万円に対し約8円	5,760,000
貯金(積金)	平均残高1万円に対し約46円	720,000	平均残高1万円に対し約39円	576,000
貸 出 金	貸出利息1万円に対し約368円	640,000	貸出利息1万円に対し約280円	512,000
共 済	長期共済1PT・自動車共済2PTに対し7円	7,770,000	長期共済1PT・自動車共済2PTに対し6円	6,200,000
合 計		40,000,000		30,000,000

令和 6 年度

3. 任意積立金における目的積立金の種類及び積立目的、積立目標額、取崩基準等は次の通りです。

種 類	積 立 目 的	目 標 額	積 立 基 準	取 崩 基 準
教 育 積 立 金	J A の組合員及び役職員の教育と農業後継者の育成に資するため「教育積立金規程」に基づき積み立てる	2 億 円	当期末処分剰余金のうち、利益準備金及び次期繰越剰余金	目的を達するための支出に対して理事会の議決を経て取り崩す。
健 康 ・ 福 祉 積 立 金	J A が進める健康・福祉運動と長期的かつ体系的な関連施設整備に資するため「健康・福祉積立金規程」に基づき積み立てる。	2 億 円	等法定で定められているものを控除後、必要に応じて目標額まで積み立てる。	目的を達するための支出に対して理事会の議決を経て取り崩す。
情 報 施 設 積 立 金	組合員に対する新しいサービス提供並びに新信用事業システム移行への整備に資するため「J A 情報施設積立金規程」に基づき積み立てる。	3 0 百 万 円		目的を達するための支出に対して理事会の議決を経て取り崩す。
税 効 果 調 整 積 立 金	税効果会計による繰延税金資産の変動に対処するため、「税効果調整積立金規程」に基づき積み立てる。	期末の繰延税金資産の額	当期に発生した法人税調整額の残高全額を積み立てる。	回収可能性の見直し及び税率の引下げによって繰延税金資産が減少した場合、理事会の議決を経て取り崩す。
事 業 基 盤 強 化 積 立 金	定款第64条第2項に定める組合の事業の改善発達のため、新規事業開発に対する支出、会計制度・会計基準の変更に伴う支出、財務健全化を目的とした支出、これらに準ずる支出に充てるため、「事業基盤強化積立金規程」に基づき積み立てる。	5 億 円	当期末処分剰余金のうち、利益準備金及び次期繰越剰余金	目的に対する支出に対して理事会の議決を経て取り崩す。
施 設 設 備 ・ 修 繕 積 立 金	組合の施設設備・修繕に必要な資金を「施設設備・修繕積立金規程」に基づき積み立てる。	3 億 円	等法定で定められているものを控除後、必要に応じて目標額まで積み立てる。	目的に処する事由が発生したとき、理事会の議決を経て取り崩す。
農 業 経 営 特 別 支 援 積 立 金	J A へ出荷される農産物が自然災害や、農畜産物販売価格の低下、生産資材の価格高騰等、農業者の経営努力では避けられない著しい被害を受け、農業経営に多大な影響を与えた時に、農業生産に必要な対策を講ずるため「農業経営特別支援積立金規程」に基づき積み立てる。	5 億 円		J A へ出荷される農産物が自然災害や、農畜産物販売価格の低下、生産資材の価格高騰等、農業者の経営努力では避けられない著しい被害を受けたとき、理事会の議決を経て取り崩す。

4. 時期繰越剰余金には、営農指導、生活・文化改善事業の費用に充てるための繰越5, 300, 000円が含まれています。

令和 7 年度

3. 任意積立金における目的積立金の種類及び積立目的、積立目標額、取崩基準等は次の通りです。

種 類	積 立 目 的	目 標 額	積 立 基 準	取 崩 基 準
教 育 積 立 金	J A の組合員及び役職員の教育と農業後継者の育成に資するため「教育積立金規程」に基づき積み立てる	2 億 円	当期末処分剰余金のうち、利益準備金及び次期繰越剰余金	目的を達するための支出に対して理事会の議決を経て取り崩す。
健 康 ・ 福 祉 積 立 金	J A が進める健康・福祉運動と長期的かつ体系的な関連施設整備に資するため「健康・福祉積立金規程」に基づき積み立てる。	2 億 円	等法定で定められているものを控除後、必要に応じて目標額まで積み立てる。	目的を達するための支出に対して理事会の議決を経て取り崩す。
情 報 施 設 積 立 金	組合員に対する新しいサービス提供並びに新信用事業システム移行への整備に資するため「J A 情報施設積立金規程」に基づき積み立てる。	3 0 百 万 円		目的を達するための支出に対して理事会の議決を経て取り崩す。
税 効 果 調 整 積 立 金	税効果会計による繰延税金資産の変動に対処するため、「税効果調整積立金規程」に基づき積み立てる。	期末の繰延税金資産の額	当期に発生した法人税調整額の残高全額を積み立てる。	回収可能性の見直し及び税率の引下げによって繰延税金資産が減少した場合、理事会の議決を経て取り崩す。
事 業 基 盤 強 化 積 立 金	定款第64条第2項に定める組合の事業の改善発達のため、新規事業開発に対する支出、会計制度・会計基準の変更に伴う支出、財務健全化を目的とした支出、これらに準ずる支出に充てるため、「事業基盤強化積立金規程」に基づき積み立てる。	5 億 円	当期末処分剰余金のうち、利益準備金及び次期繰越剰余金	目的に対する支出に対して理事会の議決を経て取り崩す。
施 設 設 備 ・ 修 繕 積 立 金	組合の施設設備・修繕に必要な資金を「施設設備・修繕積立金規程」に基づき積み立てる。	3 億 円	等法定で定められているものを控除後、必要に応じて目標額まで積み立てる。	目的に処する事由が発生したとき、理事会の議決を経て取り崩す。
農 業 経 営 特 別 支 援 積 立 金	J A へ出荷される農産物が自然災害や、農畜産物販売価格の低下、生産資材の価格高騰等、農業者の経営努力では避けられない著しい被害を受け、農業経営に多大な影響を与えた時に、農業生産に必要な対策を講ずるため「農業経営特別支援積立金規程」に基づき積み立てる。	5 億 円		J A へ出荷される農産物が自然災害や、農畜産物販売価格の低下、生産資材の価格高騰等、農業者の経営努力では避けられない著しい被害を受けたとき、理事会の議決を経て取り崩す。

4. 時期繰越剰余金には、営農指導、生活・文化改善事業の費用に充てるための繰越4, 000, 000円が含まれています。

部門別損益計算書

第77期事業年度（令和6年3月1日から令和7年2月28日まで）

（単位：千円）

区 分	計	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	共通管理費等
事業収益 ①	1,970,626	148,675	71,233	1,314,252	435,402	1,062	
事業費用 ②	1,332,243	24,087	1,191	995,175	307,370	4,418	
事業総利益 （①－②） ③	638,383	124,587	70,042	319,076	128,032	△3,356	
事業管理費 ④	567,419	73,948	61,909	222,700	182,302	26,557	
（うち減価償却費 ⑤）	(76,567)	(5,901)	(2,543)	(41,629)	(25,893)	(599)	
（うち人件費 ⑤'）	(374,788)	(46,587)	(51,386)	(135,531)	(120,148)	(21,133)	
※うち共通管理費 ⑥		30,490	16,485	94,587	74,057	5,388	△221,009
（うち減価償却費 ⑦）		(2,909)	(1,572)	(9,024)	(7,065)	(514)	(△21,086)
（うち人件費 ⑦'）		(18,164)	(9,820)	(56,348)	(44,118)	(3,209)	(△131,661)
事業利益 （③－④） ⑧	70,964	50,639	8,132	96,375	△54,269	△29,913	
事業外収益 ⑨	53,669	16,879	2,924	19,441	13,469	955	
※うち共通分 ⑩		5,408	2,924	16,779	13,137	955	△39,205
事業外費用 ⑪	1,151	158	85	492	385	28	
※うち共通分 ⑫		158	85	492	385	28	△1,151
経常利益 （⑧＋⑨－⑪） ⑬	123,482	67,359	10,971	115,324	△41,186	△28,985	
特別利益 ⑭	2,106	209	113	785	960	37	
※うち共通分 ⑮		209	113	651	510	37	△1,522
特別損失 ⑯	1,319	179	97	573	437	31	
※うち共通分 ⑰		179	97	558	437	31	△1,304
税引前当期利益 （⑬＋⑭－⑯） ⑱	124,269	67,389	10,987	115,536	△40,663	△28,980	
営農指導事業分配賦額 ⑲		2,810	1,579	21,686	2,904	△28,980	
営農指導事業分配賦後 税引前当期利益 （⑱－⑲） ⑳	124,269	64,579	9,407	93,850	△43,567		

※ ⑥、⑩、⑫、⑮、⑰は、各事業に直課できない部分

（注 記）

1. 共通管理費等及び営農指導事業の他部門への配賦基準等

(1) 共通管理費等 (人頭割＋事業管理費割（人件費除く）＋事業総利益割) ÷ 3

(2) 営農指導事業 (農業関連事業＋事業総利益割) ÷ 2

2. 配賦割合（1の配賦基準で算出した配賦の割合）

（単位：％）

区 分	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	計
共通管理費等	13.80	7.46	42.80	33.51	2.43	100.0
営農指導事業	9.70	5.45	74.83	10.02		100.0

部門別損益計算書の事業収益、事業費用の「計」欄は、各事業の収益、費用の単純合算値を記載しております。

一方、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則にしたがい、各事業間の内部損益（事業収益35,118千円、事業費用35,118千円）を除去した額を記載しています。

よって、両者は一致しておりません。

部門別損益計算書

第78期事業年度（令和7年3月1日から令和8年2月28日まで）

（単位：千円）

区 分	計	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	共通管理費等
事業収益 ①	2,015,094	177,542	70,825	1,327,048	438,788	890	
事業費用 ②	1,407,498	48,720	1,122	1,032,677	319,653	5,323	
事業総利益 (①－②) ③	607,596	128,821	69,702	294,370	119,135	△4,433	
事業管理費 ④	552,378	78,311	59,764	201,924	186,794	25,583	
（うち減価償却費 ⑤）	(64,994)	(5,860)	(2,107)	(31,060)	(24,897)	(1,069)	
（うち人件費 ⑤'）	(376,277)	(50,712)	(49,604)	(128,719)	(126,937)	(20,303)	
※うち共通管理費 ⑥		31,156	15,750	82,643	72,698	5,460	△207,709
（うち減価償却費 ⑦）		(3,085)	(1,559)	(8,184)	(7,199)	(540)	(△20,570)
（うち人件費 ⑦'）		(18,912)	(9,560)	(50,165)	(44,128)	(3,314)	(△126,081)
事業利益 (③－④) ⑧	55,217	50,509	9,938	92,445	△67,658	△30,016	
事業外収益 ⑨	39,355	15,701	1,810	12,548	8,667	627	
※うち共通分 ⑩		3,580	1,810	9,497	8,354	627	△23,870
事業外費用 ⑪	2,685	402	203	1,068	940	70	
※うち共通分 ⑫		402	203	1,068	940	70	△2,685
経常利益 (⑧＋⑨－⑪) ⑬	91,887	65,807	11,544	103,925	△59,930	△29,459	
特別利益 ⑭	-	-	-	-	-	-	
※うち共通分 ⑮		-	-	-	-	-	-
特別損失 ⑯	237	35	18	94	83	6	
※うち共通分 ⑰		35	18	94	83	6	△237
税引前当期利益 (⑬＋⑭－⑯) ⑱	91,649	65,771	11,526	103,831	△60,014	△29,466	
営農指導事業分配賦額 ⑲		3,097	1,676	21,811	2,880	△29,466	
営農指導事業分配賦後 税引前当期利益 (⑱－⑲) ⑳	91,649	62,674	9,850	82,019	△62,894		

※ ⑥、⑩、⑫、⑮、⑰は、各事業に直課できない部分

（注 記）

1. 共通管理費等及び営農指導事業の他部門への配賦基準等

(1) 共通管理費等 (人頭割＋事業管理費割(人件費除く)＋事業総利益割)÷3

(2) 営農指導事業 (農業関連事業＋事業総利益割)÷2

2. 配賦割合(1の配賦基準で算出した配賦の割合)

（単位：％）

区 分	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	計
共通管理費等	15.00	7.58	39.79	35.00	2.63	100.0
営農指導事業	10.51	5.69	74.02	9.78		100.0

部門別損益計算書の事業収益、事業費用の「計」欄は、各事業の収益、費用の単純合算値を記載しております。

一方、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則にしたがい、各事業間の内部損益（事業収益37,082千円、事業費用37,082千円）を除去した額を記載しています。

よって、両者は一致しておりません。

経費の内訳

(単位：百万円)

	6 年度	7 年度	増減
人 件 費	374	376	1
うち給料手当	267	271	3
うち福利厚生費	60	61	0
うち退職給付費用	22	18	3
うちその他人件費	24	25	0
物 件 費	192	176	16
うち業務費	51	50	0
うち諸税負担金	22	23	0
うち施設費	117	100	16
うちその他事業管理費	1	1	0

会計監査人の監査

6 年度及び 7 年度の貸借対照表、損益計算書、剰余金処分計算書及び注記表は、農業協同組合法第 37 条の 2 第 3 項の規定に基づき、みのり監査法人の監査を受けております。

自己資本の充実の状況

自己資本比率の状況

当JAでは、多様化するリスクに対応するとともに、組合員や利用者のニーズに応えるため、財政基盤の強化を経営の重要課題として取り組んでいます。内部留保に努めるとともに、不良債権処理及び業務の効率化等に取り組んだ結果、令和8年2月末における自己資本比率は、46.78%となりました。

当JAの自己資本は、組合員の普通出資によっています。

○ 普通出資による資本調達額

項 目	内 容
発行主体	洗馬農業協同組合
資本調達手段の種類	普通出資
コア資本に係る基礎項目に算入した額	944百万円（前年度937百万円）

当JAは、適正なプロセスにより正確な自己資本比率を算出して、当JAが抱える信用リスクやオペレーショナル・リスクの管理及びこれらのリスクに対応した十分な自己資本の維持を図るとともに、内部留保の積み増しにより自己資本の充実に努めています。

また、信用リスク、オペレーショナル・リスク、金利リスクなどの各種リスクを個別の方法で質的または量的に評価し、リスクを総体的に捉え、自己資本と比較・対照し、自己資本充実度を評価することにより、経営の健全性維持・強化を図っております。

自己資本の構成に関する事項

(単位：千円、％)

項 目	令和 7 年度 (当年度)	令和 6 年度 (前年度)
コア資本にかかる基礎項目		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員資本の額	4,423,835	4,381,719
うち、出資金及び資本準備金の額	944,764	937,199
うち、再評価積立金の額	—	—
うち、利益剰余金の額	3,523,200	3,498,590
うち、外部流出予定額　(△)	44,128	54,070
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	2,294	519
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	2,294	519
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
コア資本にかかる基礎項目の額　(イ)	4,426,130	4,382,238
コア資本にかかる調整項目		
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額	1,322	2,040
うち、のれんに係るものの額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	1,322	2,040
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	—	—
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る十パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—

項 目	令和 7 年度 (当年度)	令和 6 年度 (前年度)
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	1, 322	2, 040
自己資本		
自己資本の額 ((イ) — (ロ)) (ハ)	4, 424, 807	4, 380, 198
リスク・アセット等		
信用リスク・アセットの額の合計額	9, 230, 088	9, 459, 611
うち、他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置を用いて算出したリスク・アセットの額から経過措置を用いずに算出したリスク・アセットの額を控除した額 (△)	—	—
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	—	—
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	—	—
うち、土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額に係るものの額	—	—
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	—	—
勘定間の振替分	—	—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	227, 159	1, 113, 086
信用リスク・アセット調整額	—	—
フロア調整額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	9, 457, 247	10, 572, 698
自己資本比率		
自己資本比率 ((ハ) / (ニ))	46. 78	41. 42

(注)

1. 「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」（平成18年金融庁・農水省告示第2号）に基づき算出しています。
2. 当JAは、信用リスク・アセット額の算出にあつては標準的手法、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーショナル・リスク相当額にあつては標準的計測手法で算出しており、算出に使用するILMについて、当年度は告示第250条第1項第3号に基づき「1」を使用しています。
3. 当JAが有するすべての自己資本とリスクを対比して、自己資本比率を計算しています。

信用リスク・アセットの額および信用リスクに対する所要自己資本の額
ならびに区分ごとの内訳

(単位：千円)

		令和7年度（当年度）		
		エクスポージャーの 期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%
	現金	74,260	—	—
	我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—
	外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—
	国際決済銀行等向け	—	—	—
	我が国の地方公共団体向け	1,220,475	—	—
	外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—
	国際開発銀行向け	—	—	—
	地方公共団体金融機構向け	—	—	—
	我が国の政府関係機関向け	—	—	—
	地方三公社向け	—	—	—
	金融機関、第一種金融商品取引業者及 び保険会社向け	16,723,873	3,465,641	138,625
	（うち第一種金融商品取引業者及 び保険会社向け）	—	—	—
	カバード・ボンド向け	—	—	—
	法人等向け（特定貸付債権向けを含 む。）	10,046	7,546	301
	（うち特定貸付債権向け）	—	—	—
	中堅中小企業等向け及び個人向け	149,707	74,798	2,991
	（うちトランザクター向け）	1,080	486	19
	不動産関連向け	200,875	97,906	3,916
	（うち自己居住用不動産等向け）	200,875	97,906	3,916
	（うち賃貸用不動産向け）	—	—	—
	（うち事業用不動産関連向け）	—	—	—
	（うちその他不動産関連向け）	—	—	—
	（うちADC向け）	—	—	—
	劣後債券及びその他資本性証券等	—	—	—
	延滞等向け（自己居住用不動産関連向 けを除く。）	123,723	84,999	3,399
	自己居住用不動産等向けエクスポ ージャーに係る延滞	17,632	13,571	542
	取立未済手形	2,898	579	23
	信用保証協会等による保証付	1,124,129	110,487	4,419
	株式会社地域経済活性化支援機構等に	—	—	—

	よる保証付				
	株式等		157,764	157,764	6,310
	共済約款貸付		—	—	—
	上記以外		2,976,550	5,216,792	208,671
		(うち重要な出資のエクスポージャー)	—	—	—
		(うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部 T L A C 関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー)	—	—	—
		(うち農林中央金庫の対象資本調達手段に係るエクスポージャー)	1,449,285	3,623,212	144,928
		(うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー)	44,923	112,308	4,492
		(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部 TLAC 関連調達手段に関するエクスポージャー)	—	—	—
		(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部 TLAC 関連調達手段に係るエクスポージャー)	—	—	—
		(うち上記以外のエクスポージャー)	1,482,341	1,481,271	59,250
	証券化		—	—	—
		(うち S T C 要件適用分)	—	—	—
		(短期 S T C 要件適用分)	—	—	—
		(うち不良債権証券化適用分)	—	—	—
		(うち S T C ・不良債権証券化適用対象外分)	—	—	—
	再証券化		—	—	—
	リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー		—	—	—
		(うちルックスルー方式)	—	—	—
		(うちマンドート方式)	—	—	—
		(うち蓋然性方式 250%)	—	—	—
		(うち蓋然性方式 400%)	—	—	—
		(うちフォールバック方式)	—	—	—

	他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額(△)	—	—	—
	標準的手法を運用するエクスポージャー計	22,781,938	9,230,088	369,203
	CVAリスク相当額÷8% (簡便法)	—	—	—
	中央清算期間関連エクスポージャー	—	—	—
合計(信用リスク・アセットの額)		22,781,938	9,230,088	369,203
マーケット・リスク に対する所要自己資本の額 ＜簡易方式又は標準的方式＞		マーケット・リスク相当額をの合計額を8% で除して得た額 a		所要自己資本額 b=a×4%
		—		—
オペレーショナル・リスク に対する所要自己資本の額 ＜標準的計測手法＞		オペレーショナル・リスク相当額を8%で除 して得た額		所要自己資本額 b=a×4%
		227,159		9,086
所要自己資本額		リスク・アセット等 (分母)合計 a		所要自己資本額 b=a×4%
		9,457,247		378,289

オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本額の概要

(単位：千円)

	令和7年度(当年度)
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	227,159
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額	9,086
B I	151,439
B I C	18,172

(注)

1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
2. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
3. 「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
4. 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産(固定資産等)・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額が含まれます。
5. オペレーショナル・リスク相当額は標準的計測手法により算出しており、算出に使用するILMは告示第250条第1項第3号に基づき「1」を使用しております。

信用リスクに対する所要自己資本の額及び区分ごとの内訳

(単位：千円)

		令和6年度（前年度）		
信用リスク・アセット		エクスポージャーの期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 $b = a \times 4\%$
	現金	68,094	—	—
	我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—
	外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—
	国際決済銀行等向け	—	—	—
	我が国の地方公共団体向け	1,332,929	—	—
	外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—
	国際開発銀行向け	—	—	—
	地方公共団体金融機構向け	—	—	—
	我が国の政府関係機関向け	—	—	—
	地方三公社向け	—	—	—
	金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	17,720,316	3,544,063	141,762
	法人等向け	47,510	46,930	1,877
	中小企業等向け及び個人向け	22,631	8,391	335
	抵当権付住宅ローン	137,196	46,334	1,853
	不動産取得等事業向け	—	—	—
	三月以上延滞等	151,890	110,768	4,430
	取立未済手形	3,043	608	24
	信用保証協会等保証付	1,075,461	105,003	4,200
	株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—
	共済約款貸付	—	—	—
	出資等	157,764	157,764	6,310
	（うち出資等のエクスポージャー）	157,764	157,764	6,310
	（うち重要な出資のエクスポージャー）	—	—	—
	上記以外	3,269,161	5,439,745	217,589

	(うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部T L A C 関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー)	—	—	—
	(うち農林中央金庫又は農業協同組合連合会の対象資本調達手段に係るエクスポージャー)	1, 449, 285	3, 623, 212	144, 928
	(うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー)	42, 407	106, 019	4, 240
	(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部T L A C 関連調達手段に関するエクスポージャー)	—	—	—
	(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部T L A C 関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクスポージャー)	—	—	—
	(うち上記以外のエクスポージャー)	1, 777, 468	1, 710, 513	68, 420
	証券化	—	—	—
	(うちS T C 要件適用分)	—	—	—
	(うち非S T C 適用分)	—	—	—
	再証券化	—	—	—
	リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	—	—	—
	(うちルックスルー方式)	—	—	—
	(うちマンドレート方式)	—	—	—
	(うち蓋然性方式250%)	—	—	—
	(うち蓋然性方式400%)	—	—	—
	(うちフォールバック方式)	—	—	—
	経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	—	—	—
	他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過	—	—	—

	措置によりリスク・アセットの額に 算入されなかったものの額（△）			
	標準的手法を適用するエクスポ ージャー別計	23,985,999	9,459,611	378,384
	CVAリスク相当額÷8%	—	—	—
	中央清算機関関連エクスポージャー	—	—	—
	合計（信用リスク・アセットの額）	23,985,999	9,459,611	378,384
オペレーショナル・リスクに対する所要自 己資本の額 ＜基礎的手法＞	オペレーショナル・リスク 相当額を8%で除して得た 額			所要自己 資本額
	a			b = a × 4%
		1,113,086		44,523
所要自己資本額計	リスク・アセット等(分母) 計			所要自己 資本額
	a			b = a × 4%
		10,572,698		422,907

(注)

1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
2. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
3. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
4. 「出資等」とは、出資等エクスポージャー、重要な出資のエクスポージャーが該当します。
5. 「証券化（証券化エクスポージャー）」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。
6. 「経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるもの」とは、土地再評価差額金に係る経過措置によるリスク・アセットの額および調整項目にかかる経過措置によりなお従前の例によるものとしてリスク・アセットの額に算入したものが該当します。
7. 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産（固定資産等）・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証またはクレジット・デリバティブの免責額が含まれます。
8. 当JAでは、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたって、基礎的手法を採用しています。

＜オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額の算出方法（基礎的手法）＞

$$\frac{(\text{粗利益（正の値の場合に限る）} \times 15\%) \text{ の直近3年間の合計額}}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

標準的手法に関する事項

当ＪＡでは自己資本比率算出にかかる信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しています。また、信用リスク・アセットの算出にあたって、リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付等は次のとおりです。

(ア) リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付けは、以下の適格格付機関による依頼格付けのみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適 格 格 付 機 関
株式会社格付投資情報センター（Ｒ＆Ｉ）
株式会社日本格付研究所（ＪＣＲ）
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク（Ｍｏｏｄｙ’ｓ）
Ｓ＆Ｐグローバル・レーティング（Ｓ＆Ｐ）
フィッチレーティングスリミテッド（Ｆｉｔｃｈ）

(注)「リスク・ウェイト」とは、当該資産を保有するために必要な自己資本額を算出するための掛目のことです。

(イ) リスク・ウェイトの判定に当たり使用する適格格付機関の格付またはカントリー・リスク・スコアは、主に以下のとおりです

エクスポージャー	適 格 格 付 機 関	カントリー・リスク・スコア
中央政府および中央銀行		日本貿易保険
外国の中央政府等以外の公共部門向けエクスポージャー		日本貿易保険
国際開発銀行向けエクスポージャー	R & I , Moody’s , JCR, S&P, Fitch	
金融機関向けエクスポージャー	R & I , Moody’s , JCR, S&P, Fitch	
法人等向けエクスポージャー	R & I , Moody’s , JCR, S&P, Fitch	

**信用リスクに関するエクスポージャー（地域別、業種別、残存期間別）
及び延滞エクスポージャーの期末残高**

（単位：千円）

		令和7年度（当年度）			令和6年度（前年度）		
		信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	延滞エクスポージャー	信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	三月以上延滞エクスポージャー
地域別	国内	22,781,938	2,777,443	141,356	23,985,999	2,909,698	151,890
	国外	—	—	—	—	—	—
	地域別残高計	22,781,938	2,777,443	141,356	23,985,999	2,909,698	151,890
業種別	農業	61,956	31,956	—	51,843	21,843	—
	林業	—	—	—	—	—	—
	水産業	—	—	—	—	—	—
	製造業	594	—	—	3,250	2,655	—
	鉱業	—	—	—	—	—	—
	建設・不動産業	—	—	—	—	—	—
	電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—
	運輸・通信業	7,520	—	—	7,520	—	—
	金融・保険業	18,185,467	—	—	19,182,054	—	—
	卸売・小売・飲食・サービス業	140,035	29,795	—	155,094	44,854	—
	日本国政府・地方公共団体	1,220,475	1,205,897	—	1,332,929	1,321,758	—
	上記以外	—	—	—	—	—	—
	個人	1,564,226	1,509,793	141,356	1,554,577	1,518,585	151,890
	その他	1,601,662	—	—	1,698,729	—	—
	業種別残高計	22,781,938	2,777,443	141,356	23,985,999	2,909,698	151,890
残存期間別	1年以下	16,181,922	62,379		17,475,964	57,250	
	1年超3年以下	90,564	90,564		69,353	69,353	
	3年超5年以下	265,617	265,617		157,759	157,759	
	5年超7年以下	195,881	195,881		426,323	426,323	
	7年超10年以下	356,264	356,264		184,959	184,959	
	10年超	2,345,659	1,741,328		2,210,490	1,908,888	
	期限の定めのないもの	3,346,028	65,407		3,461,147	105,162	
	残存期間別残高計	22,781,938	2,777,443		23,985,999	2,909,698	

（注）

- 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
- 「貸出金等」とは、貸出金のほか、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。「コミットメント」とは、契約した期間および融資枠の範囲でお客様のご請求に基づき、金融機関が融資を実行する契約のことをいいます。「貸出金等」にはコミットメントの融資可能残額も含めています。
- 「店頭デリバティブ」とは、スワップ等の金融派生商品のうち相対で行われる取引のものをいいます。
- 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞しているエクスポージャーをいいます。
- 「延滞エクスポージャー」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことをいいます。
 - ①金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則に規定する「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること。
 - ②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと。
 - ③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること。

貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：千円)

区 分	令和 7 年度					令和 6 年度				
	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	519	2,294	—	519	2,294	658	519	—	658	519
個別貸倒引当金	54,920	53,299	20,003	34,916	53,299	58,998	54,920	—	58,998	54,920

業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中増減額及び貸出金償却の額

(単位：千円)

区 分		令和 7 年度						令和 6 年度					
		期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	貸出金償却	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	貸出金償却
				目的使用	その他					目的使用	その他		
国 内		54,920	53,299	20,003	34,916	53,299		58,998	54,920	—	58,998	54,920	
国 外		—	—	—	—	—		—	—	—	—	—	
地域別計		54,920	53,299	20,003	34,916	53,299		58,998	54,920	—	58,998	54,920	
法 人	農業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	林業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	水産業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	製造業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	鉱業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	建設・不動産業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	運輸・通信業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	金融・保険業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	卸売・小売・飲食・サービス業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	上記以外	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
個 人		54,920	53,299	20,003	34,916	53,299	11,127	58,998	54,920	—	58,998	54,920	—
業種別計		54,920	53,299	20,003	34,916	53,299	11,127	58,998	54,920	—	58,998	54,920	—

信用リスク・アセット残高内訳表

[令和7年度] (当年度)

(単位：千円)

項目	リスク・ウェイト (%)	CCF・信用リスク削減 効果適用前		CCF・信用リスク削減 効果適用後			リスク・ウェイトの加重平均値
		オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	信用リスク・アセットの額	
		A	B	C	D	E	F(=E/(C+D))
現金	0	74,260	—	74,260	—	—	0%
我が国の中央政府及び中央銀行向け	0	—	—	—	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	0～150	—	—	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	0	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	0	1,220,475	—	1,220,475	—	—	0%
外国の中央政府等以外の公共部門向け	20～150	—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け	0～150	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	10～20	—	—	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	10～20	—	—	—	—	—	—
地方三公社向け	20	—	—	—	—	—	—
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	20～150	16,723,873	—	16,723,873	—	3,465,641	21%
（うち第一種金融商品取引業者及び保険会社向け）	20～150	—	—	—	—	—	—
カバード・ボンド向け	10～100	—	—	—	—	—	—
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	20～150	10,046	—	7,546	—	7,546	100%
（うち特定貸付債権向け）	20～150	—	—	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	45～100	145,997	37,096	132,861	3,709	74,798	55%
（うちトラランザクター向け）	45	—	10,800	—	1,080	486	45%
不動産関連向け	20～150	200,875	—	193,148	—	97,906	51%
（うち自己居住用不動産等向け）	20～75	200,875	—	193,148	—	97,906	51%
（うち賃貸用不動産向け）	30～150	—	—	—	—	—	—
（うち事業用不動産関連向け）	70～150	—	—	—	—	—	—
（うちその他不	60	—	—	—	—	—	—

	動産関連向け)							
	(うち ADC 向け)	100～150	—	—	—	—	—	—
	劣後債券及びその他資本性証券等	150	—	—	—	—	—	—
	延滞等向け（自己居住用不動産関連向けを除く。）	50～150	75,555	—	74,625	—	84,999	114%
	自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	100	13,571	—	13,571	—	13,571	100%
	取立未済手形	20	2,898	—	2,898	—	579	20%
	信用保証協会等による保証付	0～10	1,124,129	—	1,104,876	—	110,487	10%
	株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	10	—	—	—	—	—	—
	株式等	250～400	157,764	—	157,764	—	157,764	100%
	共済約款貸付	0	—	—	—	—	—	—
	上記以外	100～125 0	2,975,479	—	2,975,479	—	5,216,792	175%
	(うち重要な出資のエクスポージャー)	1250	—	—	—	—	—	—
	(うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部 TLAC 関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー)	250～400	—	—	—	—	—	—
	(うち農林中央金庫の対象資本調達手段に係るエクスポージャー)	250	1,449,285	—	1,449,285	—	3,623,212	250%
	(うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー)	250	44,923	—	44,923	—	112,308	250%
	(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部 TLAC 関連調達手段に係るエクスポージャー)	250	—	—	—	—	—	—
	(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有して	150	—	—	—	—	—	—

	いない他の金融機関等に係るその他外部 TLAC 関連調達手段に係るエクスポージャー)							
	(うち右記以外のエクスポージャー)	100	1,481,271	—	1,481,271	—	1,481,271	100%
証券化		—	—	—	—	—	—	—
	(うち STC 要件適用分)	—	—	—	—	—	—	—
	(短期 STC 要件適用分)	—	—	—	—	—	—	—
	(うち不良債権証券化適用分)	—	—	—	—	—	—	—
	(うち STC・不良債権証券化適用対象外分)	—	—	—	—	—	—	—
再証券化		—	—	—	—	—	—	—
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー		—	—	—	—	—	—	—
未決済取引		—					—	
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額 (△)		—					—	
合計 (信用リスク・アセットの額)		—					9,230,088	

(注) 最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、令和6年度(前年度)については、記載しておりません。

ポートフォリオの区分ごとのCCF適用後および信用リスク削減手法 の効果を勘案した後のエクスポージャーの額

〔令和7年度〕（当年度）

（単位：千円）

項目	信用リスク・エクスポージャーの額（CCF・信用リスク削減手法適用後）													
	0%	20%		50%		100%		150%		その他	合計			
我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—		—		—		—		—	—			
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—		—		—		—		—	—			
国際決済銀行等向け	—	—		—		—		—		—	—			
	0%	10%	20%	50%	100%	150%	その他	合計						
我が国の地方公共団体向け	1,220,475	—		—		—		—		—	1,220,475			
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—		—		—		—		—	—			
地方公共団体金融機構向け	—	—		—		—		—		—	—			
我が国の政府関係機関向け	—	—		—		—		—		—	—			
地方三公社向け	—	—		—		—		—		—	—			
	0%	20%	30%	50%	100%	150%	その他	合計						
国際開発銀行向け	—	—		—		—		—		—	—			
	20%	30%	40%	50%	75%	100%	150%	その他	合計					
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	16,119,542	—		604,331		—		—		—	16,723,873			
（うち、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け）	—	—		—		—		—		—	—			
	10%	15%	20%	25%	35%	50%	100%	その他	合計					
カード・ボンド向け	—	—		—		—		—		—	—			
	20%	50%	75%	80%	85%	100%	130%	150%	その他	合計				
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	—	—		—		7,546		—		—	7,546			
（うち特定貸付債権向け）	—	—		—		—		—		—	—			
	100%	150%		250%		400%		その他		合計				
劣後債権及びその他資本性証券等	—	—		—		—		—		—	—			
株式等	—	—		157,764		—		—		157,764	—			
	45%	75%		100%			その他		合計					
中堅中小企業等向け及び個人向け	1,080		2,545		3,227			129,718		136,570				
（うちトランザクター向け）	1,080		—		—			—		1,080				
	20%	25%	30%	31.25%	35%	37.50%	40%	50%	62.50%	70%	75%	その他	合計	
不動産関連向けうち自己居住用不動産等向け	—	—	—	—	117,374	—	—	—	—	—	75,760	13	193,148	
	30%	35%	43.75%	45%	56.25%	60%	75%	93.75%	105%	150%	その他	合計		
不動産関連向けうち賃貸用不動産向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	70%	90%		110%		112.50%		150%		その他		合計		
不動産関連向けうち事業用不動産関連向け	—	—		—		—		—		—		—	—	
	60%				その他				合計					
不動産関連向けうちその他不動産関連向け	—				—				—				—	—
	100%			150%			その他			合計				
不動産関連向けうちADC向け	—			—			—			—			—	—
	50%			100%			150%			その他		合計		
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	8,794			35,287			29,694			848		74,625	—	
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	—			13,571			—			—		13,571	—	
	0%		10%		20%		100%		その他		合計			
現金	74,260		—		—		—		—		74,260		—	
取立未済手形	—		—		2,898		—		—		2,898		—	
信用保証協会等による保証付	—		1,104,859		—		—		17		1,104,876		—	
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—		—		—		—		—		—		—	
共済約款貸付	—		—		—		—		—		—		—	

（注）最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、令和6年度（前年度）については、記載しておりません。

資産（オフ・バランス取引等含む）残高等リスク・ウェイト区分内訳表

（単位：千円）

リスク・ウェイト区分	令和7年度（当年度）			
	CCF・信用リスク削減効果適用前 エクスポージャー		CCFの 加重平均値（％）	資産の額および与信相 当額の合計額 （CCF・信用リスク削 減効果適用後）
	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目		
40％未満	18,707,127	—	—	18,670,144
40％～70％	659,619	10,800	10	660,697
75％	81,818	2,478	10	78,305
80％	—	—	—	—
85％	52,020	5,592	10	52,355
90％～100％	61,264	17,736	10	60,481
105％～130％	—	—	—	—
150％	29,714	—	—	29,694
250％	157,764	—	—	157,764
400％	—	—	—	—
1250％	—	—	—	—
その他	119	489	10	168
合計	19,749,449	37,096	10	19,709,612

（注）最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い、「リスク・ウェイト区分」の変更や「CCFの加重平均値」の追加等を行っております。

信用リスク削減効果勘案後の残高及びリスク・ウェイト1250%を適用する残高

(単位：千円)

		令和6年度（前年度）		
		格付 あり	格付 なし	計
信用リ スク削 減効果 勘案後 残高	リスク・ウェイト0%	—	1,476,934	1,476,934
	リスク・ウェイト2%	—	—	—
	リスク・ウェイト4%	—	—	—
	リスク・ウェイト10%	—	1,050,031	1,050,031
	リスク・ウェイト20%	—	17,733,827	17,733,827
	リスク・ウェイト35%	—	132,385	132,385
	リスク・ウェイト50%	—	111,415	111,415
	リスク・ウェイト75%	—	6,168	6,168
	リスク・ウェイト100%	—	1,937,370	1,937,370
	リスク・ウェイト150%	—	46,173	46,173
	リスク・ウェイト250%	—	1,491,692	1,491,692
	その他	—	—	—
	リスク・ウェイト1250%	—	—	—
計		—	23,985,999	23,985,999

(注)

1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「格付あり」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用しているもの、「格付なし」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用していないものを記載しています。なお、格付は適格格付機関による依頼格付のみ使用しています。
3. 経過措置によってリスク・ウェイトを変更したエクスポージャーについては、経過措置適用後のリスク・ウェイトによって集計しています。また、経過措置によってリスク・アセットを算入したものについても集計の対象としています。
4. 1250%には、非同時決済取引に係るもの、信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係るもの、重要な出資に係るエクスポージャーなどリスク・ウェイト1250%を適用したエクスポージャーがあります。

信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

「信用リスク削減手法」とは、自己資本比率算出における信用リスク・アセット額の算出において、エクスポージャーに対して一定の要件を満たす担保や保証等が設定されている場合に、エクスポージャーのリスク・ウェイトに代えて、担保や保証人に対するリスク・ウェイトを適用するなど信用リスク・アセット額を軽減する方法です。

当JAでは、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」にて定めています。

信用リスク削減手法として、「適格金融資産担保」、「保証」、「貸出金と自組合貯金の相殺」を適用しています。

適格金融資産担保付取引とは、エクスポージャーの信用リスクの全部または一部が、取引相手または取引相手のために第三者が提供する適格金融資産担保によって削減されている取引をいいます。当JAでは、適格金融資産担保取引について信用リスク削減手法の簡便手法を用いています。

保証については、被保証債権の債務者よりも低いリスク・ウェイトが適用される中央政府等、我が国の地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、外国の中央政府以外の公共部門、国際開発銀行、及び金融機関または第一種金融商品取引業者、これら以外の主体で長期格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

ただし、証券化エクスポージャーについては、これら以外の主体で保証提供時に長期格付がA-またはA3以上で、算定基準日に長期格付がBBB-またはBaa3以上の格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

貸出金と自組合貯金の相殺については、①取引相手の債務超過、破産手続開始の決定その他これらに類する事由にかかわらず、貸出金と自組合貯金の相殺が法的に有効であることを示す十分な根拠を有していること、②同一の取引相手との間で相殺契約下にある貸出金と自組合貯金をいずれの時点においても特定することができること、③自組合貯金が継続されないリスクが監視及び管理されていること、④貸出金と自組合貯金の相殺後の額が、監視および管理されていること、の条件をすべて満たす場合に、相殺契約下にある貸出金と自組合貯金の相殺後の額を信用リスク削減手法適用後のエクスポージャー額としています。

担保に関する評価及び管理方針は、一定のルールのもと定期的に担保確認及び評価の見直しを行っています。なお、主要な担保の種類は自組合貯金です。

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位：千円)

	令和7年度（当年度）		
	適格金融 資産担保	保証	クレジット・ デリバティブ
地方公共団体金融機構向け	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	—	—
地方三公社向け	—	—	—
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	—
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	24,290	52,865	—
自己居住用不動産等向け	—	—	—
賃貸用不動産向け	—	—	—
事業用不動産関連向け	—	—	—
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	—	500	—
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	—	—	—
証券化	—	—	—
中央清算機関関連	—	—	—
上記以外	—	—	—
合計	24,290	53,365	—

(注)

- 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
- 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことをいいます。
 - ①金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則に規定する「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること。
 - ②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと。
 - ③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること。
- 「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
- 「上記以外」には、現金・外国の中央政府および中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）等が含まれます。
- 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者(参照組織)の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者(プロテクションの買い手)と信用リスクを取得したい者(プロテクションの売り手)との間で契約を結び、参照組織に信用事由(延滞・破産など)が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。

(単位：千円)

区 分	令和6年度（前年度）		
	適格金融 資産担保	保証	クレジット・ デリバ ティブ
地方公共団体金融機構向け	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	—	—
地方三公社向け	—	—	—
金融機関向け及び第一種金融商品 取引業者向け	—	—	—
法人等向け	—	—	—
中小企業等向け及び個人向け	1,350	9,023	—
抵当権付住宅ローン	—	—	—
不動産取得等事業向け	—	—	—
三月以上延滞等	—	—	—
証券化	—	—	—
中央清算機関関連	—	—	—
上記以外	25,369	53,698	—
合計	26,719	62,722	—

(注)

- 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、主なものとしては貸出金や有価証券等が該当します。
- 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウエイトが150%になったエクスポージャーのことです。
- 「証券化（証券化エクスポージャー）」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。
- 「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）等が含まれます。
- 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者（参照組織）の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者（プロテクションの買い手）と信用リスクを取得したい者（プロテクションの売り手）との間で契約を結び、参照組織に信用事由（延滞・破産など）が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。

派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当する取引はありません。

証券化エクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

CVAリスクに関する事項

該当する取引はありません。

マーケット・リスクに関する事項

当J Aは、自己資本比率算出上、マーケット・リスク相当額に係る額を不算入としております。

オペレーショナル・リスクに関する事項

◇リスク管理の方針および手続の概要

「オペレーショナル・リスク」とは、業務の過程、役職員の活動もしくは、システムが不適切であること又は外的な現象により損失を被るリスクのことです。当ＪＡでは、以下の内容によりオペレーショナル・リスクを管理しています。

事務リスク、システムリスクなどについて、事務手続にかかる各種規程を理事会等で定め、その有効性について内部監査や監事監査の対象とするとともに、事故・事務ミスが発生した場合は速やかに状況を把握する体制を整備して、リスク発生後の対応及び改善が迅速・正確に反映ができるよう努めています。

◇ＢＩの算出方法

ＢＩ（事業規模指標）の額は、ＩＬＤＣ（金利要素）、ＳＣ（役務要素）およびＦＣ（金融商品要素）を合計して算出しています。なお、ＩＬＤＣ、ＳＣおよびＦＣの額は告示第249条に定められた方法に基づき算出しております。

◇ＩＬＭの算出方法

ＩＬＭ（内部損失乗数）は、告示第250条第１項第３号に基づき「１」を使用しております。

◇オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たって、ＢＩの算出から除外した事業部門の該当はありません。

◇オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たって、ＩＬＭの算出から除外した特殊損失の該当はありません。

出資その他これに類するエクスポージャーに関する

リスク管理の方針及び手続の概要

「出資等または株式等エクスポージャー」とは主に貸借対照表上の有価証券勘定及び外部出資勘定の株式又は出資として計上されているものであり、当ＪＡにおいては、これらを①子会社および関連会社株式、②その他有価証券、③系統および系統外出資に区分して管理しています。

①子会社および関連会社については、経営上も密接な連携を図ることにより、当ＪＡの事業のより効率的運営を目的として、株式を保有しています。これらの会社の経営については毎期の決算書類の分析の他、毎月定期的な連絡会議を行う等適切な業況把握に努めています。

②その他の有価証券については中長期的な運用目的で保有するものであり、適切な市場リスクの把握およびコントロールに努めています。具体的には、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及びポートフォリオの状況やＡＬＭなどを考慮し、理事会で運用方針を定めるとともに経営層で構成するＡＬＭ委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は理事会で決定した運用方針及びＡＬＭ委員会で決定された取引方針などにに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引については企画管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

③系統出資については、会員としての総会等への参画を通じた経営概況の監督に加え、日常的な協議を通じた連合会等の財務健全化を求めており、系統外出資についても同様の対応を行っています。

なお、これらの出資等または株式等エクスポージャーの評価等については、①子会社および関連会社については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて子会社等損失引当金を、②その他有価証券については時価評価を行った上で、取得原価との評価差額については、「その他有価証券評価差額金」として純資産の部に計上しています。③系統および系統外出資については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて外部出資等損失引当金を設定しています。また、評価等重要な会計方針の変更等があれば、注記表にその旨記載することとしています。

出資等または株式等エクスポージャーの貸借対照表計上額及び時価

(単位：千円)

	令和 7 年度		令和 6 年度	
	貸借対照表計上額	時価評価額	貸借対照表計上額	時価評価額
上 場	—	—	—	—
非上場	1,607,049	1,607,049	1,607,049	1,607,049
合 計	1,607,049	1,607,049	1,607,049	1,607,049

(注) 「時価評価額」は、時価のあるものは時価、時価のないものは貸借対照表計上額の合計額です。

出資等または株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益

(単位：千円)

令和7年度			令和6年度		
売却益	売却損	償却額	売却益	売却損	償却額
—	—	—	—	—	—

貸借対照表で認識され、損益計算書で認識されない評価損益の額
(保有目的区分をその他有価証券としている株式・出資の評価損益等)

(単位：千円)

令和7年度		令和6年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
—	—	—	—

貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額
(子会社・関連会社株式の評価損益等)

(単位：千円)

令和7年度		令和6年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
—	—	—	—

リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

金利リスクの算定手法の概要

金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在する中で金利が変動することにより、利益が減少ないし損失を被るリスクをいいます。

当ＪＡでは、金利リスク量を計算する際の基本的な事項を「金利リスク量計算要領」に、またリスク情報の管理・報告にかかる事項を「余裕金運用等にかかるリスク管理手続」に定め、適切なリスクコントロールに努めています。具体的な金利リスク管理方針および手続については以下のとおりです。

◇リスク管理の方針および手続の概要

- ・リスク管理および計測の対象とする金利リスクの考え方および範囲に関する説明

当ＪＡでは、金利リスクを重要なリスクの一つとして認識し、適切な管理体制のもとで他の市場リスクと一体的に管理をしています。金利リスクのうち銀行勘定の金利リスク（IRRBB）については、個別の管理指標の設定やモニタリング体制の整備などにより厳正な管理に努めています。

- ・リスク管理およびリスクの削減の方針に関する説明

当ＪＡは、ＡＬＭ委員会のもと、自己資本に対するIRRBBの比率の管理や収支シミュレーションの分析などを行いリスク削減に努めています。

- ・金利リスク計測の頻度

四半期末を基準日として、四半期毎にIRRBBを計測しています。

◇金利リスクの算定手法の概要

当ＪＡでは、経済価値ベースの金利リスク量（ $\angle$ EVE）については、金利感応ポジションにかかる基準日時点のイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値と、標準的な金利ショックを与えたイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値の差により算出しており、金利ショックの幅は、上方パラレルシフト、下方パラレルシフト、スティープ化の３シナリオによる金利ショック（通貨ごとに異なるショック幅）を適用しております。

- ・流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期

流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期は1.243年です。

- ・流動性貯金に割り当てられた最長の金利改定満期

流動性に割り当てられた最長の金利改定満期は5年です。

- ・流動性貯金への満期の割り当て方法（コア貯金モデル等）およびその前提

流動性貯金への満期の割り当て方法については、金融庁が定める保守的な前提を採用しています。

- ・固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約に関する前提

固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約について考慮していません。

- ・複数の通貨の集計方法およびその前提

通貨別に算出した金利リスクの正値を合算しています。通貨間の相関等は考慮していません。

- ・スプレッドに関する前提（計算にあたって割引金利やキャッシュ・フローに含めるかどうか）

一定の前提を置いたスプレッドを考慮してキャッシュ・フローを展開しています。なお、当該スプレッドは金利変動ショックの設定上は不変としています。

- ・内部モデルの使用等、 $\angle$ EVEおよび $\angle$ NIIに重大な影響を及ぼすその他の前提

内部モデルは使用しておりません。

- ・前事業年度末の開示からの変動に関する説明
該当ありません。
- ・計測値の解釈や重要性に関するその他の説明
該当ありません。

◇△EVEおよび△NII以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する事項

- ・金利ショックに関する説明
リスク資本配賦管理としてVaRで計測する市場リスク量を算定しています。
- ・金利リスク計測の前提およびその意味(特に、農協法自己資本開示告示に基づく定量的開示の対象となる△EVEおよび△NIIと大きく異なる点
特段ありません。

金利リスクに関する事項

(単位：百万円)

IRRBB 1：金利リスク					
項番		△EVE		△NII	
		当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方平行シフト	55	34	0	0
2	下方平行シフト	0	0	29	19
3	スティープ化	83	64		
4	フラット化	0	0		
5	短期金利上昇	0	0		
6	短期金利低下	25	36		
7	最大値	83	64	29	19
		当期末		前期末	
8	自己資本の額	4,424		4,380	

科目別貯金残高

(単位：千円、%)

	令和 6 年度	令和 7 年度	増減
流動性貯金	9,300,926 【48.9】	9,221,298 【51.8】	△79,627
当座貯金	7 (0.0)	7 (0.0)	0
普通貯金	9,234,579 (99.3)	9,156,831 (99.3)	△77,747
貯蓄貯金	66,339 (0.7)	64,459 (0.7)	△1,880
通知貯金	— (—)	— (—)	—
定期性貯金	9,729,010 【51.1】	8,567,290 【48.2】	△1,161,720
定期貯金	9,571,775 (98.4)	8,420,928 (98.3)	△1,150,847
うち固定金利定期	9,565,267 (99.9)	8,414,420 (99.9)	△1,150,847
うち変動金利定期	6,508 (0.1)	6,508 (0.1)	0
定期積金	157,234 (1.6)	146,361 (1.7)	△10,872
その他の貯金	12 【0.0】	154 【0.0】	141
計	19,029,94 (100.0)	17,788,74 (100.0)	△1,241,205
譲渡性貯金	— 【—】	— 【—】	—
合計	19,029,94 【100.0】	17,788,74 【100.0】	△1,241,205

- (注) 1. 流動性貯金＝当座貯金＋普通貯金＋貯蓄貯金＋通知貯金
 2. 定期性貯金＝定期貯金＋定期積金
 3. 固定金利定期：預入時に満期日までの利率が確定する定期貯金
 4. 変動金利定期：預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期貯金
 5. () 内は構成比です。

科目別貯金平均残高

(単位：千円、%)

	令和6年度	令和7年度	増減
流動性貯金	9,381,520 (48.4)	9,332,584 (51.5)	△48,935
定期性貯金	10,010,050 (51.6)	8,774,496 (48.5)	△1,235,554
その他の貯金	243 (0.0)	610 (0.0)	367
計	19,391,814 【100.0】	18,107,691 【100.0】	△1,284,123
譲渡性貯金	— 【—】	— 【—】	—
合 計	19,391,814 【100.0】	18,107,691 【100.0】	△1,284,123

- (注) 1. 流動性貯金＝当座貯金＋普通貯金＋貯蓄貯金＋通知貯金
 2. 定期性貯金＝定期貯金＋定期積金
 3. () 内は構成比です。

科目別貸出金残高

(単位：千円)

	令和6年度	令和7年度	増減
手形貸付金	2,000	12,000	10,000
証書貸付金	2,860,975	2,712,993	△147,982
当座貸越	43,130	45,126	1,995
割引手形	—	—	—
金融機関貸付	—	—	—
合 計	2,906,106	2,770,119	△135,986

科目別貸出金平均残高

(単位：千円)

	令和6年度	令和7年度	増減
手形貸付金	2,000	5,915	3,915
証書貸付金	2,888,750	2,762,277	△126,473
当座貸越	41,151	42,454	1,302
割引手形	—	—	—
金融機関貸付	—	—	—
合 計	2,931,902	2,810,646	121,256

貸出金の金利条件別内訳残高

(単位：千円、%)

	令和6年度	令和7年度	増減
固定金利貸出	2,288,250 (78.7)	2,109,441 (76.1)	△178,809
変動金利貸出	617,855 (21.3)	660,678 (23.9)	42,822
合 計	2,906,106 (100.0)	2,770,119 (100.0)	△135,986

(注) () 内は構成比です。

貸出金の業種別残高

(単位：千円、%)

	令和6年度	令和7年度	増減
農 業	420,134 (14.5)	439,215 (15.8)	19,081
林 業	— (—)	— (—)	—
水 産 業	— (—)	— (—)	—
製 造 業	198,594 (6.8)	168,586 (6.1)	△30,008
鉱 業	— (—)	— (—)	—
建 設 業	174,240 (6.0)	171,964 (6.2)	△2,276
不 動 産 業	— (—)	— (—)	—
電気・ガス・熱供給水道業	4,376 (0.2)	3,236 (0.1)	△1,139
運輸・通信業	26,374 (0.9)	22,066 (0.8)	△4,308
卸売・小売業・飲食店	67,932 (2.3)	67,279 (2.4)	△652
サービス業	355,995 (12.2)	397,620 (14.4)	41,625
金融・保険業	2,142 (0.1)	— (—)	△2,142
地方公共団体	1,319,441 (45.4)	1,203,807 (43.5)	△115,633
そ の 他	336,875 (11.6)	296,342 (10.7)	△40,533
合 計	2,906,10 (100.0)	2,770,11 (100.0)	△135,986

(注) () 内は構成比です。

主要な農業関係の貸出金残高

1. 営農類型別

(単位：千円)

種 類	令和 6 年度	令和 7 年度	増減
農業	181,214	170,410	△10,804
穀作	—	—	—
野菜・園芸	161,514	152,799	△8,714
果樹・樹園農業	19,215	15,536	△3,679
工芸作物	—	—	—
養豚・肉牛・酪農	—	—	—
養鶏・養卵	—	—	—
養蚕	—	—	—
その他農業	485	2,074	1,588
農業関連団体等	1,764	882	△882
合 計	182,978	171,292	△11,686

- (注) 1. 農業関係の貸出金とは、農業者、農業法人および農業関連団体等に対する農業生産・農業経営に必要な資金や、農産物の生産・加工・流通に係する事業に必要な資金等が該当します。
 なお、前記「貸出金の業種別残高」の「農業」は、農業者や農業法人等に対する貸出金の残高です。
 2. 「その他農業」には、複合経営で主たる業種が明確に位置づけられない者、農業サービス業、農業所得が従となる農業者等が含まれています。
 3. 「農業関連団体等」には、JAや全農とその子会社等が含まれています。

2. 資金種類別

<貸出金>

(単位：千円又は百万円)

種 類	令和 6 年度	令和 7 年度	増減
プロパー資金	147,780	138,382	△9,398
農業制度資金	35,198	32,910	△2,288
農業近代化資金	—	—	—
その他制度資金	—	—	—
合 計	182,978	171,292	△11,686

- (注) 1. プロパー資金とは、当組合原資の資金を融資しているもののうち、制度資金以外のものをいいます。
 2. 農業制度資金には、①地方公共団体が直接的または間接的に融資するもの、②地方公共団体が利子補給等を行うことでJAが低利で融資するもの、③日本政策金融公庫が直接融資するものがあり、ここでは①の転貸資金と②を対象としています。
 3. その他制度資金には、農業経営改善促進資金や農業経営負担軽減支援資金などが該当します。

<受託貸付金>

該当する取引はありません。

(単位：千円又)

種 類	令和 6 年度	令和 7 年度	増減
日本政策金融公庫資金	—	—	—
その他	—	—	—
合 計	—	—	—

- (注) 日本政策金融公庫資金は、農業（旧農林漁業金融公庫）にかかる資金をいいます。

貯貸率・貯証率

(単位：％)

	令和6年度	令和7年度	増減
貯 貸 率			
期 末	15.2	15.5	0.3
期中平均	15.1	15.5	0.4
貯 証 率			
期 末	0.0	0.0	0.0
期中平均	0.0	0.0	0.0

- (注) 1. 貯貸率(期 末) = 貸出金残高 / 貯金残高 × 100
 2. 貯貸率(期中平均) = 貸出金平均残高 / 貯金平均残高 × 100
 3. 貯証率(期 末) = 有価証券残高 / 貯金残高 × 100
 4. 貯証率(期中平均) = 有価証券平均残高 / 貯金平均残高 × 100

貸出金の使途別内訳残高

(単位：千円)

	令和6年度	令和7年度	増減
設備資金	1,362,628 (46.9)	1,333,869 (48.2)	△28,758
運転資金	1,543,477 (53.1)	1,436,249 (51.8)	△107,228
合 計	2,906,106 (100.0)	2,770,119 (100.0)	△135,986

(注) () 内は構成比です。

貸出金の担保別内訳残高

(単位：千円)

	令和6年度	令和7年度	増減
貯 金 等	39,590	38,963	△626,712
有 価 証 券	—	—	—
動 産	—	—	—
不 動 産	201,826	181,129	△20,696
その他担保物	45,259	42,168	△3,091
計	286,675	262,261	△24,414
農業信用基金協会保証	1,075,038	1,123,441	48,402
そ の 他 保 証	64,418	54,693	△9,725
計	1,139,457	1,178,134	38,677
信 用	1,479,973	1,329,723	△150,249
合 計	2,906,106	2,770,119	△135,986

債務保証見返額の担保別内訳残高

該当する取引はありません。

農協法に基づく開示債権の状況及び金融再生法開示債権区分に基づく

債権の保全状況

(単位：千円)

債権区分		債権額	保 全 額			
			担 保	保 証	引 当	合 計
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	6年度	65,337	19,221	6,000	40,115	65,337
	7年度	40,670	17,170	5,000	18,500	40,670
危険債権	6年度	37,873	28,439	2,100	6,303	36,843
	7年度	58,860	39,653	10,592	6,891	57,138
要管理債権	6年度	—	—	—	—	—
	7年度	—	—	—	—	—
三月以上延滞債権	6年度	—	—	—	—	—
	7年度	—	—	—	—	—
貸出条件緩和債権	6年度	—	—	—	—	—
	7年度	—	—	—	—	—
小 計	6年度	103,211	47,661	8,100	46,419	102,181
	7年度	99,531	56,824	15,592	25,392	97,809
正常債権	6年度	2,806,487				
	7年度	2,674,202				
合 計	6年度	2,909,698				
	7年度	2,773,733				

(注) 1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいいます。

2. 危険債権

債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいいます。

3. 要管理債権

4. 「三月以上延滞債権」に該当する貸出金と 5. 「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額をいいます。

4. 三月以上延滞債権

元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものをいいます。

5. 貸出条件緩和債権

債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものをいいます。

6. 正常債権

債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記に掲げる債権以外のものに区分される債権をいいます。

元本補てん契約のある信託に係る農協法に基づく開示債権の状況

該当する取引はありません。

貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

P. 84をご参照ください。

貸出金償却の額

P. 84をご参照ください。

有価証券等

種類別有価証券平均残高

該当する取引はありません。

商品有価証券種類別平均残高

該当する取引はありません。

有価証券残存期間別残高

該当する取引はありません。

取得価額又は契約価額、時価及び評価損益

1. 有価証券

(1) 有価証券の時価情報

- ・ 売買目的有価証券……………該当ありません。
- ・ 満期保有目的の債券で時価のあるもの……………該当ありません。
- ・ その他有価証券で時価のあるもの……………該当ありません。

2. 金銭の信託

該当する取引はありません。

3. デリバティブ取引

該当する取引はありません。

4. 金融等デリバティブ取引

該当する取引はありません。

5. 有価証券関連店頭デリバティブ取引

該当する取引はありません。

金融派生商品および先物外国為替取引の契約金額・想定元本額

該当する取引はありません。

上場先物取引所に係る未決済の先物取引契約の約定金額およびその時価

該当する取引はありません。

為替業務等

内国為替取扱実績

(単位：件、千円)

	令和6年度		令和7年度	
	仕 向	被 仕 向	仕 向	被 仕 向
送金・振込為替 (件数)	(2,323)	(16,682)	(2,412)	(16,926)
金額	<u>5,333,904</u>	<u>3,212,397</u>	<u>5,716,213</u>	<u>3,572,684</u>
代金取立為替 (件数)	(—)	(—)	(—)	(—)
金額	<u>—</u>	<u>—</u>	<u>—</u>	<u>—</u>
雑 為 替 (件数)	(48)	(110)	(67)	(107)
金額	<u>7,959</u>	<u>2,907,992</u>	<u>7,308</u>	<u>2,471,944</u>
合 計 (件数)	(2,389)	(16,814)	(2,501)	(17,058)
金額	<u>5,341,864</u>	<u>6,120,390</u>	<u>5,723,521</u>	<u>6,044,629</u>

外国為替取扱実績

当JAでは、外国為替取扱業務を行っていません。

外貨建資産残高

当JAでは、外貨建資産残高がありません。

平残・利回り等

利益総括表

(単位：千円、%)

	令和6年度	令和7年度	増 減
資金運用収支	<u>132,031</u>	<u>136,457</u>	<u>4,425</u>
役務取引等収支	<u>2,556</u>	<u>2,687</u>	<u>131</u>
その他信用事業収支	<u>△10,000</u>	<u>△10,324</u>	<u>△323</u>
信用事業粗利益	<u>134,588</u>	<u>139,145</u>	<u>4,556</u>
(信用事業粗利益率)	(0.63)	(0.70)	(0.07)
事業粗利益	<u>628,166</u>	<u>619,914</u>	<u>△8,251</u>
(事業粗利益率)	(2.58)	(2.70)	(0.12)
事業純益	<u>60,747</u>	<u>65,761</u>	<u>5,013</u>
実質事業純益	<u>60,747</u>	<u>67,536</u>	<u>6,788</u>
コア事業純益	<u>60,747</u>	<u>67,536</u>	<u>6,788</u>
コア事業純益 (投資信託解約損益 を除く)	<u>60,747</u>	<u>67,536</u>	<u>6,788</u>

資金運用収支の内訳

(単位：千円、%)

	令和6年度			令和7年度		
	平均残高	利 息	利 回 り	平均残高	利 息	利 回 り
資金運用勘定	<u>21,023,977</u>	<u>142,402</u>	<u>0.67</u>	<u>19,682,112</u>	<u>170,510</u>	<u>0.86</u>
うち預金	<u>18,092,074</u>	<u>118,714</u>	<u>0.65</u>	<u>16,871,466</u>	<u>146,098</u>	<u>0.86</u>
うち有価証券	—	—	—	—	—	—
うち貸出金	<u>2,931,902</u>	<u>23,688</u>	<u>0.80</u>	<u>2,810,646</u>	<u>24,411</u>	<u>0.86</u>
資金調達勘定	<u>19,391,814</u>	<u>10,370</u>	<u>0.05</u>	<u>18,107,693</u>	<u>34,053</u>	<u>0.18</u>
うち貯金・定積	<u>19,391,814</u>	<u>10,370</u>	<u>0.05</u>	<u>18,107,693</u>	<u>34,053</u>	<u>0.18</u>
うち譲渡性貯金	—	—	—	—	—	—
うち借入金	—	—	—	—	—	—
総資金利ざや			<u>0.40</u>			<u>0.41</u>

- (注) 1. 総資金利ざや＝資金運用利回り－資金調達原価率（資金調達利回り＋経費率）
 2. 資金運用勘定の利息欄の預金には、信連からの事業分量配当金、奨励金等が含まれています

受取・支払利息の増減額

(単位：千円)

	令和 6 年度増減額	令和 7 年度増減額
受取利息	8,722	28,108
うち預金	9,696	27,384
うち有価証券	—	—
うち貸出金	△973	723
支払利息	6,558	23,682
うち貯金・定期積金	6,585	23,682
うち譲渡性貯金	—	—
うち借入金	△26	—
差 引	2,164	4,425

(注) 1. 増減額は前年度対比です。

2. 受取利息の預金には、信連からの事業分量配当金、奨励金等が含まれています。

利 益 率

(単位：％)

	令和 6 年度	令和 7 年度	増 減
総資産経常利益率	0.50	0.40	△0.11
資本経常利益率	2.76	2.04	△0.72
総資産当期純利益率	0.43	0.34	△0.09
資本当期純利益率	2.36	1.75	△0.61

(注) 算出方法は以下のとおり

1. 総資産経常利益率 = 経常利益 / 総資産（債務保証見返を除く）平均残高×100
2. 資本経常利益率 = 経常利益 / 純資産勘定平均残高×100
3. 総資産当期純利益率 = 当期剰余金（税引後） / 総資産（債務保証見返を除く）平均残高×100
4. 資本当期純利益率 = 当期剰余金（税引後） / 純資産勘定平均残高×100

預かり資産の状況

①投資信託残高（ファンドラップ含む）

（単位：千円）

	令和 6 年度	令和 7 年度
投資信託残高 （ファンドラップ含む）	—	—

（注）投資信託残高（ファンドラップ含む）は「約定日基準」に基づく算出です。

②残高有り投資信託口座数

（単位：口座）

	令和 6 年度	令和 7 年度
残高有り投資信託 口座数	—	—

最近 5 年間の主要な経営指標

(単位：百万円)

	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度
経 常 収 益	<u>1,981</u>	<u>1,960</u>	<u>1,979</u>	<u>1,970</u>	<u>2,015</u>
信用事業収益	<u>147</u>	<u>146</u>	<u>140</u>	<u>148</u>	<u>177</u>
共済事業収益	<u>77</u>	<u>74</u>	<u>72</u>	<u>71</u>	<u>70</u>
農業関連事業収益	<u>423</u>	<u>431</u>	<u>460</u>	<u>438</u>	<u>455</u>
生活その他事業収益	<u>1,332</u>	<u>1,307</u>	<u>1,304</u>	<u>1,311</u>	<u>1,310</u>
営農指導事業収益	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>0</u>
経 常 利 益	<u>86</u>	<u>92</u>	<u>140</u>	<u>123</u>	<u>91</u>
当期剰余金 (注)	<u>73</u>	<u>81</u>	<u>117</u>	<u>105</u>	<u>78</u>
出 資 金	<u>944</u>	<u>944</u>	<u>939</u>	<u>937</u>	<u>944</u>
(出資口数)	<u>(944,117口)</u>	<u>(944,505口)</u>	<u>(939,315口)</u>	<u>(937,199口)</u>	<u>(944,764口)</u>
純 資 産 額	<u>4,280</u>	<u>4,318</u>	<u>4,384</u>	<u>4,435</u>	<u>4,467</u>
総 資 産 額	<u>24,309</u>	<u>24,011</u>	<u>24,307</u>	<u>23,932</u>	<u>22,723</u>
貯 金 等 残 高	<u>19,478</u>	<u>19,146</u>	<u>19,431</u>	<u>19,029</u>	<u>17,788</u>
貸 出 金 残 高	<u>2,722</u>	<u>2,961</u>	<u>2,890</u>	<u>2,906</u>	<u>2,770</u>
有価証券残高	<u>-</u>	<u>-</u>	<u>-</u>	<u>-</u>	<u>-</u>
剰余金配当金額	<u>44</u>	<u>44</u>	<u>53</u>	<u>54</u>	<u>44</u>
・出資配当の額	<u>14</u>	<u>14</u>	<u>18</u>	<u>14</u>	<u>14</u>
・事業分量配当額	<u>30</u>	<u>30</u>	<u>35</u>	<u>40</u>	<u>30</u>
職 員 数	<u>52名</u>	<u>51名</u>	<u>49名</u>	<u>49名</u>	<u>50名</u>
単体自己資本比率	<u>39.67%</u>	<u>40.23%</u>	<u>40.52%</u>	<u>41.42%</u>	<u>46.78%</u>

- (注) 1. 経常収益は各事業収益の合計額を表しています。
2. 当期剰余金は、銀行等の当期利益に相当するものです。
3. 信託業務の取り扱いはありません。
4. 「単体自己資本比率」は、「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成 18 年金融庁・農水省告示第 2 号)に基づき算出しております。

その他経営諸指標

(単位：百万円)

	令和7年度	令和6年度
信用事業関係		
一職員当たり貯金残高	<u>3,234</u>	<u>3,805</u>
一店舗当たり貯金残高	<u>17,788</u>	<u>19,029</u>
一職員当たり貸出金残高	<u>1,846</u>	<u>2,324</u>
一店舗当たり貸出金残高	<u>2,770</u>	<u>2,906</u>
共済事業関係		
一職員当たり長期共済保有高	<u>5,572</u>	<u>5,774</u>
一店舗当たり長期共済保有高	<u>36,220</u>	<u>37,532</u>
経済事業関係		
一職員当たり購買品供給高	<u>42</u>	<u>46</u>
一職員当たり販売品販売高	<u>53</u>	<u>45</u>
一店舗当たり購買品供給高	<u>1,137</u>	<u>1,148</u>

(注) 一職員当たりの残高を算出するのに使用した各事業の職員数は、部門別損益人員配置表による人数です。

共済事業取扱実績等

長期共済保有高

(単位：件、千円)

種 類		6 年度		7 年度	
		件 数	金 額	件 数	金 額
生 命 系	終 身 共 済	1,698	13,354,612	1,667	12,712,148
	定 期 生 命 共 済	63	600,300	64	595,190
	養 老 生 命 共 済	508	3,832,816	462	3,328,246
	うちこども共済	322	1,839,800	309	1,624,800
	医 療 共 済	1,390	49,000	1,362	46,500
	が ん 共 済	67	19,000	76	18,000
	定 期 医 療 共 済	44	57,200	44	57,200
	介 護 共 済	76	108,262	79	128,716
	認 知 症 共 済	8		8	
	生 活 障 害 共 済	40		41	
	特定重度疾病共済	69		77	
	年 金 共 済	584	—	586	—
建 物 更 生 共 済		1,321	19,511,598	1,301	19,334,768
合 計		5,868	37,532,790	5,767	36,220,770

医療系共済の共済金額保有高

(単位：件、千円)

種 類	6 年度		7 年度	
	件 数	金 額	件数	金 額
医 療 共 済	1,390	6,121 58,140	1,362	5,719 63,048
が ん 共 済	67	412 —	76	397 1,010
定期医療共済	44	222	44	222
合 計	1,501	6,755 58,140	1,482	6,338 64,058

(注) 医療共済の金額は上段に入院共済金額、下段に治療共済金額、がん共済及び定期医療共済の金額は入院共済金額です。

介護系その他の共済の共済金額保有高

(単位：件、千円)

種 類	6 年度		7 年度	
	件 数	金 額	件 数	金 額
介護共済	76	137,615	79	178,777
認知症共済	8	32,000	8	32,000
生活障害共済 (一時金型)	39	324,400	39	292,400
生活障害共済 (定期年金型)	1	1,000	2	1,360
特定重度疾病共済	69	113,100	77	120,600
合 計	193	608,115	205	625,137

年金共済の年金保有高

(単位：件、千円)

種 類	6 年度		7 年度	
	件 数	金 額	件 数	金 額
年金開始前	380	164,412	381	165,340
年金開始後	204	112,159	205	110,575
合 計	584	276,572	586	275,916

短期共済新契約高

(単位：件、千円)

	6 年度			7 年度		
	件 数	金 額	掛 金	件 数	金 額	掛 金
火 災 共 済	209	2,994,510	3,270	208	2,978,280	2,294
自 動 車 共 済	2,570		82,792	2,445		79,795
傷 害 共 済	1,260	2,367,500	4,188	1,437	2,983,500	4,060
団体定期生命共済	—	—	—	—	—	—
定額定期生命共済	—	—	—	—	—	—
賠償責任共済	26		105	23		93
自 賠 責 共 済	647		10,851	640		10,679
合 計	4,712		101,208	4,753		96,922

販売事業取扱実績

①受託販売品

(単位：千円)

種 類	6 年度	7 年度
	取扱高	取扱高
直売	6,653	6,063
米	45,524	77,974
畜産	62,376	49,962
果実	216,777	232,689
野菜	2,993,487	2,566,435
合 計	3,324,819	2,933,125

(注) 当期取扱高は総額で記載しており、損益計算書においては純額で販売手数料として表示しています。

②買取販売品

(単位：千円)

種 類	6 年度	7 年度
	取扱高	取扱高
野菜	145,572	166,945

購買事業取扱実績

(単位：千円)

種 類		6 年度	7 年度
		供給高	供給高
生産 資材	肥 料	154,042	157,183
	農 薬	162,371	165,393
	出包・種苗・他資材	453,589	468,912
	素畜・飼料	3,113	2,999
	農業機械	96,659	73,455
	計	869,775	867,944
生活 物資	食 品	宅 配	1,915
		生鮮食品	5,857
		一般食品	43,211
		米	2,280
	日用雑貨		34,158
	自 動 車		58,909
	燃 料		199,415
	L P G		44,729
	計		390,477
合 計		1,260,253	1,234,934

(注) 当期取扱高は総額で記載しており、損益計算書においては純額で購買手数料として表示しています。

指導事業収支の状況

(単位：千円)

支 出			収 入		
科 目	6 年度	7 年度	科 目	6 年度	7 年度
営 農 改 善 費	4,051	4,962	指導事業補助金	317	101
営 農 推 進 費	-	-	実 費 収 入	745	788
農 政 活 動 費	367	361			
教 育 情 報 費	-	-			
その他営農指導支出	-	-			
営農指導支出合計	4,418	5,323	営農指導収入合計	1,062	890
生活文化改善費	825	760	その他指導収入	-	-
(指導支出計)	5,243	6,083	(指導収入計)	1,062	890
			繰 入 金	4,181	5,193
計	5,243	6,083	計	5,243	6,083

その他の事業

(単位：千円)

種 類	6 年度	7 年度
予 冷 セ ン タ ー	85,167	90,553
機 械 利 用 事 業	9,351	9,270
ラ イ ス セ ン タ ー	4,747	4,804
育 苗 事 業	18,814	20,350
加 工 事 業	2,354	2,424
生 産 支 援 事 業	19,978	18,480
介 護 福 祉 事 業	89,469	106,068

連結情報

1 事業の概況

事業の概況

令和7年度の当JAの連結決算は、子会社を連結し、子会社 株式会社ドリームファーム洗馬に対して連結法を適用しております。

連結決算の内容は、連結経常利益92,728千円、連結当期剰余金79,008千円、連結純資産4,492,174千円、連結総資産22,701,782千円で連結自己資本比率は47.14%となりました。

連結子会社の事業概況

農業法人株式会社ドリームファーム洗馬

当法人は、平成28年に設立いたしました。当年度はレタス・キャベツ・ハクサイ・スイートコーン等を生産出荷し機械利用の作業受託、個別農家への出荷作業支援等にも取り組みました。生産資材価格の上昇など、経営環境は厳しさを増しているものの、当期純利益は813千円を確保することができました。

2 子会社等の状況

子会社等数の増減

	前 期 末	当 期 末	当 期 増 減 (△)
子 会 社	1	1	-
子 法 人 等	-	-	-
関 連 法 人 等	-	-	-
合 計	1	1	-

子会社の概況

農業法人株式会社ドリームファーム洗馬

当社は、農産物の生産及び販売、農作業の受委託及び農地管理、農業経営に関する人材育成を主な業務とする平成28年度に設立した当組合の100%出資の子会社であります。

会 社 名	農業法人株式会社ドリームファーム洗馬
所 在 地	塩尻市大字洗馬985番地2
設 立 年 月	平成28年3月1日
資 本 金 総 額	30,000千円
主 な 事 業 の 内 容	農産物の生産及び販売 農作業の受委託及び農地管理 農業の経営に関する人材育成
議 決 権 保 有 割 合	100%
役 員 数	5名
職 員 数	6名

最近5年間の連結事業年度の主要な経営指標

(単位：千円)

	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
連結経常収益	2,029,035	2,006,453	2,025,482	2,017,967	2,062,404
(うち信用事業)	147,136	146,208	140,725	148,675	177,542
(うち共済事業)	77,603	74,623	72,398	71,233	70,825
(うち販売事業)	351,490	348,646	374,163	371,471	377,950
(うち購買事業)	1,244,830	1,220,754	1,204,132	1,198,495	1,184,312
(うちその他事業)	207,973	216,220	234,062	228,090	251,773
連結経常利益 (又は連結経常損失)	91,850	94,784	143,836	128,250	92,728
連結当期剰余金 (又は連結当期損失金)	77,246	82,807	120,012	108,254	79,008
連結総資産額	24,281,488	23,984,427	24,279,566	23,909,835	22,701,782
連結純資産額	4,295,988	4,335,470	4,404,049	4,459,103	4,492,174
連結自己資本比率	39.71%	40.29%	40.60%	41.49%	47.14%

(注) 「連結自己資本比率」は、「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成18年金融庁・農水省告示第2号)に基づき算出しております。

連結貸借対照表

第77期事業年度（令和7年2月28日現在）連結貸借対照表

（単位：千円）

科 目	金 額	科 目	金 額
（資産の部）		（負債の部）	
1 信用事業資産	20,652,630	1 信用事業負債	19,026,143
(1) 現金及び預金	17,776,786	(1) 貯金	18,979,440
(2) 貸出金	2,904,342	(2) 借入金	-
(3) その他の信用事業資産	18,314	(3) その他の信用事業負債	46,702
(4) 貸倒引当金	△46,812	2 共済事業負債	58,721
2 共済事業資産	3,898	(1) 共済資金	23,632
(1) その他の共済事業資産	3,898	(2) 未経過共済付加収入	34,904
3 経済事業資産	490,295	(3) 共済未払費用	185
(1) 経済事業未収金	303,630	3 経済事業負債	91,593
(2) 経済受託債権	258	(1) 経済事業未払金	78,784
(3) 棚卸資産	178,223	(2) 経済受託債務	-
(4) その他の経済事業資産	16,810	(3) その他の経済事業負債	12,808
(5) 貸倒引当金	△8,627	4 設備借入金	32,400
4 雑資産	124,336	5 雑負債	84,390
5 固定資産	1,019,772	(1) 未払法人税等	15,741
(1) 有形固定資産	1,016,951	(2) 資産除去債務	9,629
建物	1,278,997	(3) その他の負債	59,019
機械装置	549,584	6 諸引当金	157,482
土地	309,258	(1) 賞与引当金	28,450
その他有形固定資産	365,960	(2) 退職給付に係る負債	79,510
減価償却累計額	△1,486,849	(3) 役員退職慰労引当金	15,262
(2) 無形固定資産	2,820	(4) 特例業務負担金引当金	34,259
その他無形固定資産	2,820	負債の部合計	19,450,731
6 外部出資	1,577,049	（純資産の部）	
(1) 外部出資	1,577,049	1 組合員資本	4,459,103
7 繰延税金資産	41,851	(1) 出資金	937,149
		(2) 利益剰余金	3,521,954
		(3) 処分未済持分	-
		純資産の部合計	4,459,103
資産の部合計	23,909,835	負債及び純資産の部合計	23,909,835

第78期事業年度（令和8年2月28日現在）連結貸借対照表

（単位：千円）

科 目	金 額	科 目	金 額
（資産の部）		（負債の部）	
1 信用事業資産	19,546,766	1 信用事業負債	17,810,216
(1) 現金及び預金	16,761,221	(1) 貯金	17,738,548
(2) 貸出金	2,769,237	(2) 借入金	-
(3) その他の信用事業資産	43,470	(3) その他の信用事業負債	71,668
(4) 貸倒引当金	△27,162	2 共済事業負債	59,430
2 共済事業資産	3,930	(1) 共済資金	25,422
(1) その他の共済事業資産	3,930	(2) 未経過共済付加収入	33,787
3 経済事業資産	444,839	(3) 共済未払費用	220
(1) 経済事業未収金	303,286	3 経済事業負債	83,454
(2) 経済受託債権	314	(1) 経済事業未払金	68,937
(3) 棚卸資産	157,850	(2) 経済受託債務	-
(4) その他の経済事業資産	11,820	(3) その他の経済事業負債	14,516
(5) 貸倒引当金	△28,432	4 設備借入金	300
4 雑資産	121,513	5 雑負債	104,050
5 固定資産	963,072	(1) 未払法人税等	11,398
(1) 有形固定資産	961,244	(2) 資産除去債務	9,629
建物	1,280,065	(3) その他の負債	83,022
機械装置	543,402	6 諸引当金	152,156
土地	309,258	(1) 賞与引当金	28,781
その他有形固定資産	369,339	(2) 退職給付に係る負債	75,263
減価償却累計額	△1,540,820	(3) 役員退職慰労引当金	18,626
(2) 無形固定資産	1,828	(4) 特例業務負担金引当金	29,485
その他無形固定資産	1,828	負債の部合計	18,209,608
6 外部出資	1,577,049	（純資産の部）	
(1) 外部出資	1,577,049	1 組合員資本	4,492,174
7 繰延税金資産	44,610	(1) 出資金	944,714
		(2) 利益剰余金	3,547,460
		(3) 処分未済持分	-
		純資産の部合計	4,492,174
資産の部合計	22,701,782	負債及び純資産の部合計	22,701,782

連結損益計算書

第77期事業年度（令和6年3月1日から令和7年2月28日まで）連結損益計算書

（単位：千円）

科 目	金 額	
1 事業総利益		673,059
(1)信用事業収益		148,675
資金運用収益	142,402	
(うち預金利息)	(92,704)	
(うち貸出金利息)	(23,688)	
(うちその他受入利息)	(26,009)	
役務取引等収益	4,707	
その他経常収益	1,565	
(2)信用事業費用		24,058
資金調達費用	10,341	
(うち貯金利息)	(10,327)	
(うち給付補填備金繰入)	(13)	
(うち借入金利息)	(-)	
(うちその他支払利息)	(0)	
役務取引等費用	2,150	
その他経常費用	11,566	
(うち貸倒引当金戻入益)	(△531)	
信用事業総利益		124,617
(3)共済事業収益		71,233
共済付加収入	66,476	
その他の収益	4,756	
(4)共済事業費用		1,191
共済推進費	543	
その他の費用	647	
共済事業総利益		70,042
(5)購買事業収益		1,198,495
購買品供給高	1,126,065	
購買手数料	14,580	
修理サービス料	46,092	
その他の収益	11,757	
(6)購買事業費用		1,026,874
購買品供給原価	1,003,101	
購買品供給費	27,273	
修理サービス費	-	
その他の費用	△3,500	
(うち貸倒引当金戻入益)	(△3,685)	
購買事業総利益		171,621
(7)販売事業収益		371,471
販売品販売高	225,142	
販売手数料	123,963	
その他の収益	22,366	
(8)販売事業費用		147,297
販売品販売原価	140,960	
販売費	1,089	
その他の費用	5,248	
(うち貸倒引当金戻入益)	(△0)	
販売事業総利益		224,173
(9)その他事業収益		228,090
(10)その他事業費用		145,485
その他事業総利益		82,605
2 事業管理費		598,569
(1)人件費		405,625
(2)業務費		51,197
(3)諸税負担金		22,604
(4)施設費		117,692
(5)その他事業管理費		1,448
事業利益		74,489
3 事業外収益		54,911
(1)受取雑利息		2,391
(2)受取出資配当金		17,372
(3)賃貸料		5,509
(4)償却債権取立益		350
(5)雑収入		29,288
4 事業外費用		1,151
(1)支払雑利息		5
(2)雑損失		1,145
経常利益		128,250
5 特別利益		2,106
(1)固定資産処分益		2,106
(2)一般補助金		-
6 特別損失		1,348
固定資産処分損		1,348
税金等調整前当期利益		129,008
法人税、住民税及び事業税		19,868
法人税等調整額		884
法人税等合計		20,753
当期利益		108,254
当期剰余金		108,254

第78期事業年度（令和7年3月1日から令和8年2月28日まで）連結損益計算書

（単位：千円）

科 目	金 額	
7 事業総利益		636,636
(1) 信用事業収益	177,542	
資金運用収益	170,510	
(うち預金利息)	(122,370)	
(うち貸出金利息)	(24,411)	
(うちその他受入利息)	(23,727)	
役務取引等収益	4,788	
その他経常収益	2,243	
(2) 信用事業費用	48,617	
資金調達費用	33,950	
(うち貯金利息)	(33,902)	
(うち給付補填備金繰入)	(47)	
(うち借入金利息)	(-)	
(うちその他支払利息)	(0)	
役務取引等費用	2,100	
その他経常費用	12,567	
(うち貸倒引当金繰入額)	(353)	
信用事業総利益		128,924
(3) 共済事業収益	70,825	
共済付加収入	65,659	
その他の収益	5,166	
(4) 共済事業費用	1,122	
共済推進費	437	
その他の費用	685	
共済事業総利益		69,702
(5) 購買事業収益	1,184,312	
購買品供給高	1,118,001	
購買手数料	13,109	
修理サービス料	46,054	
その他の収益	7,146	
(6) 購買事業費用	1,040,897	
購買品供給原価	996,324	
購買品供給費	24,557	
その他の費用	20,015	
(うち貸倒引当金繰入額)	(19,804)	
購買事業総利益		143,415
(7) 販売事業収益	377,950	
販売品販売高	241,657	
販売手数料	108,457	
その他の収益	27,835	
(8) 販売事業費用	169,375	
販売品販売原価	162,876	
販売費	977	
その他の費用	5,521	
(うち貸倒引当金繰入額)	(0)	
販売事業総利益		208,574
(9) その他事業収益	251,773	
(10) その他事業費用	165,754	
その他事業総利益		86,018
8 事業管理費		585,042
(1) 人件費	408,443	
(2) 業務費	50,853	
(3) 諸税負担金	23,357	
(4) 施設費	100,904	
(5) その他事業管理費	1,483	
事 業 利 益		51,594
9 事業外収益		43,820
(1) 受取雑利息	2,320	
(2) 受取出資配当金	17,297	
(3) 賃貸料	6,108	
(4) 償却債権取立益	1,000	
(5) 雑収入	17,094	
10 事業外費用		2,685
(1) 支払雑利息	3	
(2) 雑損失	2,682	
経 常 利 益		92,728
11 特別利益		-
(1) 固定資産処分益	-	
(2) 一般補助金	-	
12 特別損失		237
(1) 固定資産処分損	237	
(2) 固定資産圧縮損	-	
(3) その他特別損失	-	
税金等調整前当期利益		92,490
法人税、住民税及び事業税	16,241	
法人税等調整額	△2,758	
法人税等合計		13,482
当期利益		79,008
当期剰余金		79,008

令和6年度 連結注記表

I 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

1 連結の範囲に関する事項

連結される子会社 1社 株式会社 ドリームファーム洗馬

2 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません

3 連結される子会社及び子法人等の事業年度に関する事項

連結される子会社・子法人等の決算日は、2月末日 1社であります。

4 剰余金処分項目等の取扱いに関する事項

連結剰余金計算書は、連結会計期間において確定した剰余金処分に基づいて作成しています。

II 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1 有価証券（株式形態の外部出資を含む。）の評価基準及び評価方法

- ・ その他有価証券（市場価格のない株式）： 移動平均法による原価法

2 棚卸資産の評価基準及び評価方法

- ・ 購買品（生産資材・燃料等）： 主に総平均法による原価法
（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）
- ・ 購買品（農機・自動車）： 個別法による原価法
（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

3 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しています。）

② 無形固定資産

定額法

なお、組合利用ソフトウェアについては当組合における利用可能期間（5年）に基づく定額法により償却しています。

4 引当金の計上基準

（1）貸倒引当金

貸倒引当金は、あらかじめ定めている資産査定要領、経理規程及び資産の償却・引当基準に則り、

次のとおり計上しています。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。

上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率等の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、算定しております。

すべての債権は、資産査定要領に基づき、融資担当部署等が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っています。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は12,127千円です。

（２）賞与引当金

職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しています。

（３）退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しています。なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

（４）役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、農協役員退職慰労金積立規程に基づく期末要支給額を計上しています。

（５）特例業務負担金引当金

特例業務負担金引当金は、将来の農林漁業団体職員共済組合に対する特例業務負担金の負担に充てるため、当期末における特例業務負担金の見積額を計上しております。

5 収益認識関連

主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

① 購買事業

農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

② 販売事業

組合員が生産した農畜産物を当組合が集荷して共同で業者等に販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

③ 利用事業

機械利用、育苗、予冷センター・ライスセンター・支援センターの施設を共同で利用する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、各種施設の利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

④ 指導事業

組合員の営農にかかる各種相談・研修・経理サービスを提供する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、主にサービスの提供が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

⑤ 介護事業

要介護者を対象にしたデイサービス・訪問介護・ケアプラン作成等の介護保険事業や高齢者生活支援事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、施設の利用時点やサービスの提供時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

6 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

7 事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法

当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺表示を行っておりません。よって、事業別の収益及び費用については、事業間の内部取引も含めて表示しております。

ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則にしたがい、各事業間の内部損益を除去した額を記載しております。

8 記載金額の端数処理

記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しており、金額千円未満の科目については「0」で表示しています。

9 当組合が代理人として関与する取引の損益計算書の表示について

購買事業収益のうち、当組合が代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示しております。また、修理サービス費の外注取引については、純額を修理サービス料に計上しております。

Ⅲ 連結貸借対照表に関する注記

1 固定資産に係る圧縮記帳額

国庫補助金等の受入により、固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は253,933千円であり、その内訳は、次のとおりです。

建物	104,534千円	機械装置	141,830千円	その他の有形固定資産	6,001千円
無形固定資産	1,568千円				

2 担保に供している資産

定期預金800,000千円を為替決済の担保に供しています。

3 役員との間の取引による役員に対する金銭債権及び金銭債務の総額

理事、監事に対する金銭債権の総額	31,939千円
理事、監事に対する金銭債務の総額	該当ありません

4 債権のうち農業協同組合法施行規則第204条第1項第1号ホ（2）（i）から（iv）までに掲げるものの額及びその合計額

債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権額は65,337千円、危険債権額は37,873千円です。

なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

また、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権（破産更生債権及びこれらに準ずる債権を除く。）です。

債権のうち、三月以上延滞債権額、貸出条件緩和債権額はありません。

なお、三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものです。

また、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものです。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権の合計額は103,211千円です。

なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

Ⅳ 金融商品に関する注記

1 金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に対する取組方針

当組合は農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を長野県信用農業協同組合連合会へ預けています。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金であり、貸出金は、組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、地域振興部門を設置し、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

② 市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

(市場リスクに係る定量的情報)

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、貸出金、貯金及び借入金です。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.68%上昇したものと想定した場合には、経済価値が23,246千円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

なお、経済価値変動額の計算において、分割実行案件にかかる未実行金額についても含めて計算しています。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2 金融商品の時価等に関する事項

(1) 金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当事業年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。なお、市場価格の無い株式等は、次表には含めておりません。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
預金	17,708,691	17,675,921	△32,770
系統預金	17,408,691	17,374,519	△34,172
系統外預金	300,000	301,401	1,401
貸出金	2,904,342		
貸倒引当金(※1)	△46,812		
貸倒引当金控除後	2,857,529	2,780,413	△77,115
経済事業未収金	303,630		
貸倒引当金(※2)	△8,627		
貸倒引当金控除後	295,003	295,003	-
資産計	20,861,224	20,751,338	△109,886
貯金	18,979,440	18,923,091	△56,349
負債計	18,979,440	18,923,091	△56,349

(※1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

(※2) 経済事業未収金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

(2) 金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

【資産】

① 預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである0ISのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

なお、デリバティブを内包した期日前解約特約付預金は、期間に基づく区分ごとにリスクフリーレートである0ISのレートで割り引いた現在価値と、取引金融機関から提示された内包されるデリバティブ部分の時価により算定しております。

② 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである0ISのレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

③ 経済事業未収金

経済事業未収金については短期で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

① 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

（３）市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは（１）の金融商品の時価情報には含まれていません。

（単位：千円）	
貸借対照表計上額	
外部出資	1, 5 7 7, 0 4 9

（４）金銭債権の決算日後の償還予定額

	（単位：千円）					
	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金	17,408,691	-	-	-	-	300,000
貸出金（※1,2）	294,019	241,985	248,957	239,945	202,624	1,597,758
経済事業未収金（※3）	290,219					
合計	17,992,930					

（※1）貸出金のうち当座貸越43,130千円については「1年以内」に含めています。

（※2）貸出金のうち、三ヶ月以上延滞が生じている債権・期限の利益を喪失した債権等79,051千円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

（※3）経済事業未収金のうち、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等13,411千円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

（５）借入金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

	（単位：千円）					
	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金（※）	16,825,718	991,189	789,999	221,820	116,966	33,745
設備借入金	32,100	300	-	-	-	-
合計	16,857,818	991,489				

（※）貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めて開示しています。

V 退職給付に関する注記

1 退職給付に関する事項

① 採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付にあてるため、職員退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、この制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部にあてるため一般社団法人長野県農林漁業団体共済会との契約による退職金共済制度を採用しています。

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

② 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付引当金	84,872千円
退職給付費用	22,149千円
退職給付の支払額	△14,333千円
特定退職金共済制度への拠出金	<u>△13,177千円</u>
期末における退職給付引当金	79,510千円

③ 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務	277,042千円
特定退職金共済制度	<u>△197,531千円</u>
退職給付引当金	79,510千円

④ 退職給付に関連する損益

簡便法で計算した退職給付費用	22,149千円
----------------	----------

2 特例業務負担金の将来見込額

厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金4,758千円を特例業務負担金引当金の取崩しより拠出しています。

なお、同組合より示された令和7年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は、34,931千円となっています。

VI 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳等

繰延税金資産

貸倒引当金超過額	12,678千円
貸倒損失否認額	3,891千円
未収貸出金利息	3,500千円
役員退職慰労引当金	4,221千円
退職給付引当金	21,992千円
賞与引当金	7,869千円
未払費用否認額	1,330千円
特例業務負担金引当金	9,476千円
減損損失否認	2,543千円
未払事業税	1,129千円
その他	5,660千円
繰延税金資産小計	74,294千円
評価性引当額	△30,659千円
繰延税金資産合計 (A)	43,635千円

繰延税金負債 (B)

未収預金利息	1,783千円
--------	---------

繰延税金資産の純額 (A) - (B) 41,851千円

(2) 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

法定実効税率	27.66%
(調整)	
交際費等	0.07%
事業分量配当金	△8.58%
受取配当金	△1.86%
法人税の特別控除	△0.43%
住民税均等割等	0.42%
評価性引当額の増減	△1.16%
その他	△0.04%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	16.09%

(3) 当事業年度の末日以降にあった税率変更の内容及び影響

「所得税法等の一部を改正する法律」が令和7年3月31日に国会で成立したことに伴い、令和9年3月1日以降の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用される法定実効税率が、当事業年度の27.66%から28.37%に変更されます。なお、この変更による影響は軽微です。

令和7年度 連結注記表

I 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

1 連結の範囲に関する事項

連結される子会社 1社 株式会社 ドリームファーム洗馬

2 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません

3 連結される子会社及び子法人等の事業年度に関する事項

連結される子会社・子法人等の決算日は、2月末日 1社であります。

4 剰余金処分項目等の取扱いに関する事項

連結剰余金計算書は、連結会計期間において確定した剰余金処分に基づいて作成しています。

II 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1 有価証券（株式形態の外部出資を含む。）の評価基準及び評価方法

- ・ その他有価証券（市場価格のない株式等）： 移動平均法による原価法

2 棚卸資産の評価基準及び評価方法

- ・ 購買品（生産資材・燃料等）： 主に総平均法による原価法
(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)
- ・ 購買品（農機・自動車）： 個別法による原価法
(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

3 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しています。）

② 無形固定資産

定額法

なお、組合利用ソフトウェアについては当組合における利用可能期間（5年）に基づく定額法により償却しています。

4 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、あらかじめ定めている資産査定要領、経理規程及び資産の償却・引当基準に則り、次のとおり計上しています。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係

る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。破綻懸念先に対する債権のうち債権の元本の回収に係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができる債権については、当該キャッシュ・フローと債権の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を引き当てています。

上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率等の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、算定しております。

すべての債権は、資産査定要領に基づき、融資担当部署等が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っています。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は11,127千円です。

（２）賞与引当金

職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しています。

（３）退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しています。なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

（４）役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、農協役員退職慰労金積立規程に基づく期末要支給額を計上しています。

（５）特例業務負担金引当金

特例業務負担金引当金は、将来の農林漁業団体職員共済組合に対する特例業務負担金の負担に充てるため、当期末における特例業務負担金の見積額を計上しております。

5 収益及び費用の計上基準

主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

① 購買事業

農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履

行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

② 販売事業

組合員が生産した農畜産物を当組合が集荷して共同で業者等に販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

③ 利用事業

機械利用、育苗、予冷センター・ライスセンター・支援センターの施設を共同で利用する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、各種施設の利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

④ 指導事業

組合員の営農にかかる各種相談・研修・経理サービスを提供する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、主にサービスの提供が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

⑤ 福祉介護事業

要介護者を対象にしたデイサービス・訪問介護・ケアプラン作成等の介護保険事業や高齢者生活支援事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、施設の利用時点やサービスの提供時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

6 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

7 事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法

当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺表示を行っておりません。よって、事業別の収益及び費用については、事業間の内部取引も含めて表示しております。

ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則にしたがい、各事業間の内部損益を除去した額を記載しております。

8 記載金額の端数処理

記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しており、金額千円未満の科目については「0」で表示しています。

9 当組合が代理人として関与する取引の損益計算書の表示について

購買事業収益のうち、当組合が代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示しております。また、修理サービス費の外注取引については、純額を修理サービス料に計上しております。

Ⅲ 連結貸借対照表に関する注記

1 固定資産に係る圧縮記帳額

国庫補助金等の受入により、固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は253,933千円であり、その内訳は、次のとおりです。

建物	104,534千円	機械装置	141,830千円	その他の有形固定資産	6,001千円
無形固定資産	1,568千円				

2 担保に供している資産

定期預金800,000千円を為替決済の担保に供しています。

3 役員との間の取引による役員に対する金銭債権及び金銭債務の総額

理事、監事に対する金銭債権の総額	24,944千円
理事、監事に対する金銭債務の総額	該当ありません

4 債権のうち農業協同組合法施行規則第204条第1項第1号ホ（2）（i）から（iv）までに掲げるものの額及びその合計額

債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権額は40,670千円、危険債権額は58,860千円です。

なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

また、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権（破産更生債権及びこれらに準ずる債権を除く。）です。

債権のうち、三月以上延滞債権額、貸出条件緩和債権額はありません。

なお、三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものです。

また、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものです。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権、貸出条件緩和債権の合計額は99,531千円です。

なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

Ⅳ 金融商品に関する注記

1 金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に対する取組方針

当組合は農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を長野県信用農業協同組合連合会へ預けています。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金であり、貸出金は、組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、地域振興部門を設置し、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

② 市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

(市場リスクに係る定量的情報)

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、貸出金、貯金です。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.49%上昇したものと想定した場合には、経済価値が28,341千円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

なお、経済価値変動額の計算において、分割実行案件にかかる未実行金額についても含めて計算しています。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がな

い場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2 金融商品の時価等に関する事項

(1) 金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当事業年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。なお、市場価格の無い株式等は、次表には含めておりません。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
預金	16,686,960	16,539,666	△147,293
系統預金	16,086,960	16,045,469	△41,491
系統外預金	600,000	494,197	△105,802
貸出金	2,769,237		
貸倒引当金(※1)	△27,162		
貸倒引当金控除後	2,742,075	2,612,360	△129,715
経済事業未収金	303,286		
貸倒引当金(※2)	△28,432		
貸倒引当金控除後	274,854	274,854	-
資産計	19,703,890	19,426,881	△277,008
貯金	17,738,548	17,668,320	△70,227
負債計	17,738,548	17,668,320	△70,227

(※1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

(※2) 経済事業未収金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

(2) 金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

【資産】

① 預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によります。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ（Overnight Index Swap。以下「OIS」という）のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

なお、期日前解約特約付預金は、期間に基づく区分ごとにリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた現在価値と、取引金融機関から提示された時価により算定しております。

② 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異ならない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によります。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

③ 経済事業未収金

経済事業未収金については短期で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

① 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

（３）市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは（１）の金融商品の時価情報には含まれていません。

		（単位：千円）
		貸借対照表計上額
外部出資		1, 5 7 7, 0 4 9

（４）金銭債権の決算日後の償還予定額

		（単位：千円）				
		1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内
預金	16,086,960	-	-	-	-	600,000
貸出金（※1,2）	307,501	246,562	237,223	210,721	195,712	1,537,015
経済事業未収金（※3）	262,585					
合計	16,657,047					

（※1）貸出金のうち当座貸越45,126千円については「1年以内」に含めています。

（※2）貸出金のうち、三ヶ月以上延滞が生じている債権・期限の利益を喪失した債権等34,499千円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

（※3）経済事業未収金のうち、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等40,701千円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

（５）有利子負債の決算日後の返済予定額

		（単位：千円）				
		1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内
貯金（※）	15,715,907	1,083,608	718,606	100,888	81,744	37,792

（※）貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めて開示しています。

V 退職給付に関する注記

1 退職給付に関する事項

① 採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付にあてるため、職員退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、この制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部にあてるため一般社団法人長野県農林漁業団体共済会との契約による退職金共済制度を採用しています。

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

② 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付引当金	79,510千円
退職給付費用	18,423千円
退職給付の支払額	△10,592千円
特定退職金共済制度への拠出金	<u>△12,078千円</u>
期末における退職給付引当金	75,263千円

③ 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務	270,176千円
特定退職金共済制度	<u>△194,912千円</u>
退職給付引当金	75,263千円

④ 退職給付に関連する損益

簡便法で計算した退職給付費用	18,423千円
----------------	----------

2 特例業務負担金の将来見込額

厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金4,938千円を特例業務負担金引当金の取崩しより拠出しています。

なお、同組合より示された令和8年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は、30,091千円となっています。

VI 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳等

繰延税金資産

貸倒引当金超過額	13,173千円
貸倒損失否認額	3,708千円
未収貸出金利息	2,234千円
役員退職慰労引当金	5,223千円
退職給付引当金	21,352千円
賞与引当金	7,960千円
未払費用否認額	4,245千円
特例業務負担金引当金	8,330千円
減損損失否認	2,609千円
未払事業税	867千円
その他	5,166千円
繰延税金資産小計	74,871千円
評価性引当額	△28,538千円
繰延税金資産合計 (A)	46,333千円

繰延税金負債 (B)

未収預金利息	1,722千円
--------	---------

繰延税金資産の純額 (A) - (B)	44,610千円
---------------------	----------

(2) 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

法定実効税率	27.66%
(調整)	
交際費等	0.19%
事業分量配当金	△8.97%
受取配当金	△2.59%
過年度法人税等	1.35%
住民税均等割等	0.58%
評価性引当額の増減	△3.07%
税率変更による期末繰延税金資産の修正	△0.74%
その他	0.16%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	14.58%

(3) 税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債への影響額

「所得税法等の一部を改正する法律」が令和7年3月31日に国会で成立したことに伴い、令和9年3月1日以降の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用される法定実効税率が、従来の27.66%から28.37%に変更されました。なお、この変更による影響は軽微です。

連結剰余金計算書

第 7 7 期事業年度 (令和 6 年 3 月 1 日から令和 7 年 2 月 2 8 日まで) 連結剰余金計算書

(単位：千円)

科 目	金 額
(資本剰余金の部)	
1 資本剰余金期首残高	－
2 資本剰余金増加高	－
3 資本剰余金減少高	－
4 資本剰余金期末残高	－
(利益剰余金の部)	
1 利益剰余金期首残高	3, 467, 206
2 利益剰余金増加高	108, 254
当期剰余金	108, 254
3 利益剰余金減少高	53, 506
配当金	53, 506
4 利益剰余金期末残高	3, 521, 954

第 7 8 期事業年度 (令和 7 年 3 月 1 日から令和 8 年 2 月 2 8 日まで) 連結剰余金計算書

(単位：千円)

科 目	金 額
(資本剰余金の部)	
1 資本剰余金期首残高	－
2 資本剰余金増加高	－
3 資本剰余金減少高	－
4 資本剰余金期末残高	－
(利益剰余金の部)	
1 利益剰余金期首残高	3, 521, 954
2 利益剰余金増加高	79, 008
当期剰余金	79, 008
3 利益剰余金減少高	53, 502
配当金	53, 502
4 利益剰余金期末残高	3, 547, 460

連結事業年度の事業別収益等

連結子会社は、農産物の生産及び販売等の事業を営んでいますが、経常収益等の総額に占める割合が少ないため記載しておりません。

連結自己資本の充実の状況

連結の範囲に関する事項

◇ 連結自己資本比率算出の対象となる会社と連結財務諸表規則における連結の範囲に含まれる会社との相違点
相違点はありません。

◇ 連結子会社数並びに主要な連結子会社の名称及び主要な業務の内容

・ 連結子会社数1 社

・ 主要な連結子会社

名称	主要な業務内容
株式会社ドリームファーム洗馬	農産物の生産及び販売 農作業の受委託及び農地管理 農業の経営に関する人材育成

◇ 比例連結が適用される関連法人
該当ありません

◇ 控除項目の対象となる会社
該当ありません

◇ 従属業務を営む会社であって、連結グループに属していない会社
該当ありません

◇ 連結グループ内の資金及び自己資本の移動に係る制限等
該当ありません

◇ 規制上の所要自己資本を下回った会社の名称と所要自己資本を下回った額の総額
該当ありません

連結自己資本比率の状況

令和8年2月末における連結自己資本比率は、47.14%となりました。

連結自己資本は、組合員の普通出資によっています。

○ 普通出資による資本調達額

項 目	内 容
発行主体	洗馬農業協同組合
資本調達手段の種類	普通出資
コア資本に係る基礎項目に算入した額	944百万円（前年度937百万円）

当連結グループは、適正なプロセスにより連結自己資本比率を正確に算出し、J Aを中心に信用リスクやオペレーショナル・リスクの管理及びこれらのリスクに対応した十分な自己資本の維持を図るとともに、内部留保の積み増しにより自己資本の充実に努めています。

自己資本の構成に関する事項

(単位：千円、%)

項 目	令和7年度 (当年度)	令和6年度 (前年度)
コア資本にかかる基礎項目		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員資本の額	4,448,045	4,405,032
うち、出資金及び資本剰余金の額	944,714	937,149
うち、再評価積立金の額	—	—
うち、利益剰余金の額	3,547,460	3,521,954
うち、外部流出予定額 (△)	44,128	54,070
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
コア資本に算入される評価・換算差額等	—	—
うち、退職給付に係るものの額	—	—
コア資本に係る調整後非支配株主持分の額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	2,294	519
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	2,294	519
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額 のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
非支配株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
コア資本にかかる基礎項目の額 (イ)	4,450,340	4,405,551
コア資本にかかる調整項目		
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額 の合計額	1,322	2,040
うち、のれんに係るもの（のれん相当差額を含む）の額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	1,322	2,040
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
退職給付に係る資産の額	—	—
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る十パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するもの の額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するも の額	—	—

項 目		令和7年度 (当年度)	令和6年度 (前年度)
	のの額		
	うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—
特定項目に係る十五パーセント基準超過額		—	—
	うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
	うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
	うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)		1,322	2,040
自己資本			
自己資本の額（（イ）－（ロ）） (ハ)		4,449,017	4,403,511
リスク・アセット等			
信用リスク・アセットの額の合計額		9,208,997	9,438,771
	うち、他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置を用いて算出したリスク・アセットの額から経過措置を用いずに算出したリスク・アセットの額を控除した額（△）	—	—
	うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	—	—
	うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	—	—
	うち、土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額に係るものの額	—	—
	うち、上記以外に該当するものの額	—	—
マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額		—	—
勘定間の振替分		—	—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額		227,225	1,174,132
信用リスク・アセット調整額		—	—
フロア調整額		—	—
オペレーショナル・リスク相当額調整額		—	—
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)		9,436,222	10,612,903
連結自己資本比率			
連結自己資本比率（（ハ）／（ニ））		47.14	41.49

(注)

- 「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」（平成18年金融庁・農水省告示第2号）に基づき算出しています。
- 当連結グループは、信用リスク・アセット額の算出にあつては標準的手法、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーショナル・リスク相当額にあつては標準的計測手法で算出しており、算出に使用する I L M について、当年度は告示第250条第1項第3号に基づき「1」を使用しています。
- 当連結グループが有するすべての自己資本とリスクを対比して、連結自己資本比率を計算しています

信用リスク・アセットの額および信用リスクに対する所要自己資本の額ならびに区分ごとの内訳

(単位：千円)

		令和7年度（当年度）		
		エクスポージャーの 期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%
	現金	74,260	—	—
	我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—
	外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—
	国際決済銀行等向け	—	—	—
	我が国の地方公共団体向け	1,220,475	—	—
	外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—
	国際開発銀行向け	—	—	—
	地方公共団体金融機構向け	—	—	—
	我が国の政府関係機関向け	—	—	—
	地方三公社向け	—	—	—
	金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	16,723,873	3,465,641	138,625
	（うち第一種金融商品取引業者及び保険会社向け）	—	—	—
	カバード・ボンド向け	—	—	—
	法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	10,046	7,546	301
	（うち特定貸付債権向け）	—	—	—
	中堅中小企業等向け及び個人向け	149,707	74,798	2,991
	（うちトランザクター向け）	1,080	486	19
	不動産関連向け	200,875	97,906	3,916
	（うち自己居住用不動産等向け）	200,875	97,906	3,916
	（うち賃貸用不動産向け）	—	—	—
	（うち事業用不動産関連向け）	—	—	—
	（うちその他不動産関連向け）	—	—	—
	（うちADC向け）	—	—	—
	劣後債券及びその他資本性証券等	—	—	—
	延滞等向け（自己居住用不動産関連向けを除く。）	123,723	84,999	3,399
	自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	17,632	13,571	542
	取立未済手形	2,898	579	23
	信用保証協会等による保証付	1,123,247	110,399	4,415

	株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付		—	—	—
	株式等		127,764	127,764	5,110
	共済約款貸付		—	—	—
	上記以外		2,985,258	5,225,789	209,031
		(うち重要な出資のエクスポージャー)	—	—	—
		(うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー)	—	—	—
		(うち農林中央金庫の対象資本調達手段に係るエクスポージャー)	1,449,285	3,623,212	144,928
		(うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー)	45,115	112,789	4,511
		(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー)	—	—	—
		(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係るエクスポージャー)	—	—	—
		(うち上記以外のエクスポージャー)	1,490,857	1,489,786	59,591
	証券化		—	—	—
		(うちSTC要件適用分)	—	—	—
		(短期STC要件適用分)	—	—	—
		(うち不良債権証券化適用分)	—	—	—
		(うちSTC・不良債権証券化適用対象外分)	—	—	—
	再証券化		—	—	—
	リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー		—	—	—
		(うちルックスルー方式)	—	—	—
		(うちマンドレート方式)	—	—	—

			(うち蓋然性方式 250%)	—	—	—
			(うち蓋然性方式 400%)	—	—	—
			(うちフォールバック方式)	—	—	—
			他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額(△)	—	—	—
	標準的手法を運用するエクスポージャー計		22, 759, 764	9, 208, 997	368, 359	
	C V Aリスク相当額÷ 8 % (簡便法)		—	—	—	
	中央清算期間関連エクスポージャー		—	—	—	
合計 (信用リスク・アセットの額)			22, 759, 764	9, 208, 997	368, 359	
マーケット・リスク に対する所要自己資本の額 ＜簡易方式又は標準的方式＞			マーケット・リスク相当額をの合計額を 8 %で除して得た額 a		所要自己資本額 b=a×4%	
			—		—	
オペレーショナル・リスク に対する所要自己資本の額 ＜標準的計測手法＞			オペレーショナル・リスク相当額を 8 %で除して得た額 a		所要自己資本額 b=a×4%	
			227, 225		9, 089	
所要自己資本額			リスク・アセット等 (分母)合計 a		所要自己資本額 b=a×4%	
			9, 436, 222		377, 448	

オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本額の概要

(単位：千円)

	令和7年度(当年度)
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	227,225
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額	9,089
B I	151,483
B I C	18,178

(注)

- 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
- 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。

3. 「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
4. 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産（固定資産等）・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額が含まれます。
5. オペレーショナル・リスク相当額は標準的計測手法により算出しており、算出に使用する ILM は告示第 250 条第 1 項第 3 号に基づき「1」を使用しております。

信用リスクに対する所要自己資本の額及び区分ごとの内訳

(単位：千円)

信用リスク・アセット		令和6年度(前年度)		
		エクスポージャーの期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 $b = a \times 4\%$
	現金	68,094	—	—
	我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—
	外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—
	国際決済銀行等向け	—	—	—
	我が国の地方公共団体向け	1,332,929	—	—
	外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—
	国際開発銀行向け	—	—	—
	地方公共団体金融機関向け	—	—	—
	我が国の政府関係機関向け	—	—	—
	地方三公社向け	—	—	—
	金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	17,720,316	3,544,063	141,762
	法人等向け	47,510	46,930	1,877
	中小企業等向け及び個人向け	22,631	8,391	335
	抵当権付住宅ローン	137,196	46,334	1,853
	不動産取得等事業向け	—	—	—
	三月以上延滞等	151,890	110,768	4,430
	取立未済手形	3,043	608	24
	信用保証協会等保証付	1,073,697	104,826	4,193
	株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—
	共済約款貸付	—	—	—
	出資等	127,764	127,764	5,110
	(うち出資等のエクスポージャー)	127,764	127,764	5,110
	(うち重要な出資のエクスポージャー)	—	—	—
	上記以外	3,278,160	5,449,081	217,963
	(うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー)	—	—	—
	(うち農林中央金庫又は農業協同組合連合会の対象資本調達手段に係るエクスポージャー)	1,449,285	3,623,212	144,928
	(うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー)	42,631	106,579	4,263
	(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー)	—	—	—
	(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクスポージャー)	—	—	—
	(うち上記以外のエクスポージャー)	1,786,243	1,719,289	68,771
	証券化	—	—	—
	(うちSTC要件適用分)	—	—	—
	(うち非STC適用分)	—	—	—
	再証券化	—	—	—
	リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポ	—	—	—

	ジャー			
	(うちレックスルー方式)	—	—	—
	(うちマンドート方式)	—	—	—
	(うち蓋然性方式250%)	—	—	—
	(うち蓋然性方式400%)	—	—	—
	(うちフォールバック方式)	—	—	—
	経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	—	—	—
	他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額 (△)	—	—	—
	標準的手法を適用するエクスポージャー別計	23,963,234	9,438,771	377,550
	CVAリスク相当額÷8%	—	—	—
	中央清算機関関連エクスポージャー	—	—	—
	合計 (信用リスク・アセットの額)	23,963,234	9,438,771	377,550
	オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額 ＜基礎的手法＞	オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額	所要自己資本額	
		a	b = a × 4 %	
		1,174,132	46,965	
	所要自己資本額計	リスク・アセット等(分母)計	所要自己資本額	
		a	b = a × 4 %	
		10,612,903	424,516	

- (注) 1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
2. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
3. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
4. 「出資等」とは、出資等エクスポージャー、重要な出資のエクスポージャーが該当します。
5. 「証券化（証券化エクスポージャー）」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。
6. 「経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるもの」とは、土地再評価差額金に係る経過措置によるリスク・アセットの額および調整項目にかかる経過措置によりなお従前の例によるものとしてリスク・アセットの額に算入したものが該当します。
7. 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産（固定資産等）・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額が含まれます。
8. 当連結グループでは、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたって、基礎的手法を採用しています。

＜オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額の算出方法（基礎的手法）＞

$$\frac{\text{粗利益（正の値の場合に限る）} \times 15\% \text{ の直近3年間の合計額}}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

信用リスクに関する事項 リスク管理の方法及び手続の概要

当連結グループでは、J A以外で与信を行っていないため、連結グループにおける信用リスク管理の方針及び手続等は定めていません。J Aの信用リスク管理の方針及び手続等の具体的内容は、単体の開示内容(P. 16)をご参照ください。

標準的手法に関する事項

連結自己資本比率算出にかかる信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しています。また、信用リスク・アセットの算出にあたって、リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付等は次のとおりです。

(ア) リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付けは、以下の適格格付機関による依頼格付けのみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適 格 格 付 機 関
株式会社格付投資情報センター(R & I)
株式会社日本格付研究所(J C R)
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク(Moody's)
S&Pグローバル・レーティング
フィッチレーティングスリミテッド(Fitch)

(注) 「リスク・ウェイト」とは、当該資産を保有するために必要な自己資本額を算出するための掛目のことです。

(イ) リスク・ウェイトの判定に当たり使用する適格格付機関の格付またはカントリー・リスク・スコアは、主に以下のとおりです。

エクスポージャー	適 格 格 付 機 関	カントリー・リスク・スコア
中央政府および中央銀行		日本貿易保険
外国の中央政府等以外の公共部門向けエクスポージャー		日本貿易保険
国際開発銀行向けエクスポージャー	R & I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
金融機関向けエクスポージャー	R & I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
法人等向けエクスポージャー	R & I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	

信用リスクに関するエクスポージャー（地域別、業種別、残存期間別）

及び延滞エクスポージャーの期末残高

（単位：千円）

		令和7年度（当年度）			令和6年度（前年度）		
		信用リスクに関するエク スポージャーの残高	うち貸出金等	延滞エ ク スポージャー	信用リスクに関するエク スポージャーの残高	うち貸出金等	三月以上延滞エ ク スポージャー
	国内	22,759,764	2,776,561	141,356	23,963,234	2,907,934	151,890
	国外	—	—	—	—	—	—
	地域別残高計	22,759,764	2,776,561	141,356	23,963,234	2,907,934	151,890
法人	農業	31,074	31,074	—	20,079	20,079	—
	林業	—	—	—	—	—	—
	水産業	—	—	—	—	—	—
	製造業	594	—	—	3,250	2,655	—
	鉱業	—	—	—	—	—	—
	建設・不動産業	—	—	—	—	—	—
	電気・ガス・熱 供給・水道業	—	—	—	—	—	—
	運輸・通信業	7,520	—	—	7,520	—	—
	金融・保険業	18,185,467	—	—	19,182,054	—	—
	卸売・小売・飲 食・サービス業	140,035	29,795	—	155,094	44,854	—
	日本国政府・地 方公共団体	1,220,475	1,205,897	—	1,332,929	1,321,758	—
	上記以外	—	—	—	—	—	—
	個人	1,564,226	1,509,793	141,356	1,554,577	1,518,585	151,890
	その他	1,610,370	—	—	1,707,728	—	—
業種別残高計		22,759,764	2,776,561	141,356	23,963,234	2,907,934	151,890
	1年以下	16,181,040	61,497		17,475,964	57,250	
	1年超3年以下	90,564	90,564		67,589	67,589	
	3年超5年以下	265,617	265,617		157,759	157,759	
	5年超7年以下	195,881	195,881		426,323	426,323	
	7年超10年以下	356,264	356,264		184,959	184,959	
	10年超	2,345,659	1,741,328		2,210,490	1,908,888	
	期限の定めのないもの	3,324,736	65,407		3,440,146	105,162	
	残存期間別残高計	22,759,764	2,776,561		23,963,234	2,907,934	

（注）

- 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
- 「貸出金等」とは、貸出金のほか、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。「コミットメント」とは、契約した期間および融資枠の範囲でお客様のご請求に基づき、金融機関が融資を実行する契約のことをいいます。「貸出金等」にはコミットメントの融資可能残額も含めています。
- 「店頭デリバティブ」とは、スワップ等の金融派生商品のうち相対で行われる取引のものをいいます。
- 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞しているエクスポージャーをいいます。
- 「延滞エクスポージャー」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことをいいます。
 - 金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則に規定する「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること。
 - 重大な経済的損失を伴う売却を行うこと。
 - 3か月以上限度額を超過した当座貸越であること。

貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：千円)

区 分	令和 7 年度					令和 6 年度				
	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	519	2,294	—	519	2,294	658	519	—	658	519
個別貸倒引当金	54,920	53,299	20,003	34,916	53,299	58,998	54,920	—	58,998	54,920

業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中増減額及び貸出金償却の額

(単位：千円)

区 分		令和 7 年度						令和 6 年度					
		期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	貸出金償却	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	貸出金償却
				目的使用	その他					目的使用	その他		
国 内		54,920	53,299	20,003	34,916	53,299	—	58,998	54,920	—	58,998	54,920	—
国 外		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地域別計		54,920	53,299	20,003	34,916	53,299	—	58,998	54,920	—	58,998	54,920	—
法 人	農業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	林業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	水産業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	製造業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	鉱業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	建設・不動産業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	運輸・通信業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	金融・保険業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	卸売・小売・飲食・サービス業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
上記以外		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
個 人		54,920	53,299	20,003	34,916	53,299	11,127	58,998	54,920	—	58,998	54,920	—
業種別計		54,920	53,299	20,003	34,916	53,299	11,127	58,998	54,920	—	58,998	54,920	—

信用リスク・アセット残高内訳表

[令和7年度] (当年度)

(単位：千円)

項目	リスク・ウェイト (%)	CCF・信用リスク削減 効果適用前		CCF・信用リスク削減 効果適用後			リスク・ウェイトの加重平均値
		オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	信用リスク・アセットの額	
		A	B	C	D	E	F(=E/(C+D))
現金	0	74,260	—	74,260	—	—	0%
我が国の中央政府及び中央銀行向け	0	—	—	—	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	0～150	—	—	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	0	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	0	1,220,475	—	1,220,475	—	—	0%
外国の中央政府等以外の公共部門向け	20～150	—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け	0～150	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	10～20	—	—	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	10～20	—	—	—	—	—	—
地方三公社向け	20	—	—	—	—	—	—
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	20～150	16,723,873	—	16,723,873	—	3,465,641	21%
（うち第一種金融商品取引業者及び保険会社向け）	20～150	—	—	—	—	—	—
カバード・ボンド向け	10～100	—	—	—	—	—	—
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	20～150	10,046	—	7,546	—	7,546	100%
（うち特定貸付債権向け）	20～150	—	—	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	45～100	145,997	37,096	132,861	3,709	74,798	55%
（うちトラザクター向け）	45	—	10,800	—	1,080	486	45%
不動産関連向け	20～150	200,875	—	193,148	—	97,906	51%
（うち自己居住用不動産等向け）	20～75	200,875	—	193,148	—	97,906	51%
（うち賃貸用不動産向け）	30～150	—	—	—	—	—	—
（うち事業用不動産関連向け）	70～150	—	—	—	—	—	—
（うちその他不動産関連向け）	60	—	—	—	—	—	—
（うちADC向け）	100～150	—	—	—	—	—	—

劣後債券及びその他資本性証券等	150	—	—	—	—	—	—
延滞等向け（自己居住用不動産関連向けを除く。）	50～150	75,555	—	74,625	—	84,999	114%
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	100	13,571	—	13,571	—	13,571	100%
取立未済手形	20	2,898	—	2,898	—	579	20%
信用保証協会等による保証付	0～10	1,123,247	—	1,103,994	—	110,399	10%
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	10	—	—	—	—	—	—
株式等	250～400	127,764	—	127,764	—	127,764	100%
共済約款貸付	0	—	—	—	—	—	—
上記以外	100～1250	2,984,187	—	2,984,187	—	5,225,789	175%
（うち重要な出資のエクスポージャー）	1250	—	—	—	—	—	—
（うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部 TLAC 関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー）	250～400	—	—	—	—	—	—
（うち農林中央金庫の対象資本調達手段に係るエクスポージャー）	250	1,449,285	—	1,449,285	—	3,623,212	250%
（うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー）	250	45,115	—	45,115	—	112,789	250%
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部 TLAC 関連調達手段に係るエクスポージャー）	250	—	—	—	—	—	—
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部 TLAC 関連調達手段に係るエクスポージャー）	150	—	—	—	—	—	—

	(うち右記以外の エクスポージャー)	100	1,489,786	—	1,489,786	—	1,489,786	100%
証券化		—	—	—	—	—	—	—
	(うちSTC要件 適用分)	—	—	—	—	—	—	—
	(短期STC要件 適用分)	—	—	—	—	—	—	—
	(うち不良債権証 券化適用分)	—	—	—	—	—	—	—
	(うちSTC・不良 債権証券化適用対 象外分)	—	—	—	—	—	—	—
再証券化		—	—	—	—	—	—	—
リスク・ウェイトのみ なし計算が適用される エクスポージャー		—	—	—	—	—	—	—
未決済取引		—					—	
他の金融機関等の対象 資本調達手段に係るエ クスポージャーに係る 経過措置によりリス ク・アセットの額に算 入されなかったものの 額 (△)		—					—	
合計 (信用リスク・ア セットの額)		—					9,208,997	

(注) 最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、令和6年度（前年度）については、記載しておりません。

ポートフォリオの区分ごとのCCF適用後および信用リスク削減手法 の効果を勘案した後のエクスポージャーの額

[令和7年度] (当年度)

(単位：千円)

項目	信用リスク・エクスポージャーの額（CCF・信用リスク削減手法適用後）																					
	0%		20%		50%		100%		150%		その他		合計									
我が国の中央政府及び中央銀行向け	—		—		—		—		—		—		—									
外国の中央政府及び中央銀行向け	—		—		—		—		—		—		—									
国際決済銀行等向け	—		—		—		—		—		—		—									
	0%		10%		20%		50%		100%		150%		その他	合計								
我が国の地方公共団体向け	1,220,475		—		—		—		—		—		—	1,220,475								
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—		—		—		—		—		—		—	—								
地方公共団体金融機構向け	—		—		—		—		—		—		—	—								
我が国の政府関係機関向け	—		—		—		—		—		—		—	—								
地方三公社向け	—		—		—		—		—		—		—	—								
	0%		20%		30%		50%		100%		150%		その他	合計								
国際開発銀行向け	—		—		—		—		—		—		—	—								
	20%		30%		40%		50%		75%		100%		150%	その他	合計							
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	16,119,542		—		604,331		—		—		—		—		16,723,873							
（うち、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け）	—		—		—		—		—		—		—		—							
	10%		15%		20%		25%		35%		50%		100%		その他	合計						
カバード・ボンド向け	—		—		—		—		—		—		—		—	—						
	20%		50%		75%		80%		85%		100%		130%		150%	その他	合計					
法人等向け （特定貸付債権向けを含む。）	—		—		—		—		—		7,546		—		—		7,546					
（うち特定貸付債権向け）	—		—		—		—		—		—		—		—		—					
	100%			150%			250%			400%			その他			合計						
劣後債権及びその他資本性証券等	—			—			—			—			—			—						
株式等	—			—			127,764			—			—			127,764						
	45%				75%				100%				その他				合計					
中堅中小企業等向け及び個人向け	1,080				2,545				3,227				129,718				136,570					
（うちトラランザクター向け）	1,080				—				—				—				1,080					
	20%		25%		30%		31.25%		35%		37.50%		40%		50%		62.50%	70%	75%	その他	合計	
不動産関連向け うち自己居住用不動産等向け	—		—		—		—		117,374		—		—		—		—		75,760		13	193,148
	30%		35%		43.75%		45%		56.25%		60%		75%		93.75%		105%		150%		その他	合計
不動産関連向け うち賃貸用不動産向け	—		—		—		—		—		—		—		—		—		—		—	—
	70%			90%			110%			112.50%			150%			その他			合計			
不動産関連向け うち事業用不動産関連向け	—			—			—			—			—			—			—	—		
	60%						その他						合計									
不動産関連向け うちその他不動産関連向け	—						—						—						—			
	100%				150%				その他				合計									
不動産関連向け うちADC向け	—				—				—				—				—					
	50%				100%				150%				その他				合計					
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	8,794				35,287				29,694				848				74,625					
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	—				13,571				—				—				13,571					
	0%			10%			20%			100%			その他			合計						
現金	74,260			—			—			—			—			74,260						
取立未済手形	—			—			2,898			—			—			2,898						
信用保証協会等による保証付	—			1,103,977			—			—			17			1,103,994						
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—			—			—			—			—			—						
共済約款貸付	—			—			—			—			—			—						

(注) 最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、令和6年度(前年度)については、記載しておりません。

資産（オフ・バランス取引等含む）残高等リスク・ウェイト区分内訳表

（単位：千円）

リスク・ウェイト区分	令和7年度（当年度）			
	CCF・信用リスク削減効果適用前 エクスポージャー		CCF の 加重平均値（％）	資産の額および与信相 当額の合計額 （CCF・信用リスク削 減効果適用後）
	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目		
40％未満	18,706,245	—	—	18,669,262
40％～70％	659,619	10,800	10	660,697
75％	81,818	2,478	10	78,305
80％	—	—	—	—
85％	52,020	5,592	10	52,355
90％～100％	61,264	17,736	10	60,481
105％～130％	—	—	—	—
150％	29,714	—	—	29,694
250％	127,764	—	—	127,764
400％	—	—	—	—
1250％	—	—	—	—
その他	119	489	10	168
合計	19,718,567	37,096	10	19,678,730

（注）最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い、「リスク・ウェイト区分」の変更や「CCFの加重平均値」の追加等を行っております。

**信用リスク削減効果勘案後の残高及び
リスク・ウェイト1250%を適用する残高**

（単位：千円）

		令和6年度（前年度）		
		格付 あり	格付 なし	計
信用リスク 削減効果勘 案後残高	リスク・ウェイト 0 %	—	1,476,934	1,476,934
	リスク・ウェイト 2 %	—	—	—
	リスク・ウェイト 4 %	—	—	—
	リスク・ウェイト 10 %	—	1,048,267	1,048,267
	リスク・ウェイト 20 %	—	17,733,827	17,733,827
	リスク・ウェイト 35 %	—	132,385	132,385
	リスク・ウェイト 50 %	—	111,415	111,415
	リスク・ウェイト 75 %	—	6,168	6,168
	リスク・ウェイト 100 %	—	1,916,146	1,916,146
	リスク・ウェイト 150 %	—	46,173	46,173
	リスク・ウェイト 250 %	—	1,491,916	1,491,916
	その他	—	—	—
	リスク・ウェイト 1250 %	—	—	—
計		—	23,963,234	23,963,234

（注）

1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「格付あり」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用しているもの、「格付なし」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用していないものを記載しています。なお、格付は適格格付機関による依頼格付のみ使用しています。
3. 経過措置によってリスク・ウェイトを変更したエクスポージャーについては、経過措置適用後のリスク・ウェイトによって集計しています。また、経過措置によってリスク・アセットを算入したものについても集計の対象としています。
4. 1250%には、非同時決済取引に係るもの、信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係るもの、重要な出資に係るエクスポージャーなどリスク・ウェイト1250%を適用したエクスポージャーがあります。

信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

連結自己資本比率の算出にあつて、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」において定めています。信用リスク削減手法の適用及び管理方針、手続は、J Aのリスク管理の方針及び手続に準じて行っています。J Aのリスク管理の方針及び手続等の具体的内容は、単体の開示内容（P. 91）をご参照ください。

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位：千円)

	令和7年度（当年度）		
	適格金融 資産担保	保証	クレジット・ デリバティブ
地方公共団体金融機構向け	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	—	—
地方三公社向け	—	—	—
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	—
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	24,290	52,865	—
自己居住用不動産等向け	—	—	—
賃貸用不動産向け	—	—	—
事業用不動産関連向け	—	—	—
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	—	500	—
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	—	—	—
証券化	—	—	—
中央清算機関関連	—	—	—
上記以外	—	—	—
合計	24,290	53,365	—

(注)

- 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
- 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことをいいます。
 - ①金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則に規定する「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること。
 - ②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと。
 - ③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること。
- 「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
- 「上記以外」には、現金・外国の中央政府および中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）等が含まれます。
- 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者(参照組織)の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者(プロテクションの買い手)と信用リスクを取得したい者(プロテクションの売り手)との間で契約を結び、参照組織に信用事由(延滞・破産など)が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。

(単位：千円)

区 分	令和6年度(前年度)		
	適格金融 資産担保	保 証	クレジット・デ リバティブ
地方公共団体金融機構向け	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	—	—
地方三公社向け	—	—	—
金融機関向け及び第一種金融商品取引 業者向け	—	—	—
法人等向け	—	—	—
中小企業等向け及び個人向け	1,350	9,023	—
抵当権住宅ローン	—	—	—
不動産取得等事業向け	—	—	—
三月以上延滞等	—	—	—
証券化	—	—	—
中央清算機関関連	—	—	—
上記以外	25,369	53,698	—
合計	26,719	62,722	—

- (注) 1. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、主なものとしては貸出金や有価証券等が該当します。
2. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
3. 「証券化（証券化エクスポージャー）」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。
4. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）等が含まれます。
5. 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者（参照組織）の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者（プロテクションの買い手）と信用リスクを取得したい者（プロテクションの売り手）との間で契約を結び、参照組織に信用事由（延滞・破産など）が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。

派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当する取引はありません。

証券化エクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

CVAリスクに関する事項

該当する取引はありません。

マーケット・リスクに関する事項

当JAは、自己資本比率算出上、マーケット・リスク相当額に係る額を不算入としております。

オペレーショナル・リスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要

連結グループにかかるオペレーショナル・リスク管理は、子会社においてはJAのリスク管理及びその手続に準じたリスク管理を行っています。また、関連会社については、これらに準じたリスク管理態勢を構築しています。JAの信用リスク管理の方針及び手続等の具体的内容は、単体の開示内容（P.17）をご参照ください。

出資その他これに類するエクスポージャーに関する リスク管理の方針及び手続の概要

連結グループにかかる出資等または株式等エクスポージャーに関するリスク管理は、子会社においてはJAのリスク管理及びその手続に準じたリスク管理を行っています。また、関連会社についても、子会社に準じたリスク管理態勢を構築しています。JAのリスク管理の方針及び手続等の具体的内容は、単体の開示内容（P.95）をご参照ください。

出資その他これに類するエクスポージャーの連結貸借対照表計上額及び時価

(単位：千円)

	令和 7 年度		令和 6 年度	
	連結貸借対照表 計上額	時価評価額		連結貸借対照表 計上額
上 場	—	—	上 場	—
非上場	1, 577, 049	1, 577, 049	非上場	1, 577, 049
合 計	1, 577, 049	1, 577, 049	合 計	1, 577, 049

(注) 「時価評価額」は、時価のあるものは時価、時価のないものは貸借対照表計上額の合計額です。

出資等または株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益

(単位：千円)

令和 7 年度			令和 6 年度		
売却益	売却損	償却額	売却益	売却損	償却額
—	—	—	—	—	—

連結貸借対照表で認識され、連結損益計算書で認識されない評価損益の額
(保有目的区分をその他有価証券としている株式・出資の評価損益等)

(単位：千円)

令和 7 年度		令和 6 年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
—	—	—	—

連結貸借対照表及び連結損益計算書で認識されない評価損益の額
(子会社・関連会社株式の評価損益等)

(単位：千円)

令和 7 年度		令和 6 年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
—	—	—	—

リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

金利リスクの算定手法の概要

連結グループの金利リスクの算定手法は、J Aの金利リスクの算定手法に準じた手法により行っています。J Aの金利リスクの算定手法は、単体の開示内容（P. 97）をご参照ください。

金利リスクに関する事項

（単位：百万円）

IRRBB 1：金利リスク					
項番		△EVE		△NII	
		当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方パラレルシフト	55	34	0	0
2	下方パラレルシフト	0	0	29	19
3	スティープ化	83	64		
4	フラット化	0	0		
5	短期金利上昇	0	0		
6	短期金利低下	25	36		
7	最大値	83	64	29	19
		当期末		前期末	
8	自己資本の額	4,449		4,403	

財務諸表の正確性等にかかる確認

確 認 書

令和7年3月1日から令和8年2月28日までの事業年度における財務諸表の適正性、および財務諸表作成にかかわる内部監査の有効性を確認しております。

令和8年5月27日

洗馬農業協同組合

代表理事組合長

寺澤 武憲



代表理事専務理事（財務担当）

竹下 学



